

安芸高田市障害福祉計画（第7期）  
安芸高田市障害児福祉計画（第3期）

【2024年度～2026年度】

**基本理念**

**しあわせに暮らす安芸高田**  
**～わがまちで・ともに・じぶんらしく～**

2024年3月  
安芸高田市



## 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 国における障害福祉計画の考え方	4
3 本計画の性格	6
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 基本理念	9
2 計画策定の視点	9
第3章 障害児・者を取り巻く現状	12
1 統計からみる現状	12
第4章 アンケート調査結果の概要	23
第5章 計画の推進	50
1 庁内推進体制の整備	50
2 関係機関との連携の強化	50
3 計画の進行管理	50
4 サービスの質の確保と経営基盤の安定化	50
5 計画や制度の周知と情報提供	51
第6章 障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の実施状況	52
1 成果目標の達成状況	52
2 障害福祉サービス等事業量の点検・評価	59
3 障害児通所支援事業量の点検・評価	62
4 地域生活支援事業量の点検・評価	63
第7章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の成果目標と活動指標	66
1 成果目標の設定	66
2 各種サービスの見込量と確保策（活動指標）	76
資料編	90
1 安芸高田市障害者プラン推進協議会設置要綱	90
2 安芸高田市障害者プラン推進協議会委員名簿	92
3 安芸高田市障害者自立支援協議会設置要綱	93
4 施設・事業所一覧表	95
5 用語解説	99



# 第1章 計画の概要

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

安芸高田市では、2010年3月に「安芸高田市障がい者プラン（第1次）」を、2007年3月に「安芸高田市障害福祉計画（第1期）」、2018年3月に「安芸高田市障害児福祉計画（第1期）」を策定し、「一わがまちで・ともに・じぶんらしく一輝いて暮らす安芸高田」を基本理念とし、福祉・保健・生活支援・教育・雇用等の幅広い分野から、障害福祉を総合的に推進してきました。

国では2006年に国際連合が採択した「障害者権利条約」の締結に向けて、翌年に署名し、「障害者基本法」の改正（2011年8月）や「障害者虐待防止法」の施行（2012年10月）、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正（2013年6月）といった国内法の整備が進められ、2014年1月に同条約が批准されました。

さらに、2013年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という）では、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策の展開が求められています。

なお、2022年に交付された「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」では、障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、さまざまな措置を講じることが定められています。

このたび、「安芸高田市障害福祉計画（第6期）」「安芸高田市障害児福祉計画（第2期）」がともに2023年度をもって計画期間を終了することから、国の基本指針の改正の方向や障害のある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障害福祉施策を総合的に推進するため、新たに「安芸高田市障害福祉計画（第7期）」「安芸高田市障害児福祉計画（第3期）」を策定します。

■障害者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

年	主な動き
2011年	8月 「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行（一部を除く） ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
2012年	10月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
2013年	4月 「障害者総合支援法」の施行（一部を除く） ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 4月 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 9月 「障害者基本計画（第3次）」策定 ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 等
2014年	1月 「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を日本が批准 4月 「障害者総合支援法」の施行（一部を除く） ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
2015年	1月 「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」の施行 ・医療費助成の対象疾病の拡大 等
2016年	4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 等 4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部を除く） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 8月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
2019年	3月 「障害者基本計画（第4次）」策定 ・当事者本位の総合的・分野横断的な支援、複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援 等

2018年	<p>4月 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部2016年6月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等</li> </ul> <p>6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等</li> </ul>
2020年	<p>4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部2019年6月、9月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 等</li> </ul>
2021年	<p>4月 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策の強化・業務継続への取り組み、ICTの活用</li> </ul> <p>4月 「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「重層的支援体制」の整備</li> </ul> <p>6月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」という。）」の施行（2020年6月一部施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化</li> <li>・ 国民に向けた広報啓発の取組推進</li> </ul>
2022年	<p>5月 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進</li> </ul>
2023年	<p>3月 「障害者基本計画（第5次）」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条約の理念の尊重及び整合性の確保、共生社会の実現に資する取組の推進等</li> </ul> <p>4月 「こども家庭庁」が設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児支援などに関する事務が厚生労働省から移管</li> </ul>
2024年	<p>4月 「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」施行（一部2023年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループホーム利用者の一人暮らし支援、就労選択支援サービスの創設、全国的なデータベースの整備</li> </ul> <p>4月 「障害者差別解消法の一部を改正する法律」の施行・事業者による合理的配慮の義務化</p>

## 2 国における障害福祉計画の考え方

### (1) 基本指針の見直し

基本指針は、障害者総合支援法の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるものです。市町村・都道府県は、この基本指針に即して障害福祉計画・障害児福祉計画を策定します。

障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）に係る基本指針の見直しの主なポイントは以下の通りです。

#### ① 見直しの主なポイント

ア 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ウ 福祉施設から一般就労への移行等 エ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 オ 発達障害者等支援の一層の充実 カ 地域における相談支援体制の充実強化 キ 障害者等に対する虐待の防止	ク 「地域共生社会」の実現に向けた取組 ケ 障害福祉サービスの質の確保 コ 障害福祉人材の確保・定着 サ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 シ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ス 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 セ その他：地方分権提案に対する対応
---	--

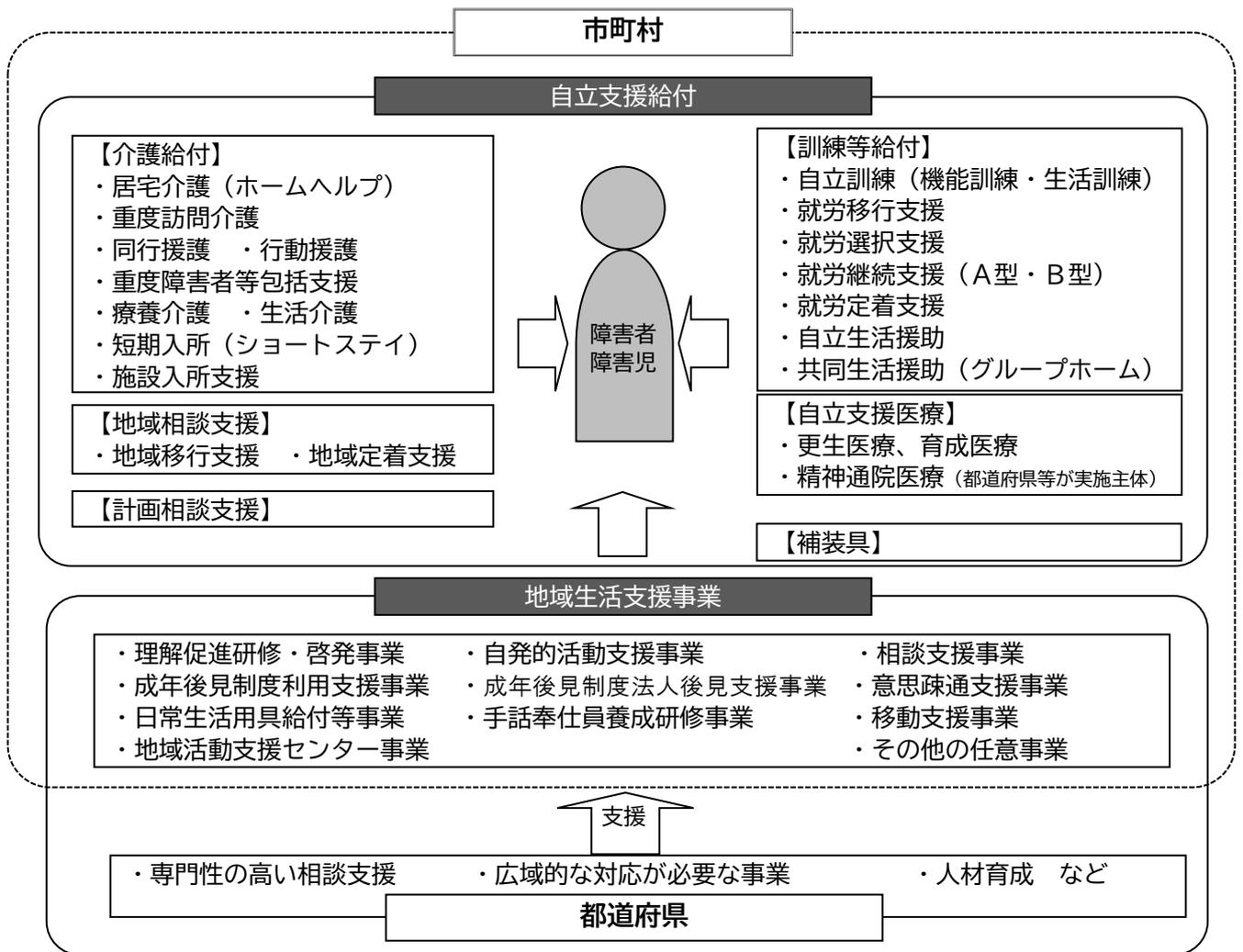
#### ② 成果目標

ア 施設入所者の地域生活への移行（目標値の見直し） イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（都道府県が目標を設定） ウ 地域生活支援の充実（一部新規項目の追加） エ 福祉施設から一般就労への移行等（目標値の見直し、新規項目の追加） オ 障害児支援の提供体制の整備等（一部新規項目の追加） カ 相談支援体制の充実・強化等（新規の目標） キ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
---

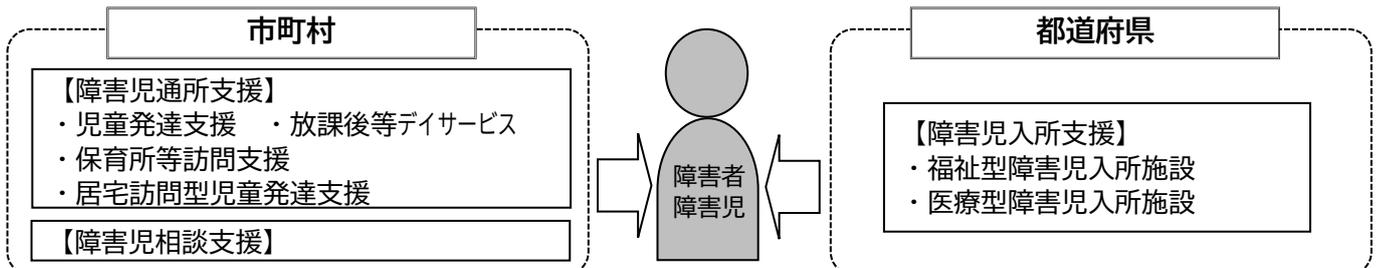
## (2) 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別され提供されています。これに加え、児童福祉法に基づく障害児（福祉）サービスとの連携を図っています。

障害者総合支援法によるサービス体系



児童福祉法によるサービス体系



### 3 本計画の性格

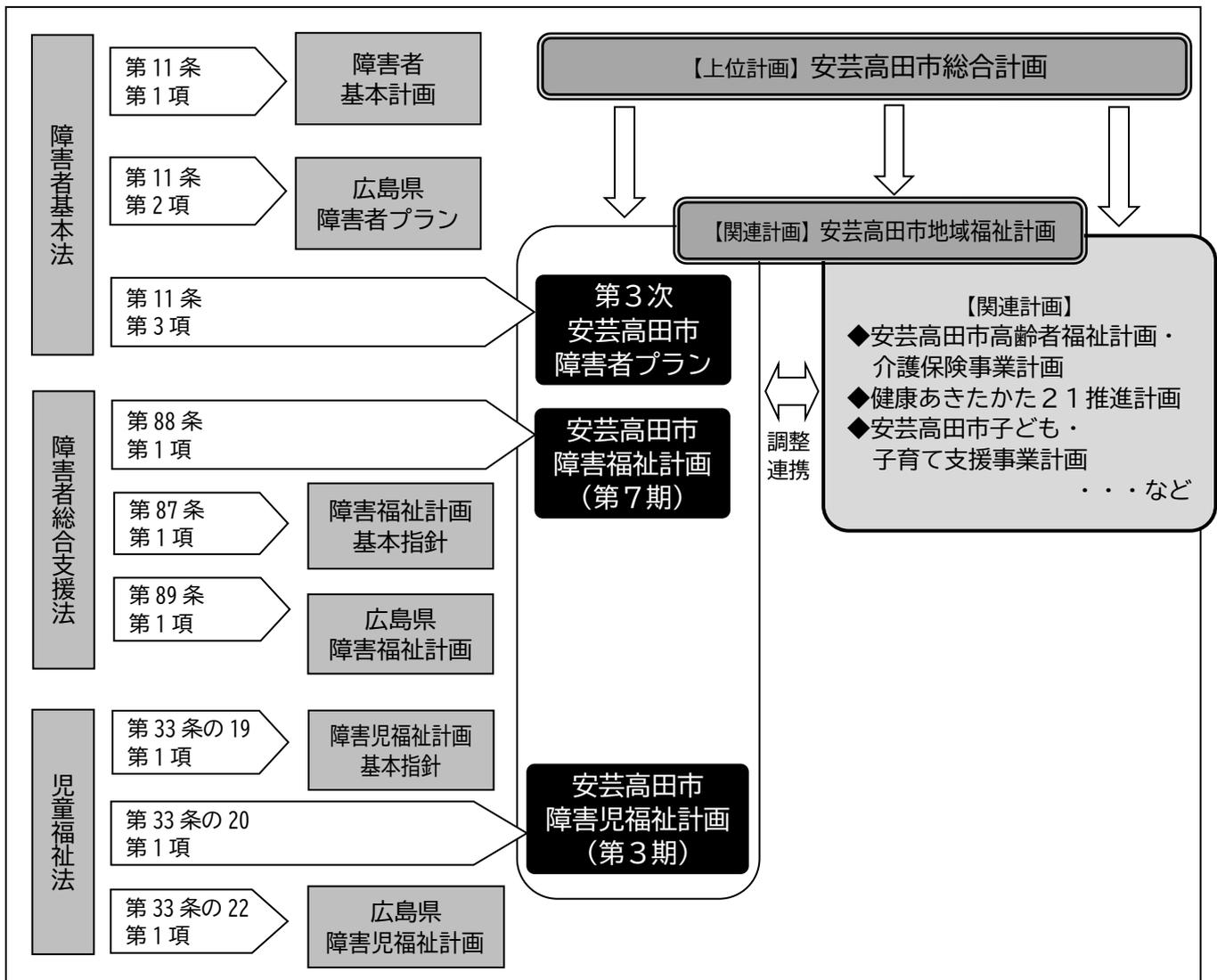
#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」の2つの計画を一体的に策定するものです。

また、「安芸高田市障害者プラン」のほか、上位計画である「安芸高田市総合計画」をはじめ、福祉に関する分野の横断的な計画である「安芸高田市地域福祉計画」や、「安芸高田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「健康あきたかた21推進計画」「安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」など関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に図り、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるようにします。

計画の位置づけ

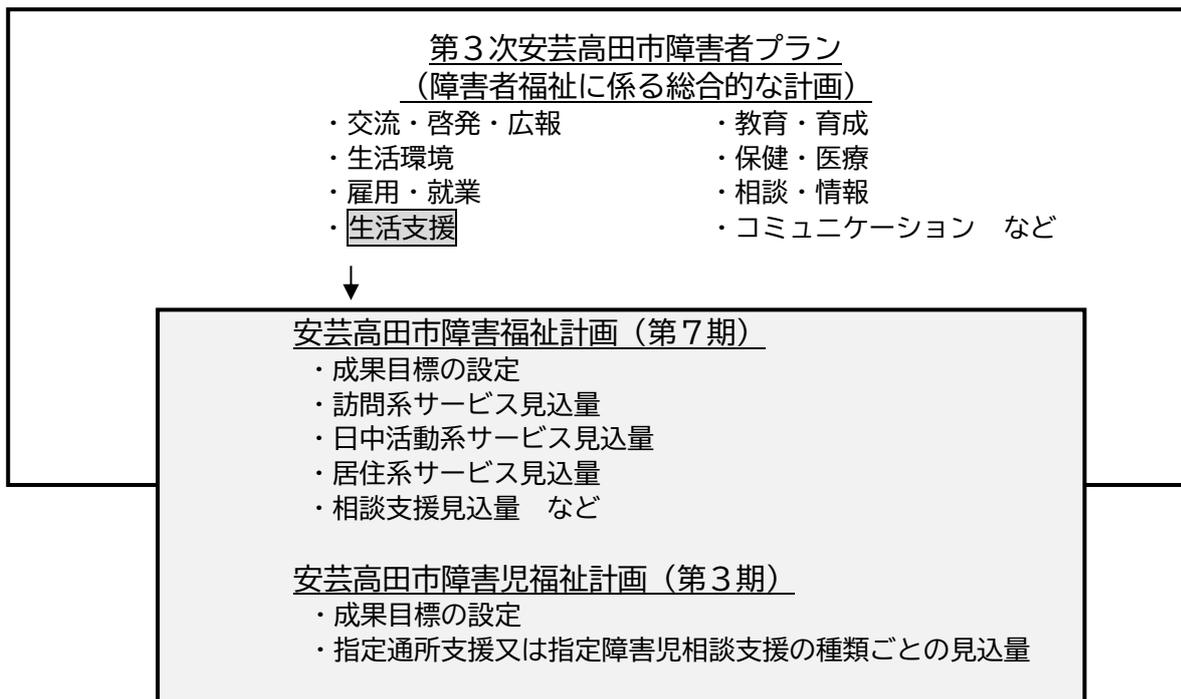


## (2) 障害者プランと障害福祉計画の関係について

「第3次安芸高田市障害者プラン」は、障害者基本法に基づき、長期的視点に立って障害者の生活全般にわたる支援を行うための施策を規定する総合的な計画です。

「安芸高田市障害福祉計画（第7期）」は、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの具体的なサービス見込量や見込量確保のための方策等を定めるもので、「安芸高田市障害児福祉計画（第3期）」は障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量及び確保策を定めるものです。

「第3次安芸高田市障害者プラン」と  
「安芸高田市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」の関連イメージ



### (3) 計画の期間

本計画の期間は、「第3次安芸高田市障害者プラン」が2021年度から2026年度までの6年間、「安芸高田市障害福祉計画（第7期）」「安芸高田市障害児福祉計画（第3期）」は2024年度から2026年度までの3年間とします。全ての計画について毎年、それぞれ取組の評価・見直しを行います。

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
安芸高田市障害者プラン	第2次プラン			第3次プラン						第4次プラン		
安芸高田市障害福祉計画	第5期計画			第6期計画		第7期計画		第8期計画				
安芸高田市障害児福祉計画	第1期計画			第2期計画		第3期計画		第4期計画				

### (4) 計画の策定方法

#### ① アンケート調査の実施

現在の生活状況や障害福祉サービス等のニーズ、必要な支援等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、障害者と障害児の保護者に対してアンケート調査を行いました。また、障害者団体・障害福祉サービス提供事業所へのアンケート調査を実施しました。

#### ② 安芸高田市障害者プラン推進協議会等による審議

障害者本人も参加している安芸高田市障害者プラン推進協議会、安芸高田市障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」と表記）及び安芸高田市障害者プラン庁内検討会議で内容の検討・審議を行います。

#### ③ 市民意見募集（パブリックコメント）の実施

市民の皆様から幅広い意見をいただくため、ホームページ、社会福祉課及び各支所窓口で、市民意見募集（パブリックコメント）を行いました。

実施期間	2023年12月22日（金）～2024年1月22日（月）
公表場所	安芸高田市ホームページ 安芸高田市福祉保健部社会福祉課、各支所窓口係
受付方法	窓口への持参、郵便、ファックス、電子メール

# 第2章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

本市では、安芸高田市人権尊重のまちづくり条例・指針を制定し、全ての人の人権が尊重される安芸高田市の実現を目指しています。

本計画においても、「人権尊重」を基底に置き、全ての人が障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、様々な障害者施策を総合的かつ計画的に推進します。

### 本計画の基本理念

**「しあわせに暮らす安芸高田」**  
**～ わがまちで・ともに・じぶんらしく ～**

## 2 計画策定の視点

計画の対象者は、障害者総合支援法の定義に基づく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により日常生活や社会生活に制限を受けている状態にある人を総称します。本来なら「障害のある人」「障害のある児童」と表記するべきですが、「障害者」、「障害児」と記載しています。

国の制度改正や障害者、障害児の現状と、障害者と障害児の支援者へのアンケート調査結果などから、本計画の策定の視点について、次のとおり整理します。

### (1) 地域共生社会の実現

国においては、地域のあらゆる住民が「支え手」「受け手」に分かれるのではなく地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる地域共生社会の実現を目指しています。障害者が支えられる側であるとする一方的な関係でなく、障害者が他の市民を支えたり一緒に社会を支えあったりという相互の関係づくりや、個性や価値観の違いを認め合う地域コミュニティの形成を進めます。

また、「互助・共助」の精神に基づいた地域づくりとともに制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、分野を越えた包括的な相談支援体制や多様な社会参加への支援に取り組みます。

### (2) 障害に対する理解の促進と障害を理由とする差別の解消

全ての市民が、障害の有無にかかわらず一人の人間として等しく権利が尊重され、あらゆる場面において選択の機会と社会参加の機会が保障される社会の実現を目指します。そのためには市

民一人ひとりの障害に対する正しい理解と、地域社会における相互理解の促進が必要です。啓発活動を引き続き推進し、社会的障壁の除去、障害を理由とする差別の解消、人権意識や福祉に対する意識の全市的な高揚に努めます。

### (3) 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるように、可能な限り障害者本人が自ら意思決定できるよう支援することが重要です。障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な支援を提供するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に取り組みます。

### (4) 相談支援体制の充実と高齢化に対応した施策の展開

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスをはじめとする様々な福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支援し、利用者のニーズに対応した相談支援体制の構築が重要です。

サービスの提供体制の確保に努めるとともに、基幹相談支援センターを中心とした各相談機関やサービス提供事業所等との連携体制の強化を図ります。

また、障害者の高齢化が進む中、高齢化に伴う生活の不安、介護家族の不安などの解消に向けた施策を推進します。さらに、移動に係る支援ニーズも高いことから、サービス提供体制の確保に取り組みます。

### (5) 障害福祉サービスを支える人材の確保・育成

障害福祉サービスを提供する事業所においては、人材不足が顕著であり、人材育成も不十分な状況にあります。障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供し、必要とされる事業を実施していくためには、これらを担う人材の確保・育成が必要です。

ハローワーク等の人材紹介機関との連携を図るとともに、障害福祉の現場が働きがいのある職場であることの周知・広報等に取り組み、人材の確保に努めます。

また、介護分野と連携することで共通の課題に向けた体制整備に取り組みます。

さらに、障害福祉サービス事業所職員の専門性を高めるための研修の実施や、障害福祉に関連する種々の会議での有用情報の共有を図るなど、人材育成に努めます。

### (6) 保健や医療支援体制の充実

障害者が生涯にわたって、より健康な生活を送ることができるよう、保健や医療サービスの充実を図り、障害の種類や年代などに応じた適切な保健指導をはじめ、総合的な障害者の健康づくりのための支援が引き続き必要です。

保健・医療支援の充実は、早期発見、早期治療、障害予防にも結びつくことから、障害者の健康づくりを重視した施策の推進を図ります。

## (7) 障害児の健やかな育成支援

専門的な支援の充実、障害児の子育て経験のある親等のつながり、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携により、乳幼児期から学校卒業まで身近な地域で支援を受けて健やかに成長できるように地域支援体制を構築します。

障害児のライフステージに沿った切れ目のない支援体制の連携により、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できる地域社会を目指します。

また、医療的ケアを必要とする子どもに対し各関連分野が共通の理解に基づき協働する体制を構築します。

※ここでいう「児童」とは、児童福祉法に基づき「満 18 歳に満たない者」のことをいいます。

## (8) 地域生活への移行とその基盤整備

障害者への自立支援の観点から、施設や病院等の入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応したグループホーム、地域移行支援、地域定着支援の充実など、提供体制の整備を推進します。

また、障害者の生活を地域全体で支える体制として地域生活支援拠点等（安芸高田市地域生活支援システム（以下「地域生活支援システム」と表記）を整備し、地域のボランティア活動など、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

特に、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めるために地域生活への移行、自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居、また、緊急時のショートステイの受け入れ等、障害者の高齢化や重度化、「親亡き後」の支援体制の充実といった現状も見据えて、これらの機能を強化していきます。

さらに、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアの実現を進めます。

## (9) 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）の推進により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。

さらに、福祉施設から一般就労への移行に加え、特別支援学校卒業者や離職者に対する就職の支援と就労定着支援、障害者に対する一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るなど、障害者の雇用全般についての取組を、関係機関、サービス提供事業者等と協力して進めます。

## (10) 国の動向に対応した事業の推進と国の制度等の有効な活用

制度改正や見直しなどの国の動向に対応した障害者への施策を推進するとともに、このような国の新たな施策や制度等を有効に活用しながら、障害者やその家族への支援環境づくりや、事業者等が事業参入しやすい体制づくりに努めます。

顕在化した地域課題の解消に取り組む上で、現行制度の見直しが必要な場合には、積極的に国・県等への働きかけを行います。

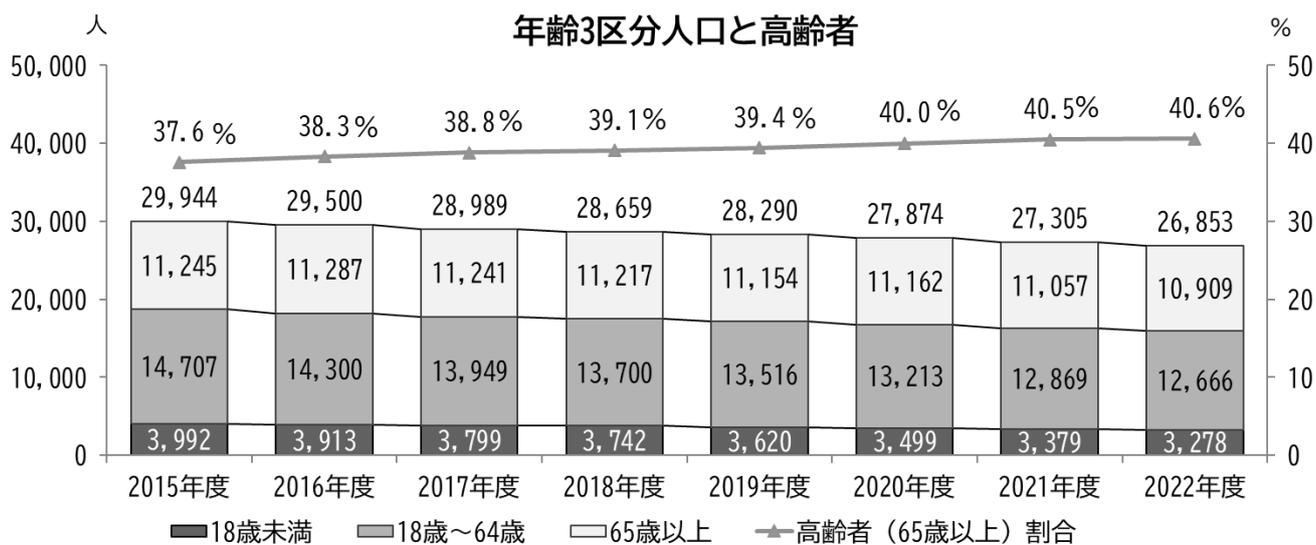
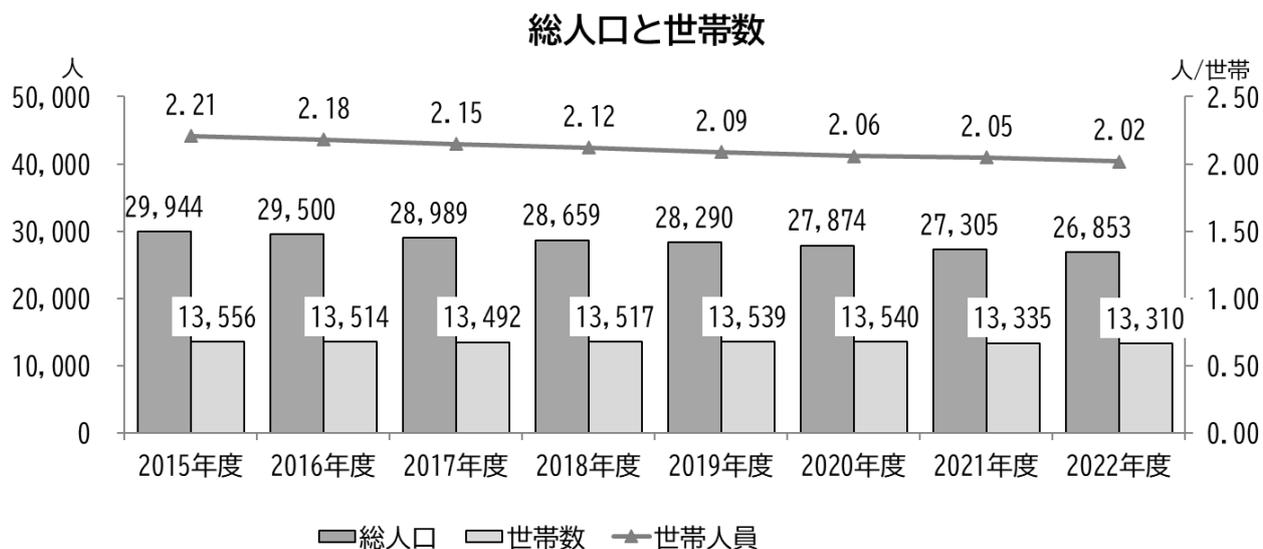
# 第3章 障害児・者を取り巻く現状

## 1 統計からみる現状

### (1) 総人口と世帯数

総人口は減少傾向で推移し、2022年度末現在で26,853人となっています。2022年度末現在で世帯数は13,310世帯、1世帯あたりの人数は2.02人と小家族化の進行がうかがえます。

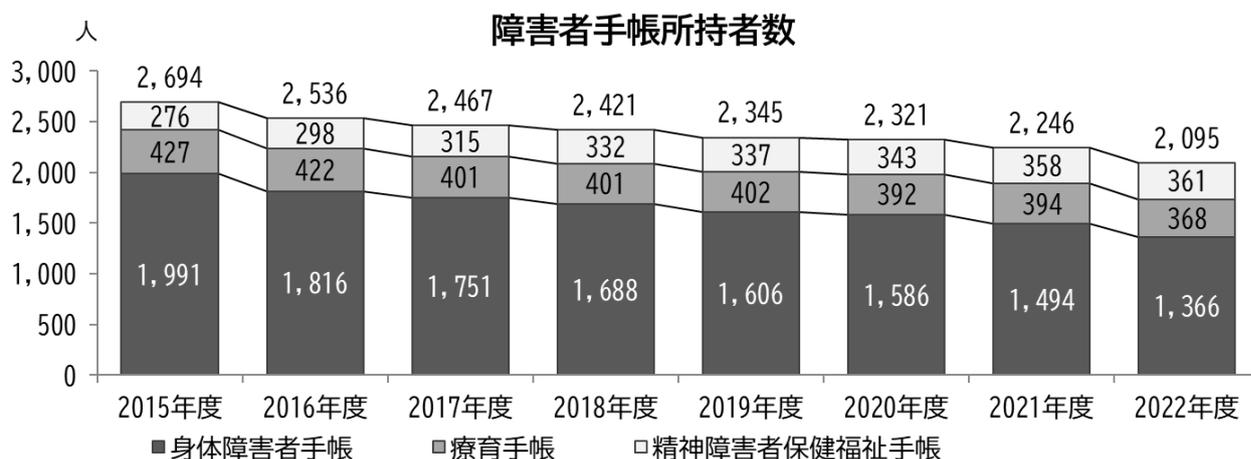
年齢区分別に人口推移をみると、特に18歳未満並びに18歳～64歳の人口が減少しています。また、65歳以上の人口は2022年度末では全体の4割以上を占めています。



## (2) 障害福祉の対象者数

### ① 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者数の合計は、2022年度末現在で2,095人となっています。内訳として、身体障害者手帳が1,366人、療育手帳が368人、精神障害者保健福祉手帳が361人です。身体障害者手帳が占める割合が全体の65%程度となっています。

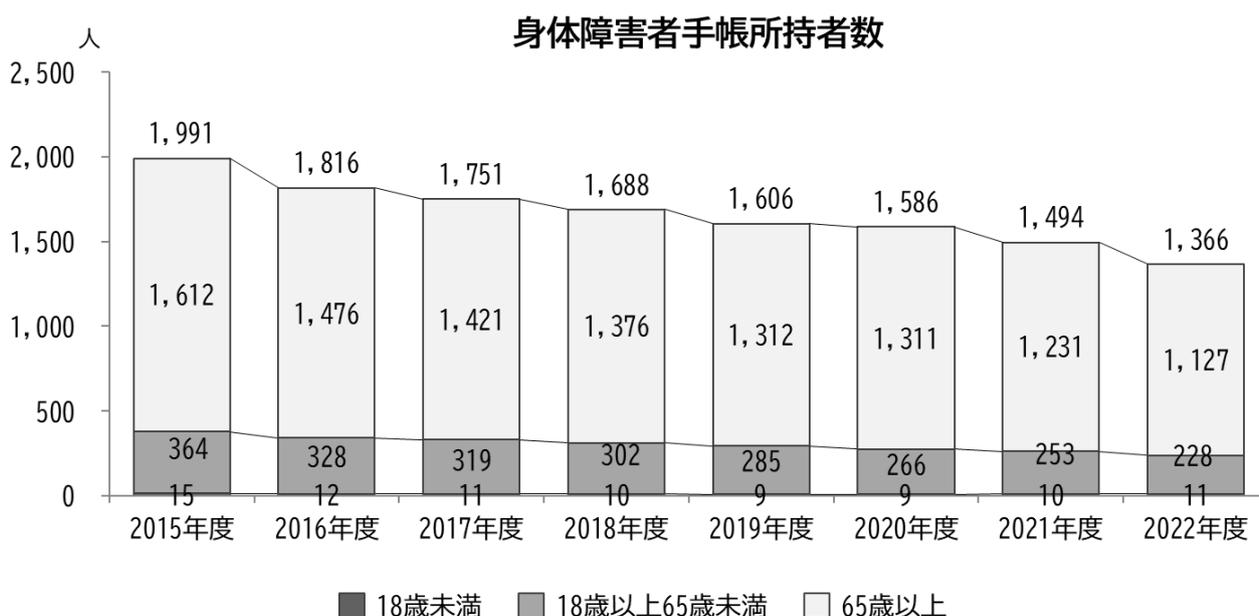


### ② 身体障害者

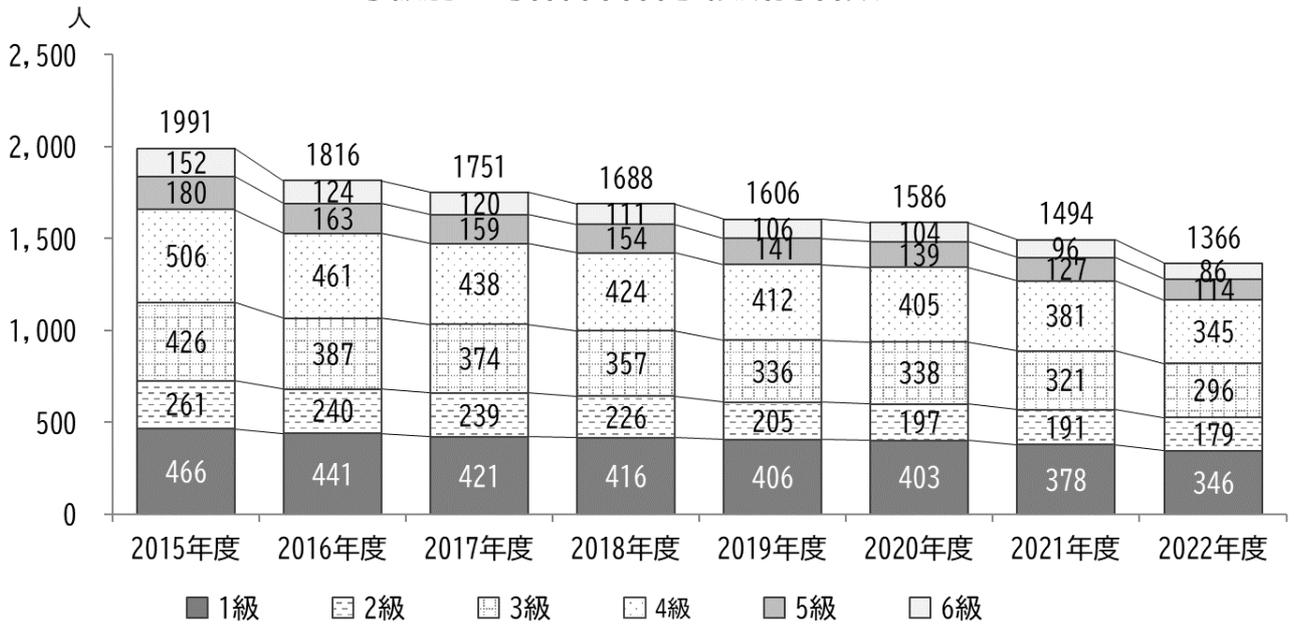
身体障害者手帳所持者数は、2022年度末現在で1,366人となっています。年齢別にみると、手帳所持者のうち65歳以上が占める割合が80%台と依然として高くなっていますが、所持者数は減少傾向にあります。

等級別にみると、2022年度末では、1級、4級、3級の順に所持者数が多くなっています。

種類別にみると、肢体不自由による所持者が半数以上を占めており、内部障害、聴覚・平衡機能障害が続いています。

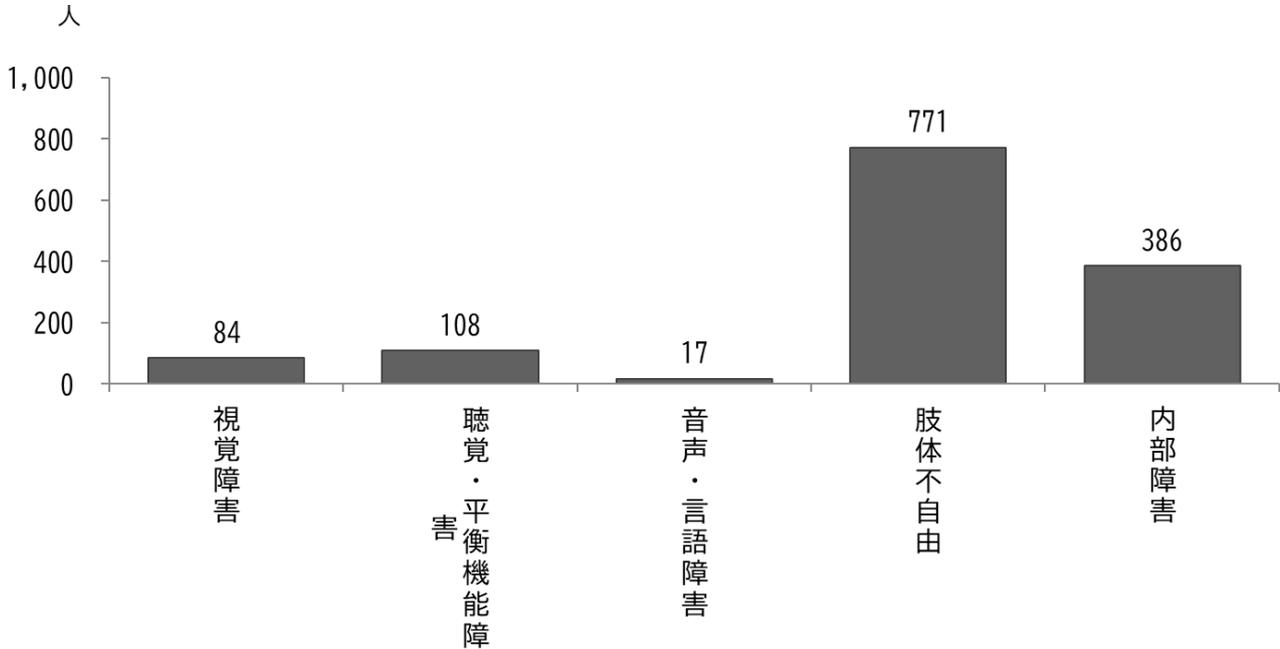


### 等級別・身体障害者手帳所持者数



資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

### 障害の種類別・身体障害者手帳所持者数

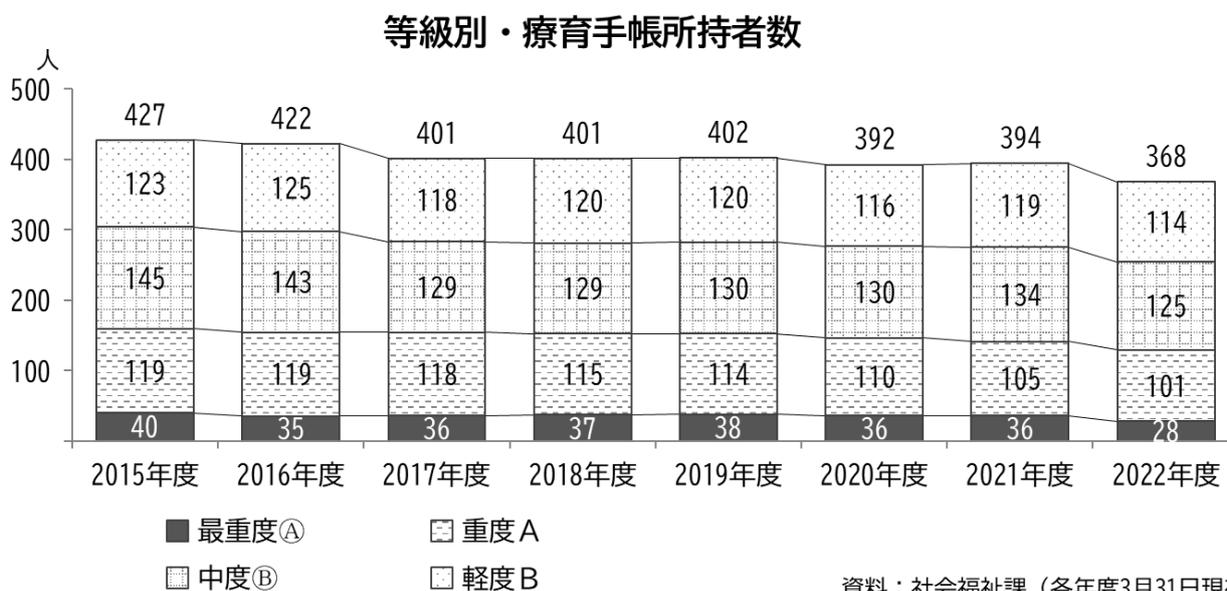
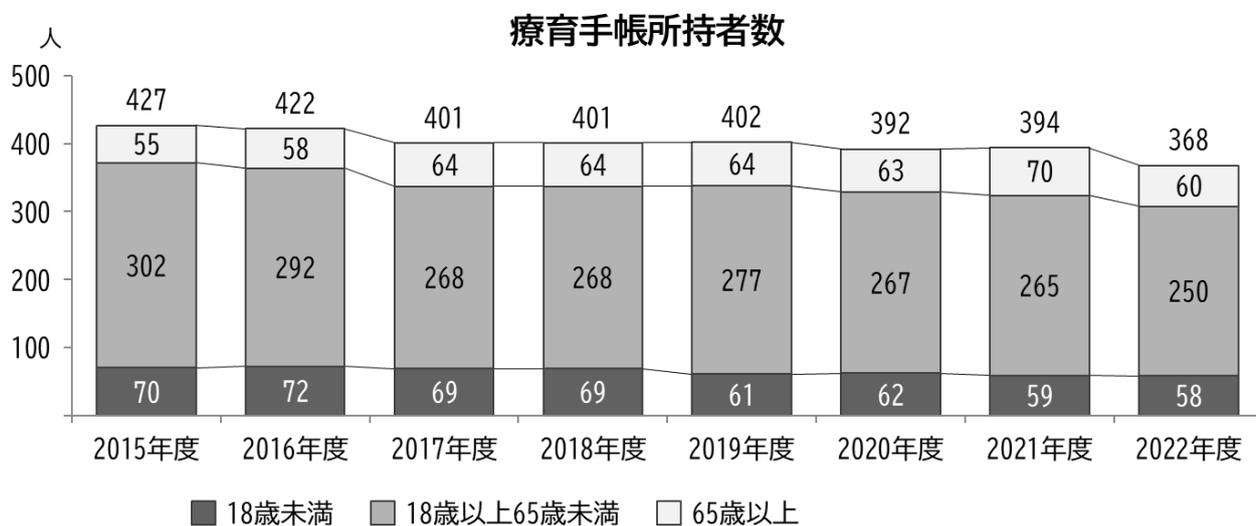


資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

### ③ 知的障害者

療育手帳所持者数は、2022年度末現在で368人となっています。

等級別にみると、中度②が最も多く、次いで軽度B、重度Aの順となっています。

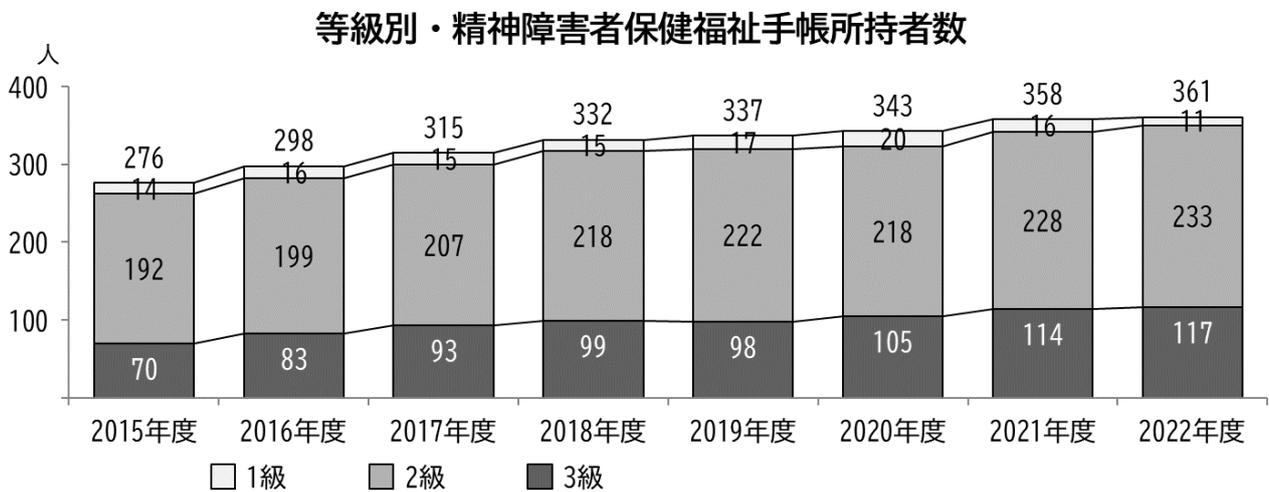
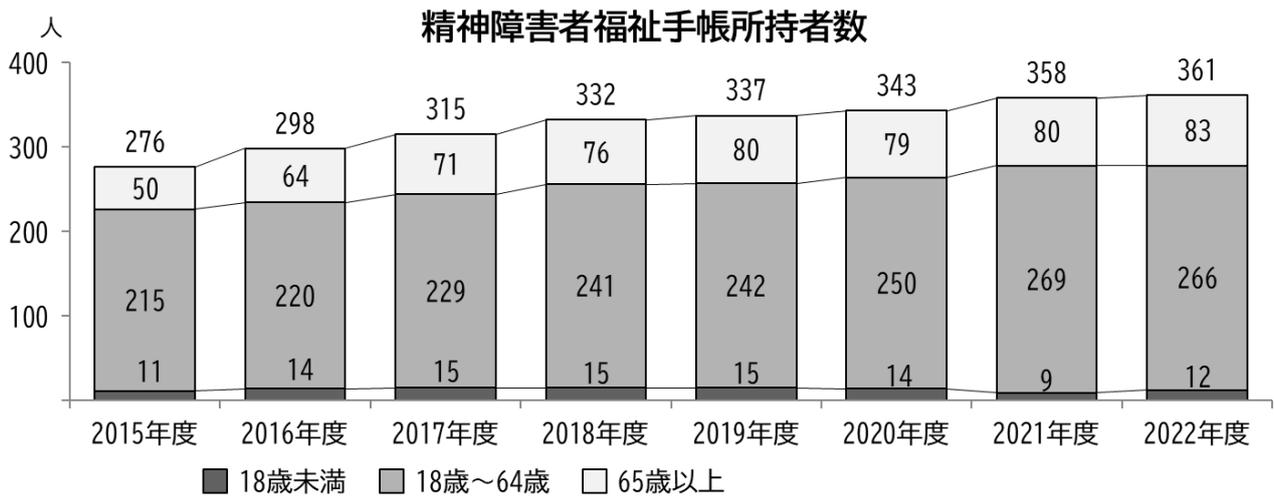


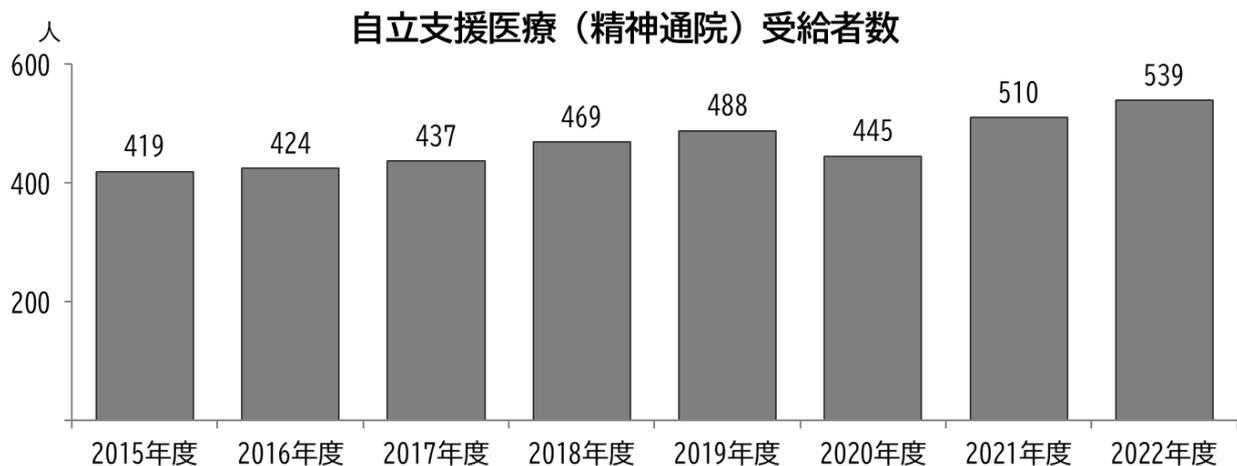
#### ④ 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2022年度末現在で361人となっており、所持者数が年々増加しています。

等級別にみると、2級、3級の占める割合が高くなっています。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、手帳所持者数の傾向と同様に、近年増加傾向にあり、2022年度末現在で539人となっています。

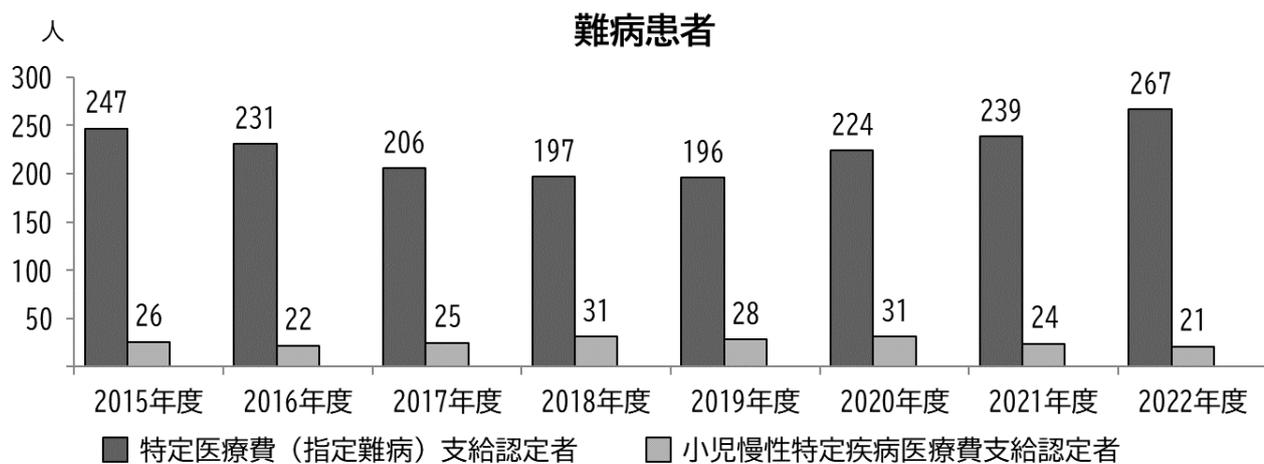




資料：広島県立総合精神保健福祉センター（各年度3月31日現在）

#### ⑤ 難病患者

特定医療費（指定難病）支給認定者は、2019年度まで減少し、2020年度からは増加傾向にあり、2022年度末現在で267人となっています。小児慢性特定疾病医療費支給認定者は、2022年度末現在で21人となっています。



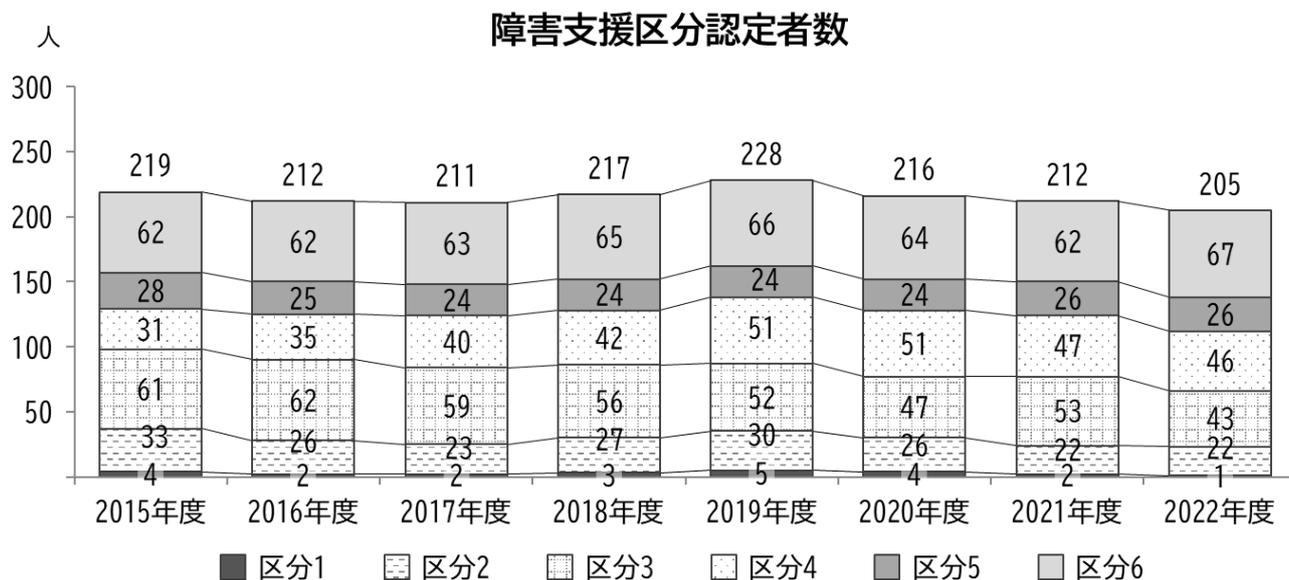
資料：広島県疾病対策課（各年度3月31日現在）

⑥ 障害支援区分認定者

障害福祉サービスを利用するためには、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分の認定を受ける必要があります。

障害支援区分認定者数は、2022年度末現在で205人となっています。

区分6、区分4、区分3の順に、認定者数が多くなっています。



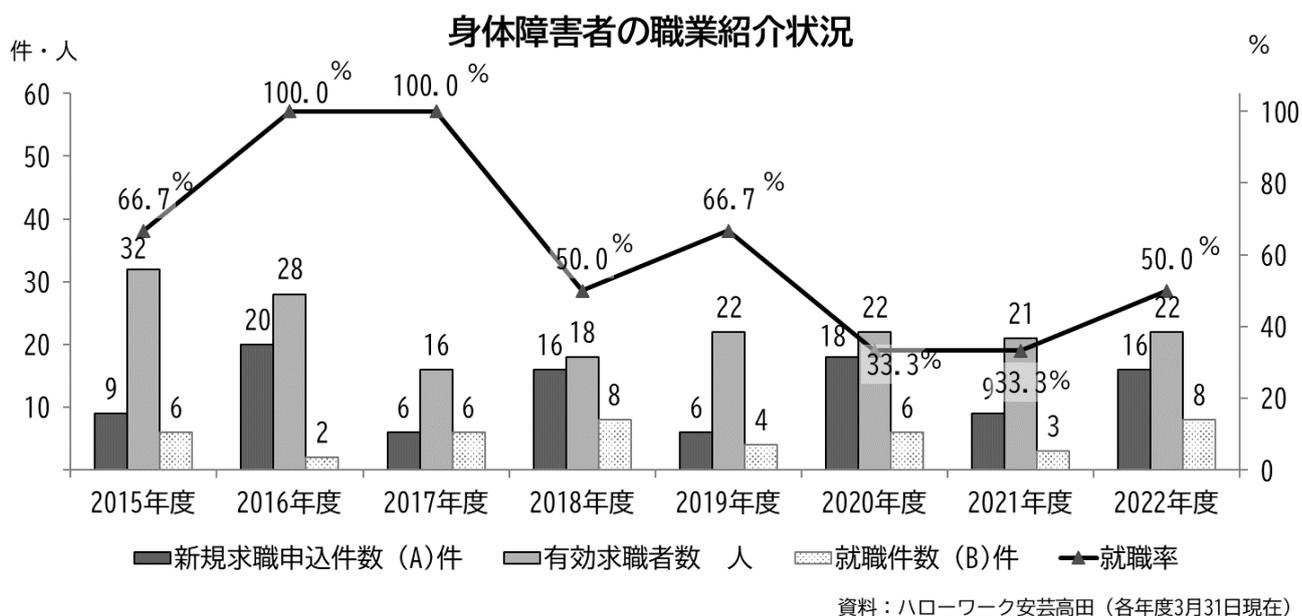
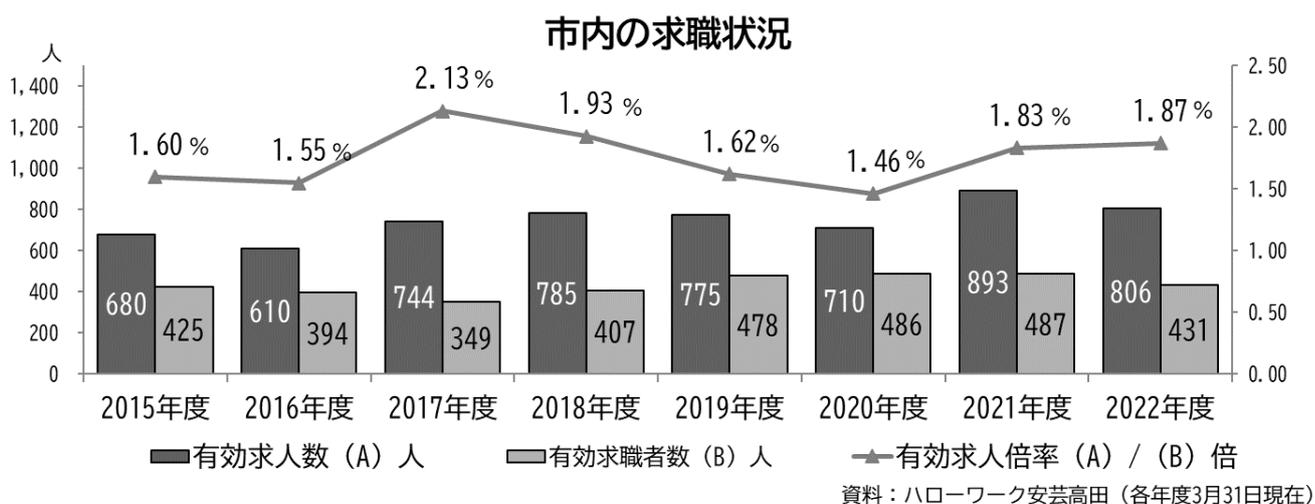
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

### (3) 障害者の就労

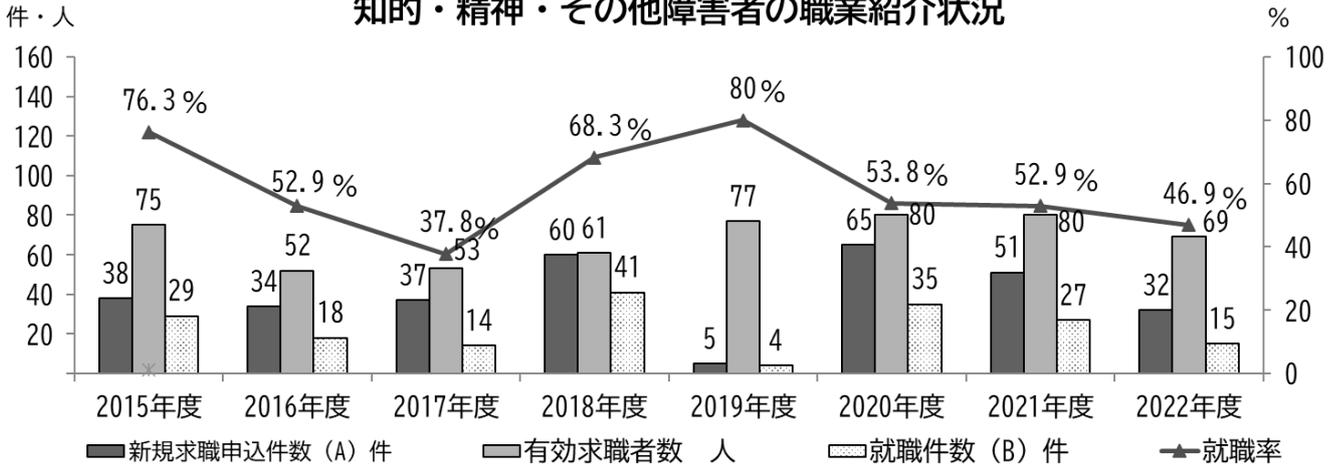
#### ① 市内の求職状況

有効求人数（企業等からの求人数）は2022年度806人で、有効求職者数（ハローワークに登録する求職者数）の431人を上回っており、有効求人倍率は1.87倍となっています。2020年度に1.46倍に落ち込んだ有効求人倍率は2021年度以降徐々に上昇してきています。

身体障害者の職業紹介状況をみると、就職率は年度ごとに上下しています。知的・精神・その他障害者の職業紹介状況は、身体障害者と比べ就職件数が多い傾向にあり、2022年度は15件となっています。



### 知的・精神・その他障害者の職業紹介状況



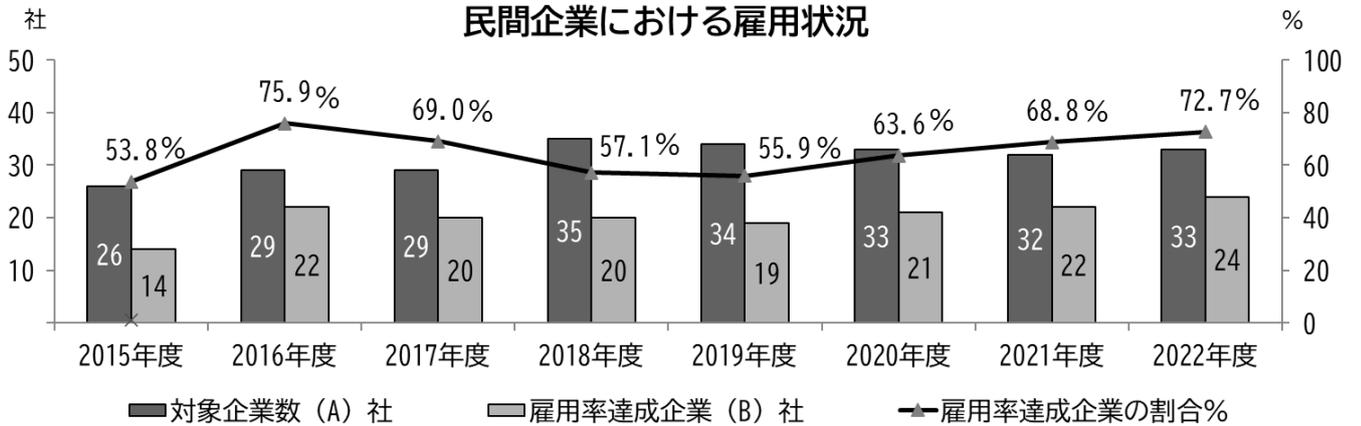
資料：ハローワーク安芸高田（各年度3月31日現在）

### ② 民間企業・安芸高田市役所における雇用状況

雇用率達成企業数は、2022年度では近年最多の24社となっており、達成企業の割合は72.2%となっています。

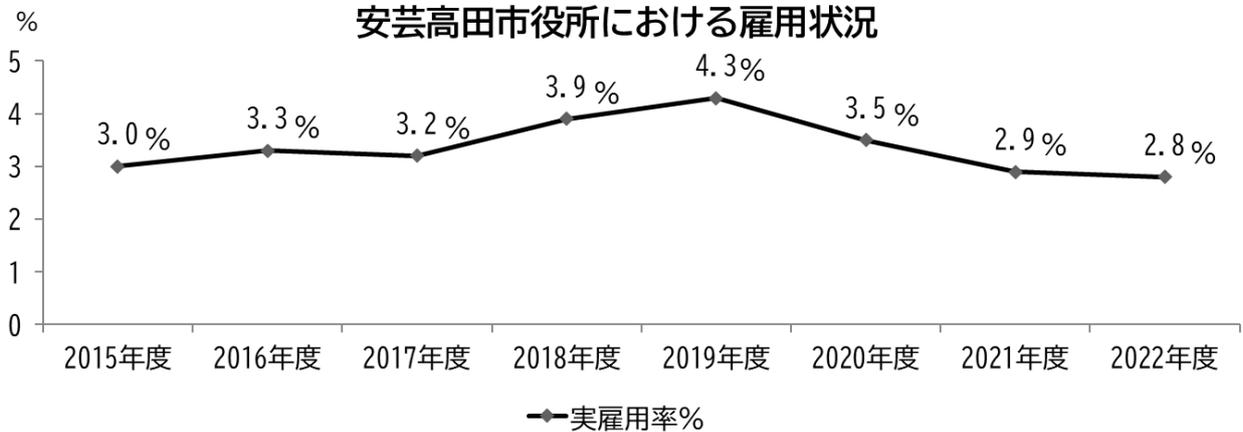
安芸高田市役所の雇用状況をみると雇用率は達成していますが、2015年度以降障害者雇用枠での新規雇用者がいない状況です。

### 民間企業における雇用状況



資料：ハローワーク安芸高田（各年6月1日現在）

### 安芸高田市役所における雇用状況

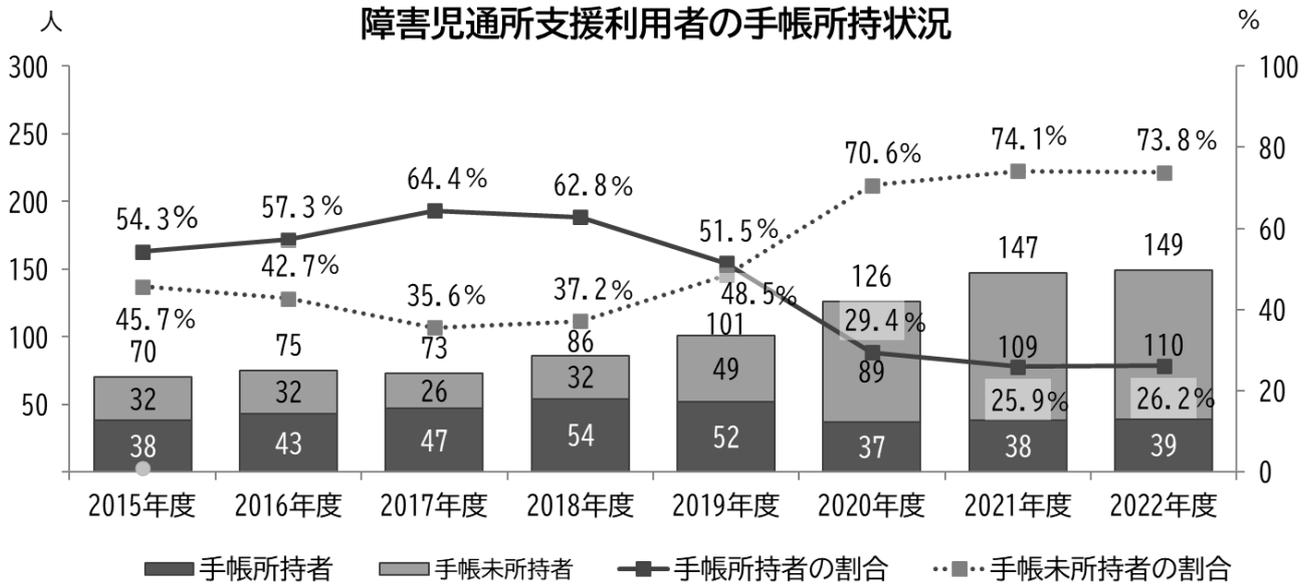


資料：総務課（各年度6月1日現在）

## (4) 障害児福祉の対象者数

### ①障害児通所の利用状況

障害児通所支援利用者数は、年々増えています。利用者のうち発達障害等の理由で診断書の提出またはその疑い等で医師意見書により、手帳の所持は無いが療育が必要な児童についての利用が73.8%を占めています。



資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

## ②こども発達支援センターの活動状況

こども発達支援センターでは専門機関での支援の必要性にかかわらず幅広く母子支援に関わり子どもの発達の不安軽減を図っています。こども発達支援センターでの発達相談の件数は、近年大幅に増加しており、2022年度末には658件となっています。乳児の親子教室への参加組数は2020年度以外は各年度100件台、幼児の親子教室への参加組数は各年度300件から400件で推移しています。

### ■こども発達支援センターの活動状況

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
発達相談（ベビーマッサージ含む）	延件数（件）	167	124	227	207	418	658
	延訪問園数(園)	33	15	10	7	6	2
保育所・幼稚園支援	延人数(人)	79	37	20	15	7	5
	実施回数（回）	24	31	31	21	23	22
乳児の親子教室	参加延組数(組)	125	146	119	75	109	111
	実施回数(回)	62	70	67	95	94	104
幼児の親子教室	参加延組数(組)	316	404	323	459	369	400

資料：こども発達支援センター（各年度3月31日現在）

### ■特別支援学級・特別支援学校等の在籍状況

(人)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	総数
特別支援学級 在籍者数	小学校	13	14	10	12	10	7	66
	中学校	9	7	6				22
通級による指導の 対象者数	小学校	0	6	17	12	17	11	63
	中学校	10	4	3				17
特別支援学校 在籍者数	小学部	0	0	0	1	1	1	3
	中学部	1	2	1				4
	高等部	4	5	4				13

資料：教育委員会学校教育課（2023年5月1日現在）

## 第4章 アンケート調査結果の概要

計画の策定にあたり、「手帳所持者等を対象としたアンケート調査」並びに「事業者・団体調査」を実施しました。

「手帳所持者等を対象としたアンケート調査」は、障害のある方並びに障害や発達に課題のあるお子さんの生活の様子や将来の希望を把握し、必要な支援策やサービスを検討することを目的に実施しました。

「事業者・団体調査」では、サービス提供事業所に対し、各サービスの見込量の設定や必要な支援策の検討を行うことを目的に、各サービスのニーズや提供サービスの拡充意向、運営上の課題等を聴取しました。また、障害者や障害児とその家族が中心となって活動する団体に対し、必要な支援策の検討を行うことを目的に障害のある方を取り巻く現状や運営上の課題等を聴取し、実施しました。

### 手帳所持者等を対象としたアンケート調査の実施概要

	18歳以上対象調査	18歳未満（保護者）調査
調査対象者	安芸高田市に住所がある18歳以上の次の方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方 ・障害福祉サービス受給者証を交付された方	安芸高田市に住所がある18歳未満の次の方の保護者 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方 ・通所受給者証、福祉サービス受給者証を交付された方 ・特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童・生徒
対象数	1,959人	195人
調査期間	2023年6月16日～2023年7月3日	
調査方法	郵送による配布・回収	
有効回収数	862件	65件
有効回収率	44.0%	33.5%

### 事業者・団体調査の実施概要

	サービス提供事業所調査	関係団体調査
調査対象者	安芸高田市内に所在するサービス提供事業所	安芸高田市内に所在し、障害者や障害児とその家族が中心となって活動する団体
対象数	37事業所	5団体
調査期間	2023年7月13日～2023年7月31日	
調査方法	郵送による配布・回収	
有効回収数	29事業所	4団体
有効回収率	78.4%	80.0%

《図表等の見方》

○回答結果は小数点第2桁目を四捨五入しています。この関係で、単回答（複数の選択肢から一つだけを選ぶ形式）の合計値がちょうど「100.0」にならない場合があります。

○複数回答（2つ以上の回答を選ぶ形式）における割合についての単位はパーセントとしています。この場合、回答は有効標本数全体に対して各々の割合を示すものであり、各選択肢の回答を合計しても「100.0」とはなりません。

○図表中の「N」「SA」「MA」は、それぞれ「N」＝サンプル数のこと／「SA」＝単回答のこと（Single Answerの略）／「MA」＝複数回答のこと（Multiple Answerの略）を示します。

○図表中において「無回答」とある項目については、「回答のなかったもの」、もしくは「判別ができなかったもの」を表しています。

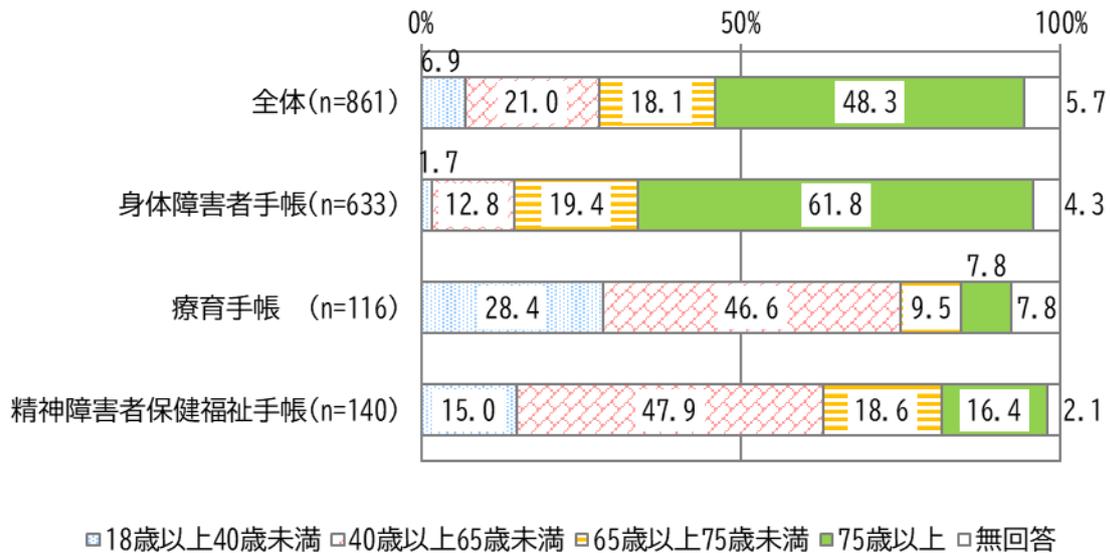
○本文中の設問の選択肢が長い場合は簡略化している場合があります。また、回答割合の少ない数値は省略している場合があります。

## (1) 手帳所持者等対象調査【18歳以上対象調査】

### 回答者の属性

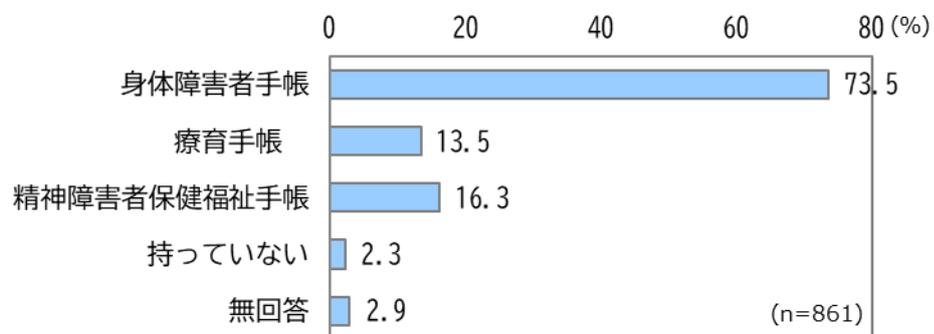
#### 問1 あなたの年齢を教えてください。(数量)

全体では65歳以上が66.4%、特に身体障害者手帳所持者では、「65歳以上」が81.2%となっています。療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者では、「18歳以上40歳未満」や「40歳以上65歳未満」の割合が高くなっています。



#### 問2 あなたは、障害者手帳をお持ちですか。(MA)

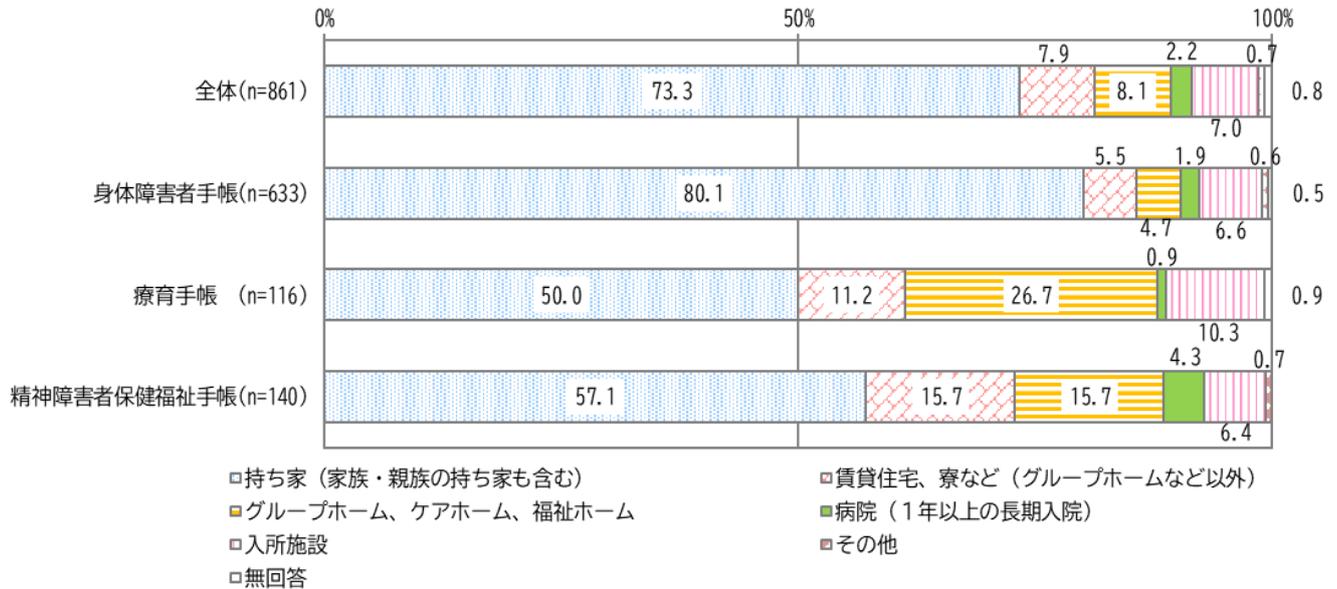
「身体障害者手帳」が73.5%、「精神障害者保健福祉手帳」が16.3%、「療育手帳」が13.5%となっています。



# 住まいや日常生活について

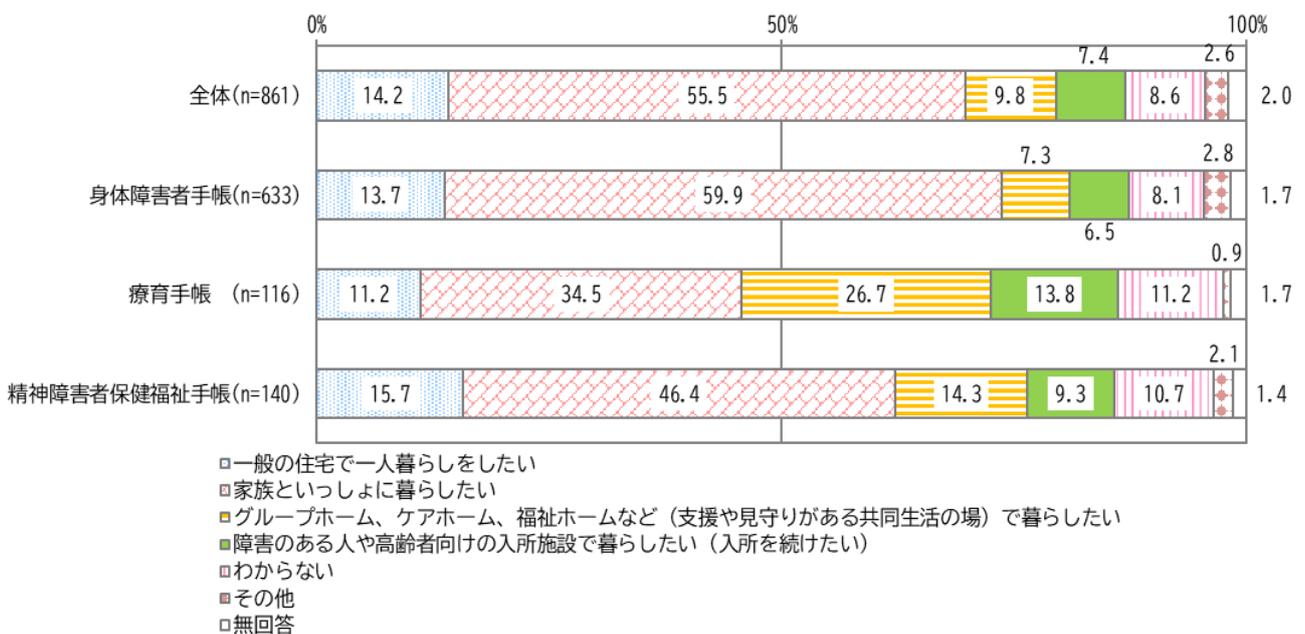
## 問1 あなたは、どこでくらしていますか。(SA)

全体では、「持ち家（家族・親族の持ち家も含む）」が73.3%と最も高くなっています。療育手帳所持者では「グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム」が26.7%で他と比べて高くなっています。



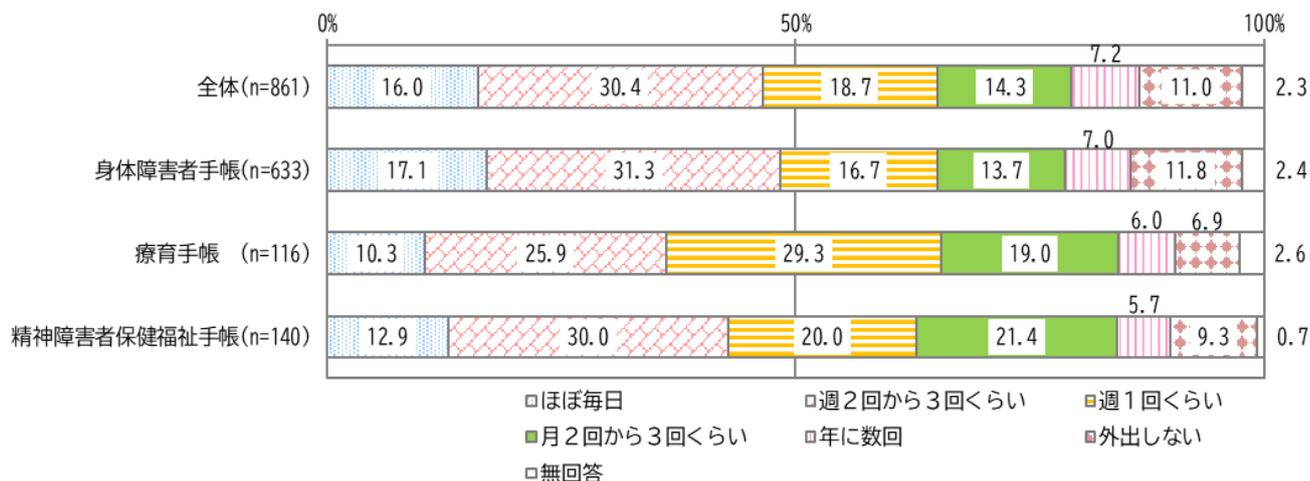
## 問2 今後3年間、どのような暮らしがしたいですか。(SA)

全体では、「家族といっしょに暮らしたい」が55.5%、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が14.2%、「グループホーム、ケアホーム、福祉ホームなどで暮らしたい」が9.8%となっています。療育手帳所持者は、「グループホーム、ケアホーム、福祉ホームなどで暮らしたい」が26.7%と他と比べて大きくなっています。地域での生活を希望される方が多いことがうかがえます。



### 問3 あなたは、どの程度外出しますか。(SA)

全体では、「ほぼ毎日」が16%、「週2回から3回くらい」が30.4%、「週1回くらい」が18.7%、「月2回から3回くらい」が14.3%、「年に数回」が7.2%、「外出しない」が11.0%で65%を占めていますが、外出頻度の低い人も一定数がいます。



### 問4 あなたが外出しやすくなるためには何が必要ですか。(MA)

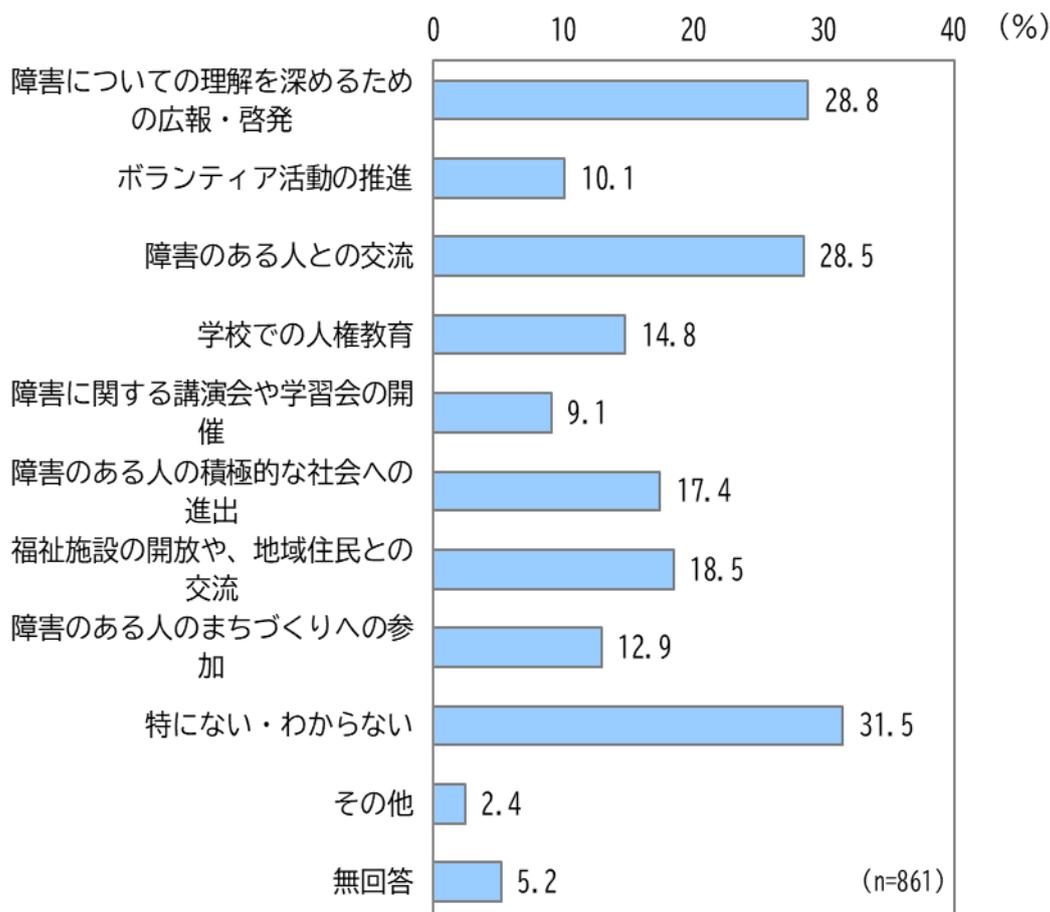
全体では、「一緒に出かけてくれる人がいること」が35.1%で最も高くなっています。次いで「公共交通機関(鉄道・バスなど)が充実していること」が25.9%で続いています。

療育手帳所持者では、「一緒に出かけてくれる人がいること」が41.4%と他の手帳保持者と比べ、高くなっています。

単位:(%)	全体 (n=861)	身体障害 者手帳 (n=633)	療育手帳 (n=116)	精神障害 者保健福 祉手帳 (n=140)
だれでも参加できる行事が充実すること	14.5	14.7	15.5	13.6
公共交通機関(鉄道・バスなど)が充実していること	25.9	22.1	37.9	33.6
移動支援のサービス(同行援護・行動援護など)が充実していること	18.0	20.5	16.4	13.6
施設、道路などがバリアフリー化されていること	13.2	16.3	10.3	2.1
障害がある方専用の駐車場が充実していること	14.3	17.7	4.3	5.7
コミュニケーション支援(通訳など)が充実していること	3.0	2.4	5.2	4.3
一緒に出かけてくれる人がいること	35.1	35.9	41.4	30.7
行事や活動の参加費が安く済むこと	9.4	8.2	12.1	15.0
市民の障害に対する理解が深まること	13.0	10.7	16.4	18.6
特にない・わからない	18.7	18.6	9.5	20.7
その他	3.0	3.3	0.9	2.9
無回答	8.8	8.4	13.8	9.3

問5 あなたは、障害のある人もない人もお互いが理解しあえるには、何が必要だと思いますか。(MA)

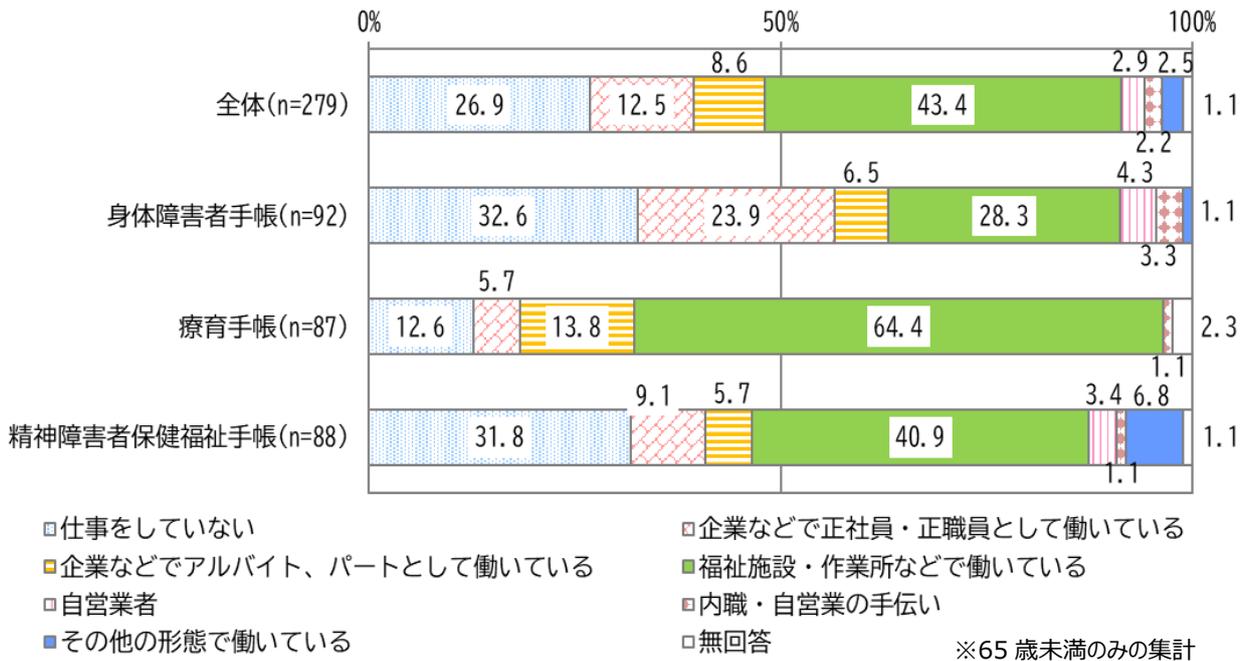
「障害についての理解を深めるための広報・啓発」及び「障害のある人との交流」が28%台で最も高くなっています。次いで、「福祉施設の開放や、地域住民との交流」及び「障害のある人の積極的な社会への進出」が17~18%となっています。障害がある人とない人が、様々な場面で交流することが必要であると思われます。



# 仕事について

問1 あなたは、仕事をしていますか。仕事をしている場合、どこで働いていますか。  
(SA)

65歳未満の回答を集計したところ、全体では、「仕事をしていない」が26.9%となり、前回調査の30.6%と比べて低くなっています。なんらかの仕事をしている人は72.9%あり、中でも「福祉施設・作業所などで働いている」人は43.4%を占めています。そのうちが療育手帳所持者では64.4%と高くなっています。



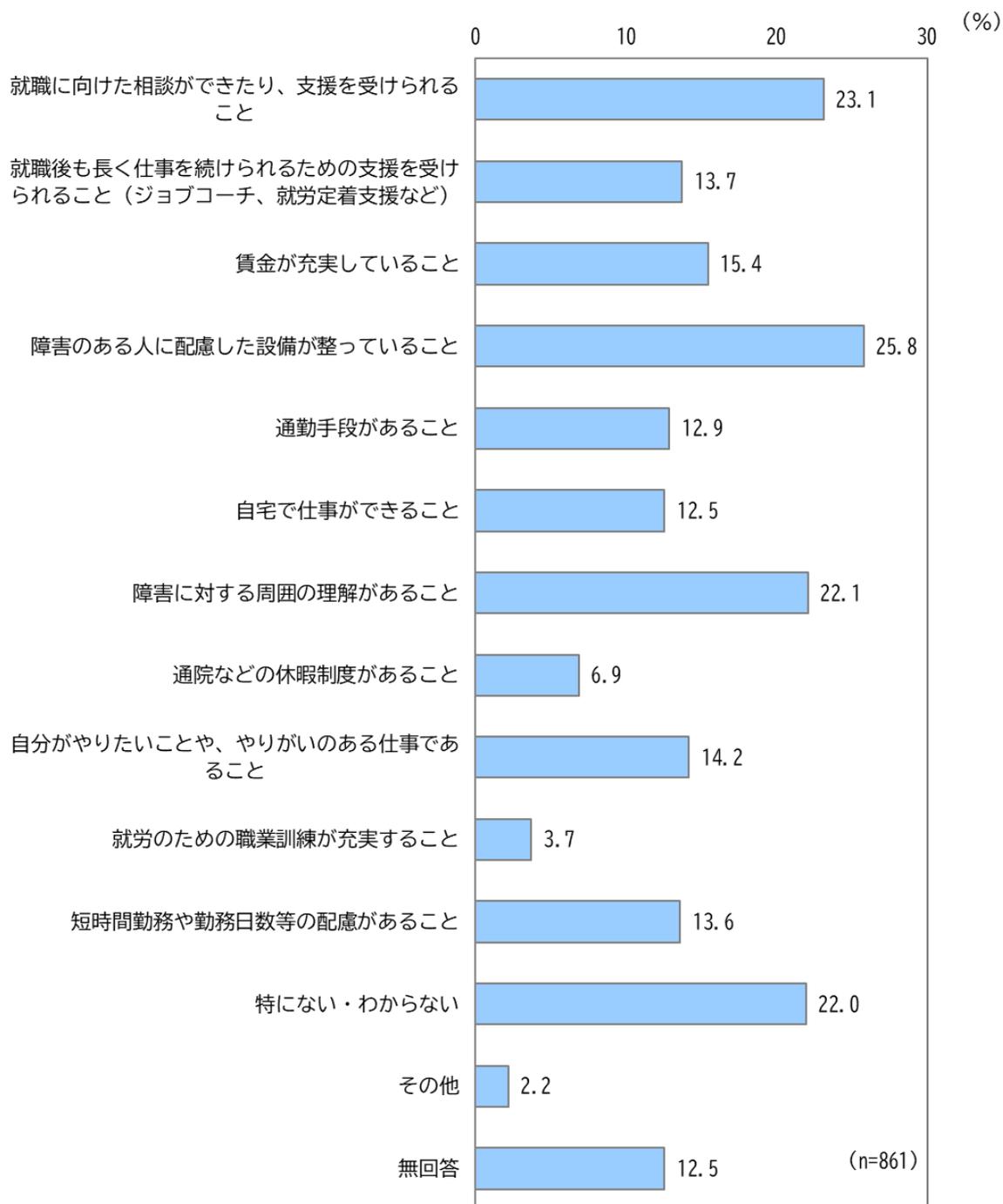
問2 働いていない理由は何ですか。(SA)

65歳未満の回答を集計したところ、全体では、「障害が重い、病弱であるため」が34.7%と最も高く、「自分に合う仕事がないため」が32.0%、「働くことが不安であるため」が30.7%で続いています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、「働くことが不安であるため」が57.1%で特に高くなっています。

単位: (%)	全体 (n=75)	身体障害者手帳 (n=30)	療育手帳 (n=11)	精神障害者保健福祉手帳 (n=28)
障害が重い、病弱であるため	34.7	36.7	36.4	42.9
働く場が見つからないため	25.3	23.3	36.4	35.7
賃金が低いなどの労働条件が悪い	4.0	3.3	9.1	7.1
自分に合う(できる)仕事がないため	32.0	36.7	18.2	39.3
通勤が困難であるため	21.3	16.7	9.1	39.3
家事・育児・介護のため	2.7	0.0	0.0	7.1
職場の人間関係がわずらわしい	10.7	6.7	18.2	25.0
働くことが不安であるため	30.7	13.3	18.2	57.1
年齢のため(学生・高齢)	14.7	16.7	18.2	17.9
相談先がわからない	12.0	10.0	9.1	21.4
仕事をする必要がない	6.7	6.7	9.1	7.1
その他	10.7	3.3	18.2	14.3
無回答	2.7	0.0	0.0	0.0

問3 あなたは、障害のある人が、もっと働けるように（もっと働きやすく）なるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（MA）

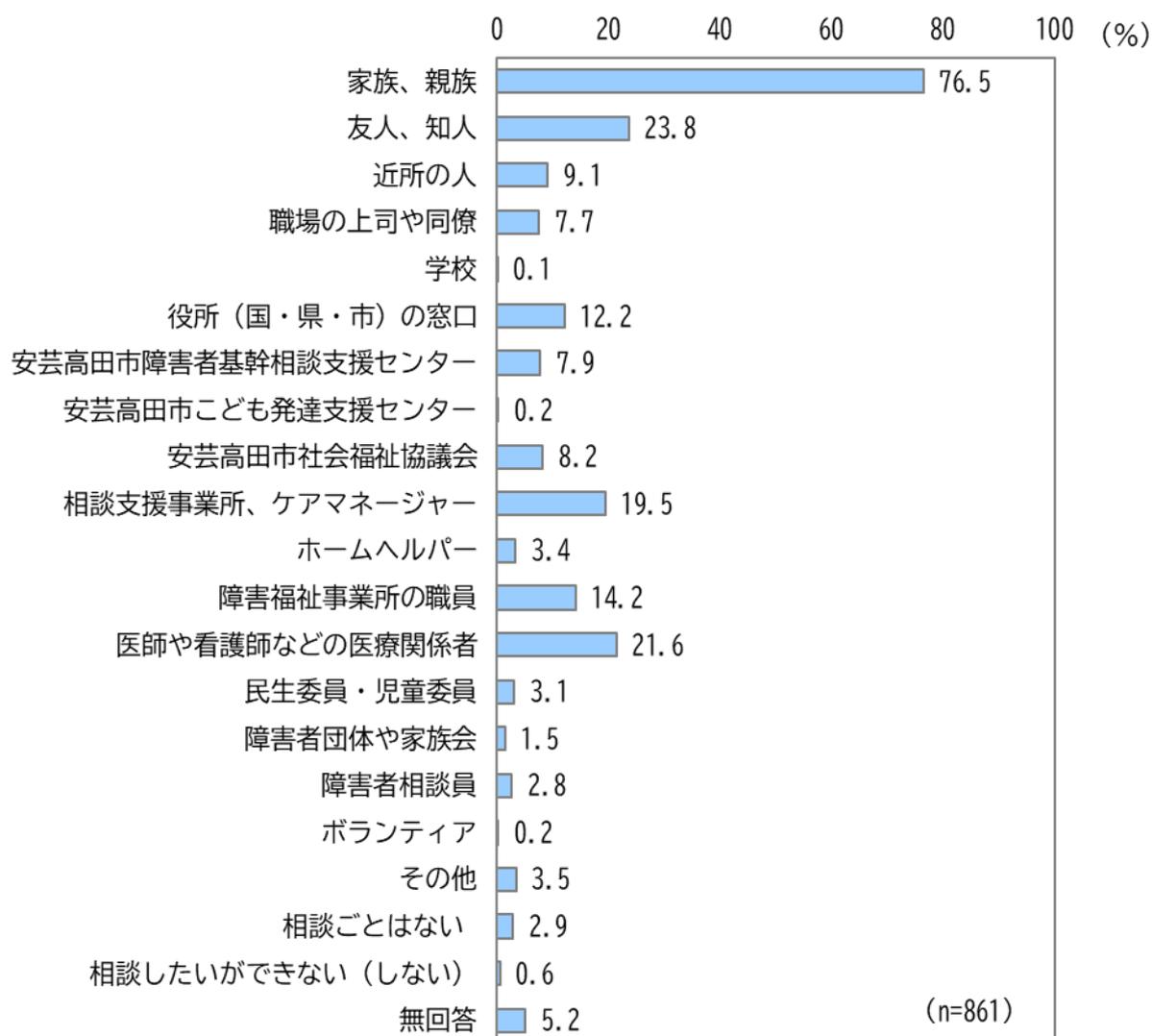
「障害のある人に配慮した設備が整っていること」、「就職に向けた相談ができたり、支援を受けられること」及び「障害に対する周囲の理解があること」が20%以上となっています。障害のある人が働ける環境を整えることが必要と言えます。次いで、「賃金が充実していること」、「自分がやりたいことや、やりがいのある仕事であること」が14～15%となり、仕事の条件が適することが必要となっています。



## 相談について

### 問1 あなたがおもに相談する機関（人）は、どこ（どなた）ですか。（MA）

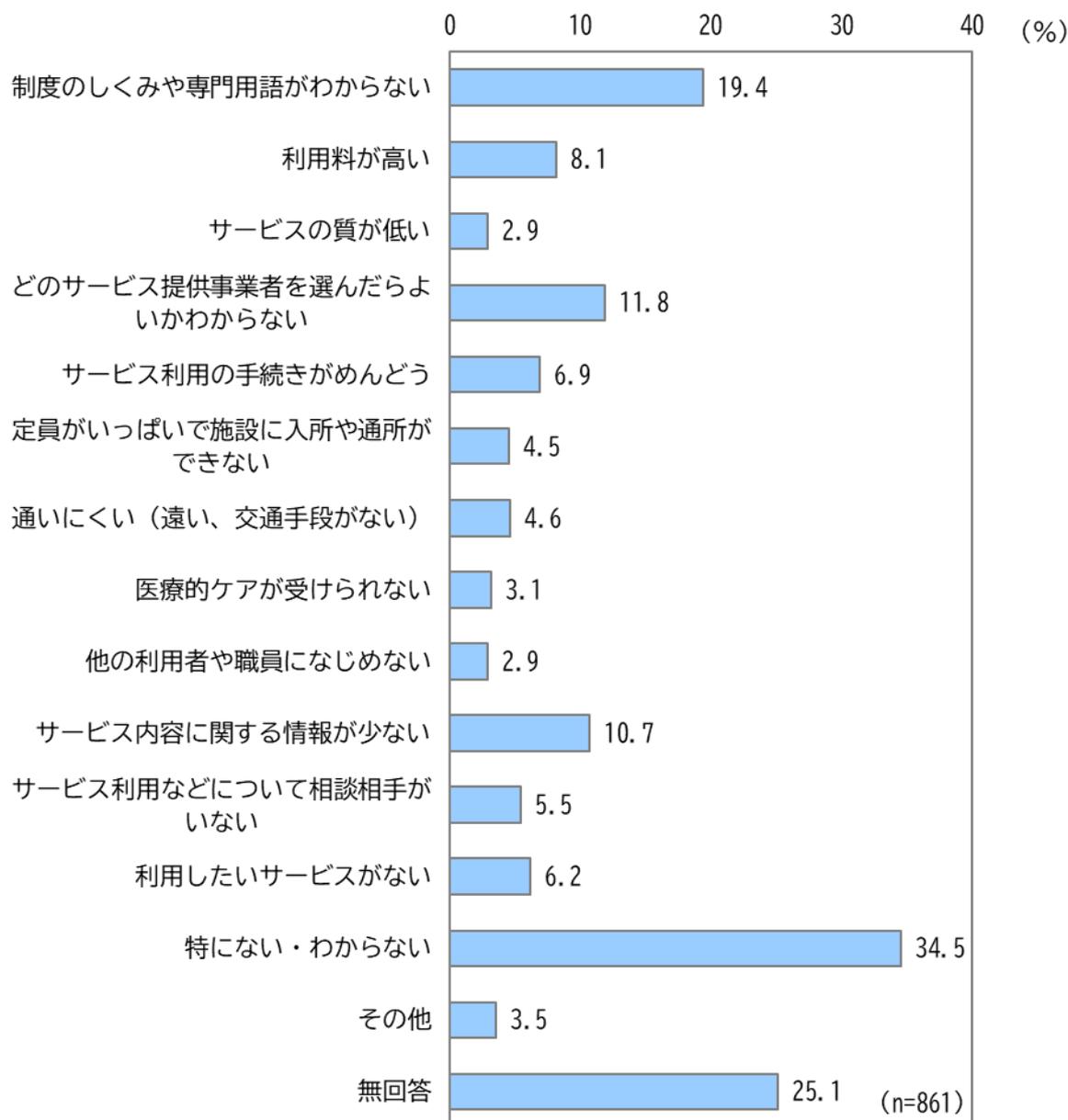
「家族、親族」が76.5%で突出しています。「友人、知人」が23.8%、「医師や看護師などの医療関係者」が21.6%、「相談支援事業所、ケアマネージャー」が19.5%で続いています。基幹相談支援センターや社会福祉協議会の利用は8%程度となっており、家族や友人、知人といった身近な人への相談と、専門的な相談先とを使い分けている状況がうかがえます。



## 福祉サービスの利用について

問1 福祉サービスを利用するにあたり、あなたが困っていることや心配なことはありますか。(MA)

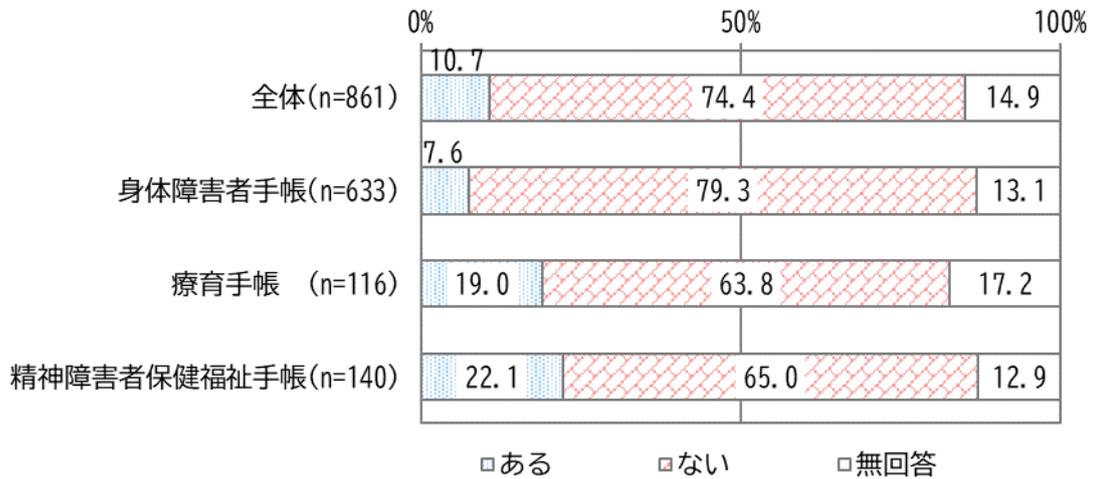
「制度のしくみや専門用語がわからない」が19.4%と高く、次いで「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」、「サービス内容に関する情報が少ない」が10~11%となっています。サービスを利用するための情報について課題があると思われます。



## 権利擁護について

問1 あなたは、障害があることを理由に差別された経験はありますか。(SA)

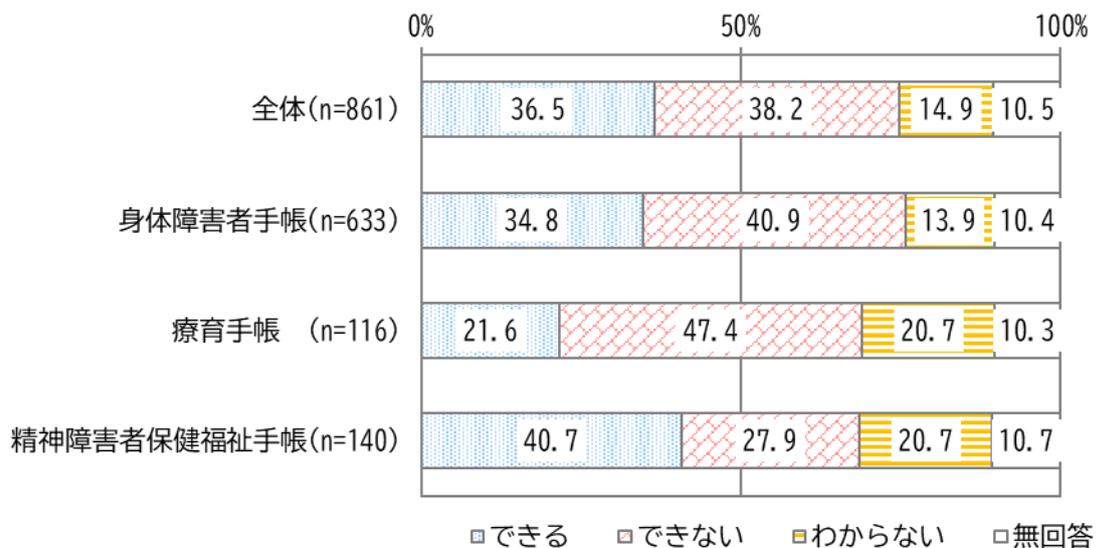
全体では、「ある」は10.7%となっています。療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、身体障害者手帳所持者と比べ「ある」の割合が高い傾向にあります。



## 災害時の避難などについて

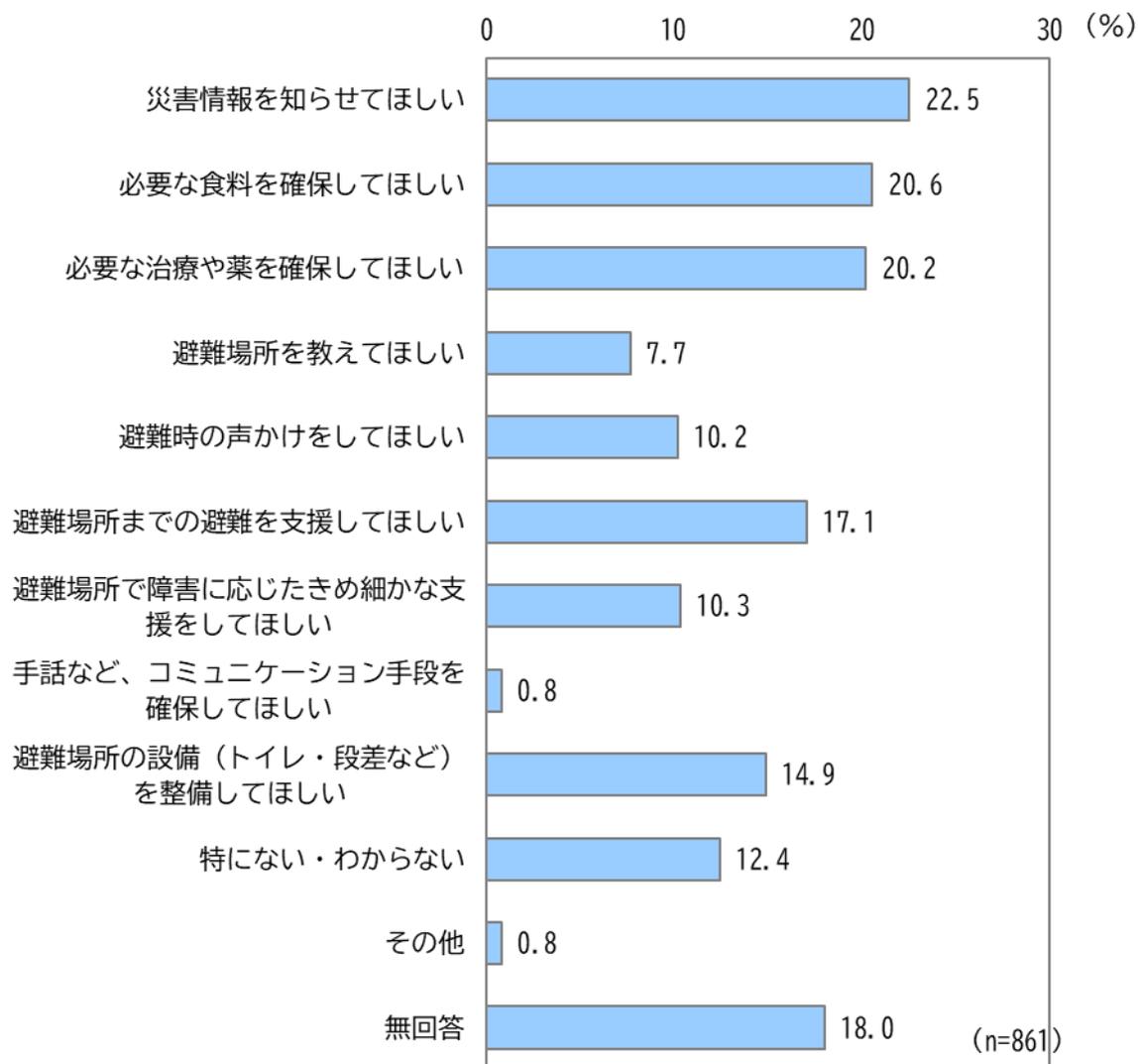
問1 あなたは、災害がおきたときにひとりで避難することができますか。(SA)

「できる」が36.5%、「できない」が38.2%となっています。療育手帳保持者は、「できる」が21.6%と特に低くなっています。



## 問2 災害がおきたときにあなたが支援してほしいことは、何ですか。(MA)

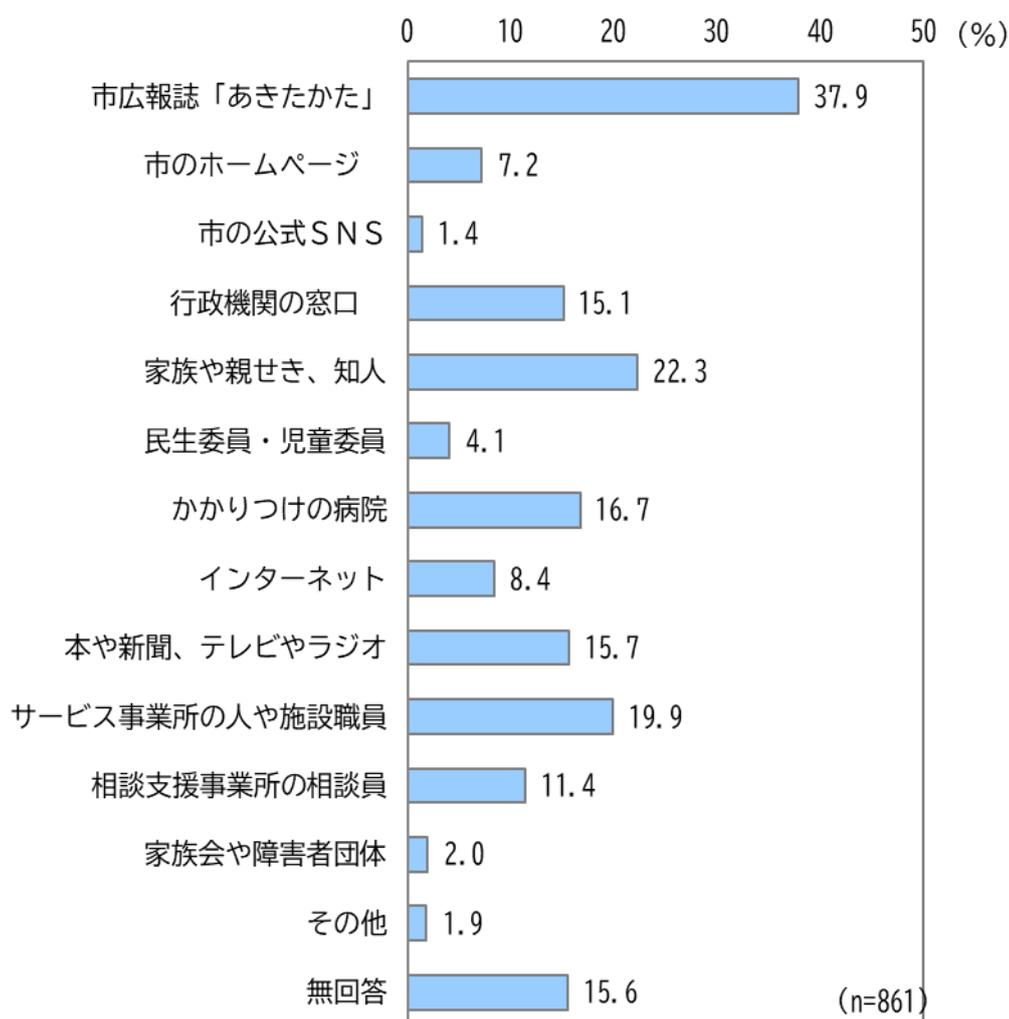
「災害情報を知らせてほしい」が22.5%で最も高くなっています。次いで「必要な食料を確保してほしい」が20.6%、「必要な治療や薬を確保してほしい」が20.2%が続いています。「避難所までの避難を支援してほしい」も17.1%と4番目に高い割合となっています。



## 情報・コミュニケーションについて

問1 あなたは、障害や障害福祉サービスについてどこで情報を知りますか。(MA)

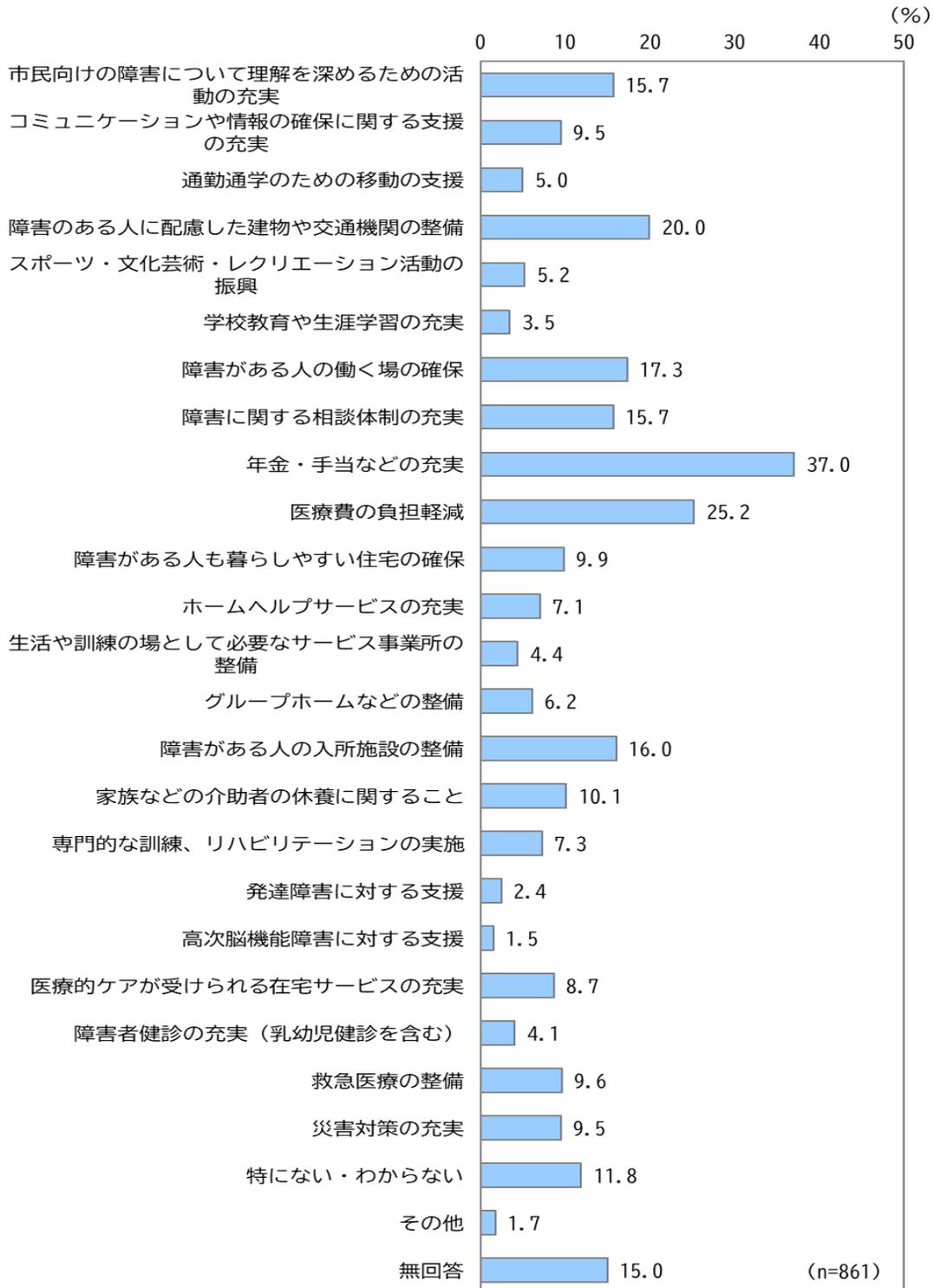
「市広報誌「あきたかた」」が37.9%と最も高くなっています。次いで「家族や親せき、知人」「サービス事業所の人や施設職員」が20%前後となっています。人から直接得る情報も大きな役割をしていますが、「かかりつけの病院」、「本や新聞、テレビやラジオ」、「行政機関の窓口」が15~16%で、身近な情報や人を介しての情報が活用されています。「市のホームページ」、「インターネット」「市の公式SNS」などネットでの情報は10%に満たないため、その周知や魅力を高める取り組みが必要だと思われます。



# 今後の施策について

問1 今後、役所（国・県・市）に最優先で取り組んでほしいことは何ですか。（MA）

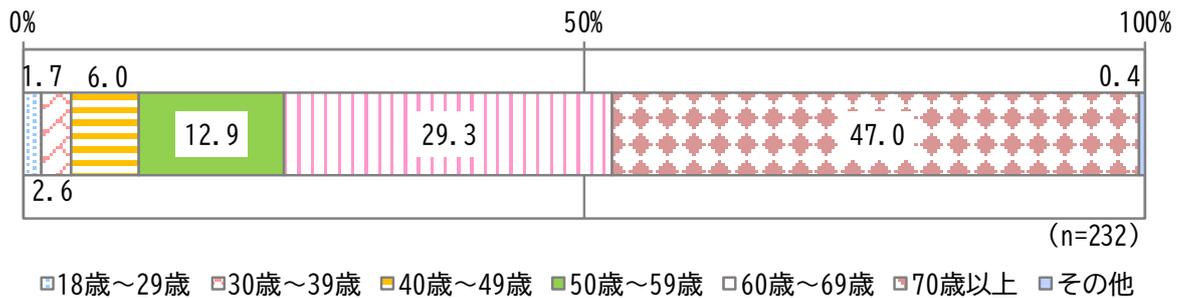
「年金・手当などの充実」が37.0%、「医療費の負担軽減」が25.2%と上位を占め、経済的な支援が求められています。「障害のある人に配慮した建物や交通機関の整備」、「障害がある人の働く場の確保」、「障害がある人の入所施設の整備」が16~20%となり、障害がある人に暮らしやすい環境の整備があがっています。



# 支援者の状況について

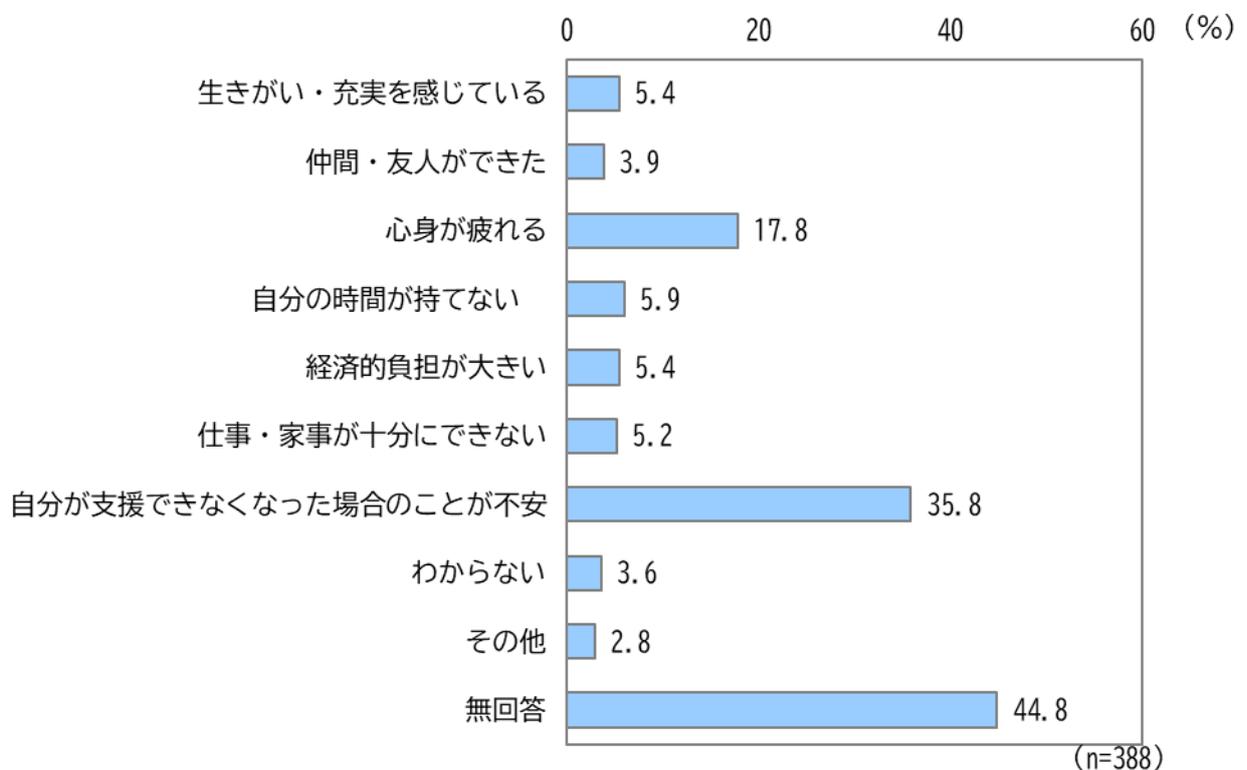
## 問1 あなた（支援者の方）の年齢は、何歳ですか。

年齢を回答いただいた中で、「70歳以上」が47.0%、「60歳～69歳」が29.3%で、合わせて76.3%の支援者が60歳以上となっています。3年前の調査時の63.4%と比べ12.9%上がっています。支援者の高齢化「老老介護」や「老障介護」が進んでいます。



## 問2 あなた（支援者の方）は、支援についてどのように感じていますか。(MA)

「自分が支援できなくなった場合のことが不安」が35.8%で最も高く、障害のある人の支援の継続性に課題を感じておられます。次いで、「心身が疲れる」が17.8%となっており、支援者の負担が大きいことが課題となっています。



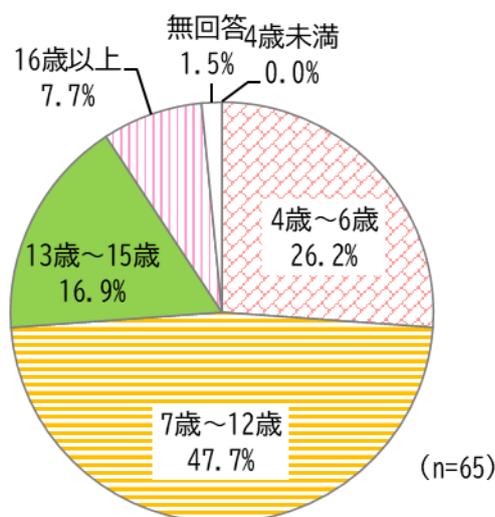
## (2) 手帳所持者等対象調査【18歳未満（保護者）調査】

### 回答者の属性

問1 お子さんの年齢を教えてください。(SA) (数量)

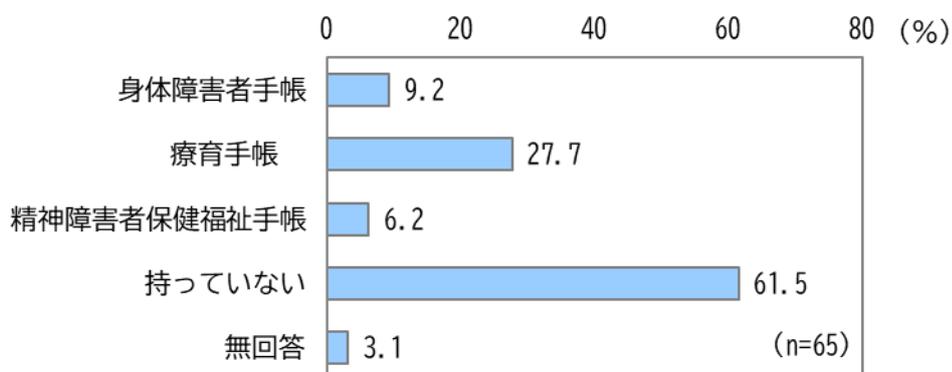
「7歳～12歳」が47.7%を占めています。「4歳～6歳」が26.2%、「13歳～15歳」が16.9%、「16歳以上」が7.7%となっています。

#### ■年齢



問2 お子さんは、障害者手帳をお持ちですか。(MA)

「持っていない」が61.5%を占めています。「身体障害者手帳」が9.2%、「療育手帳」が27.7%、「精神障害者保健福祉手帳」が6.2%となっています。

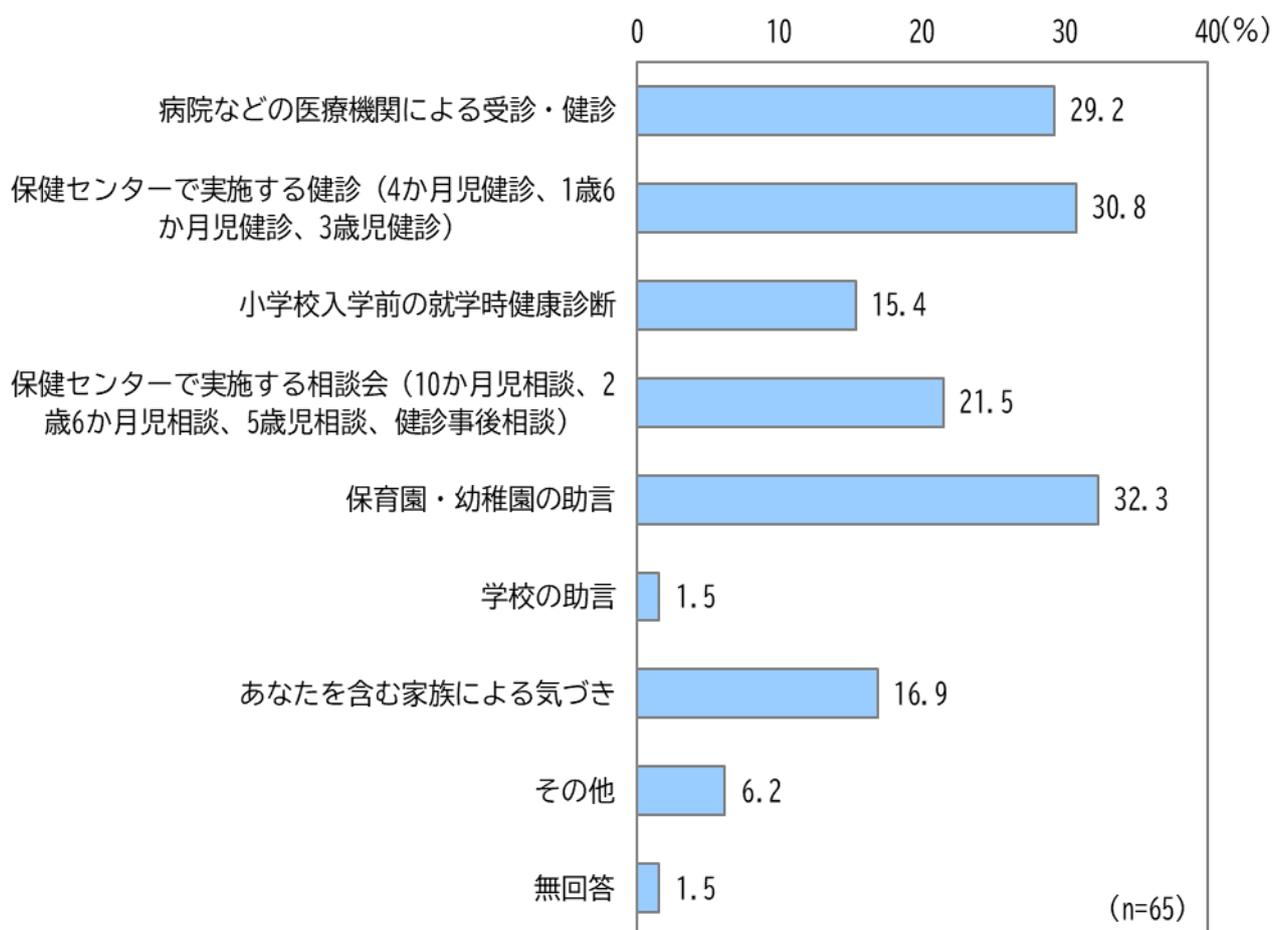


## 気づき・相談について

### 問1 お子さんの障害や発達上の課題に気づいたきっかけは何でしたか。(MA)

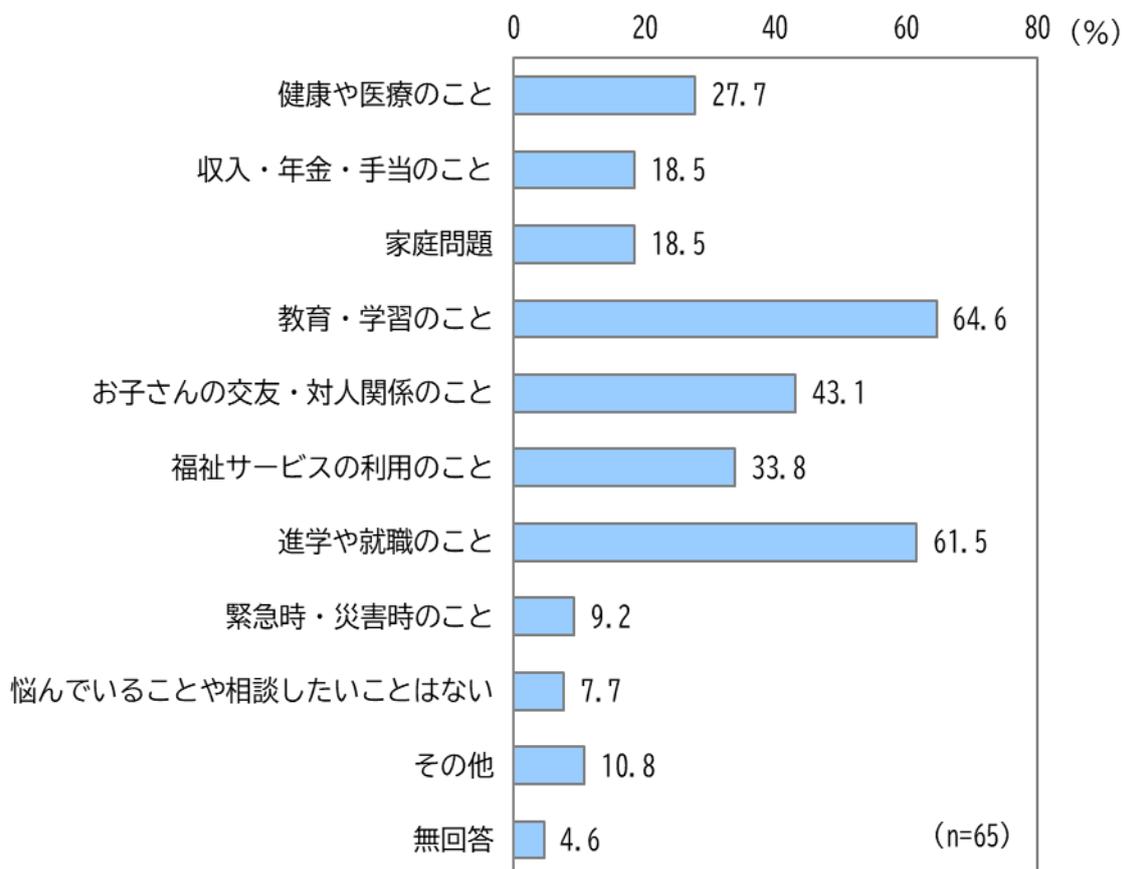
「保育園・幼稚園の助言」が32.3%で最も高くなっています。次いで「保健センターで実施する健診」が30.8%、「病院などの医療機関による受診・健診」が29.2%と続いています。

「家族による気づき」は、前回同調査結果の32.9%から16.9%と低くなっており、「保育園・幼稚園の助言」等の関係者等による早期発見・早期対応の体制が進んできていることが伺えます。



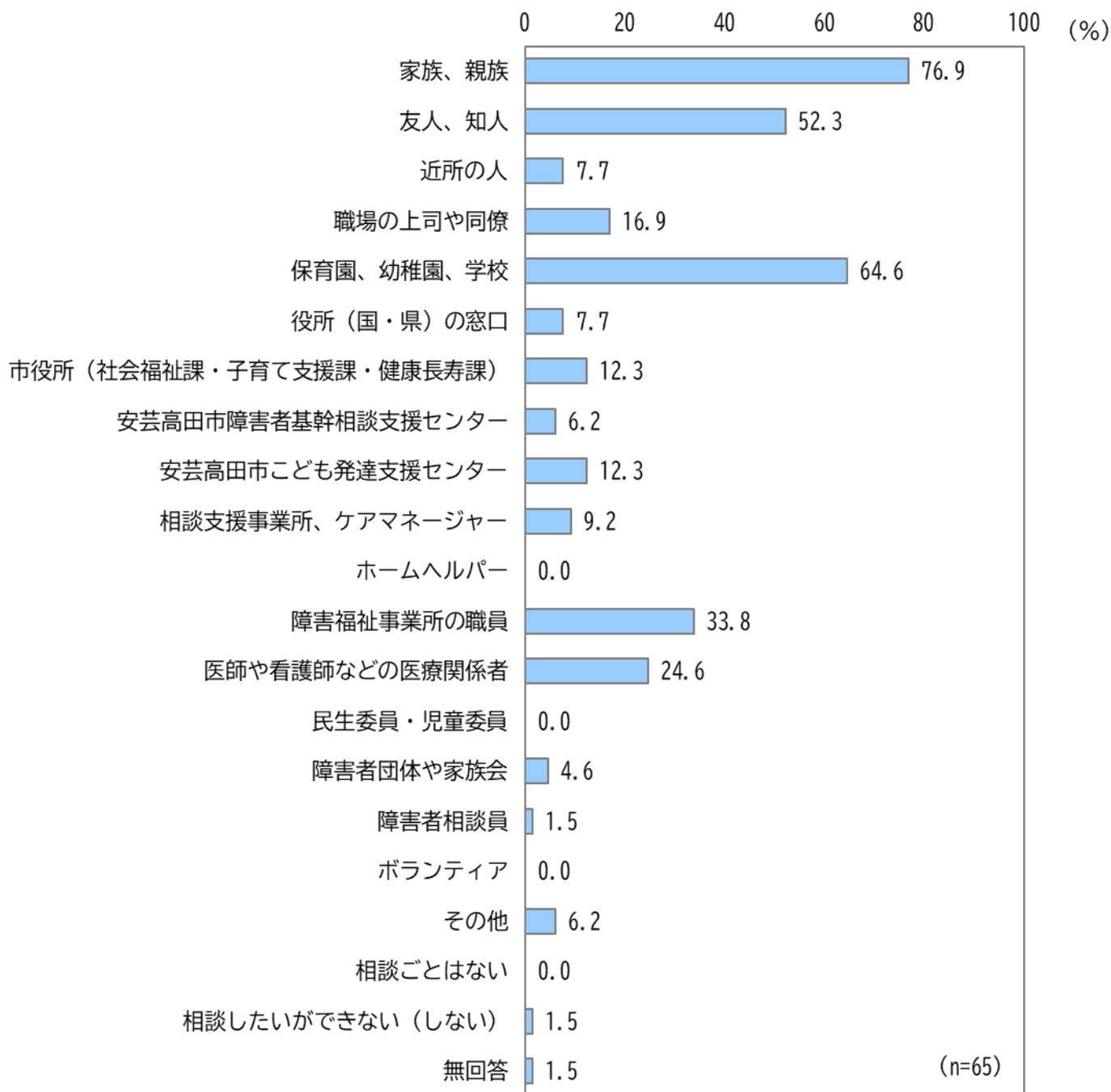
問2 あなたは、お子さんのことについて誰かに相談したいことがありますか。(MA)

「教育・学習のこと」が64.6%で最も高くなっています。次いで「進学や就職のこと」が61.5%、「お子さんの交友・対人関係のこと」が43.1%で続いています。



問3 あなたがお子さんのことについて、おもに相談する機関（人）は、どこ（どなた）ですか。（MA）

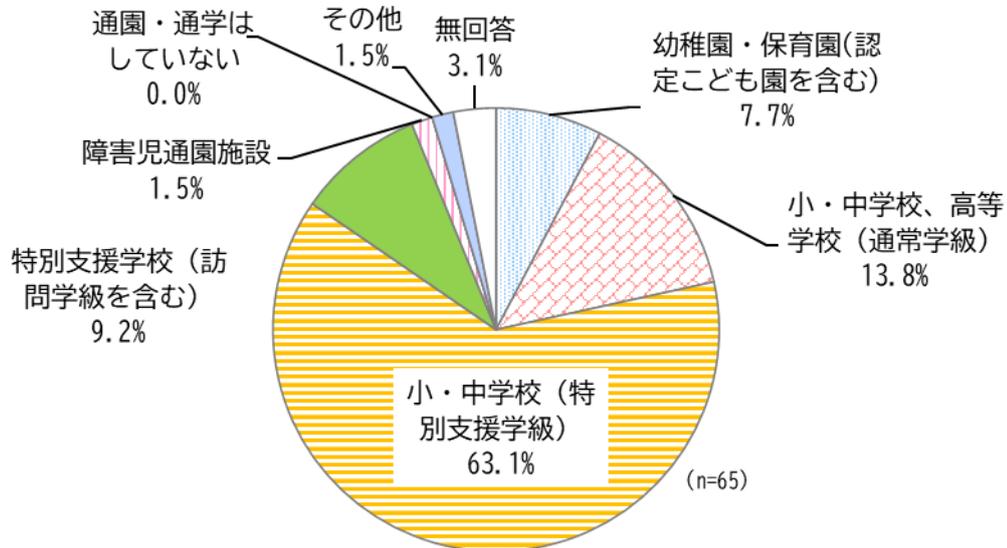
「家族、親族」が76.9%で最も高くなっています。次いで「保育園、幼稚園、学校」が64.6%、「友人、知人」が52.3%で続いています。家族だけでなく、園や学校が身近な相談先である状況がうかがえます。



# 教育について

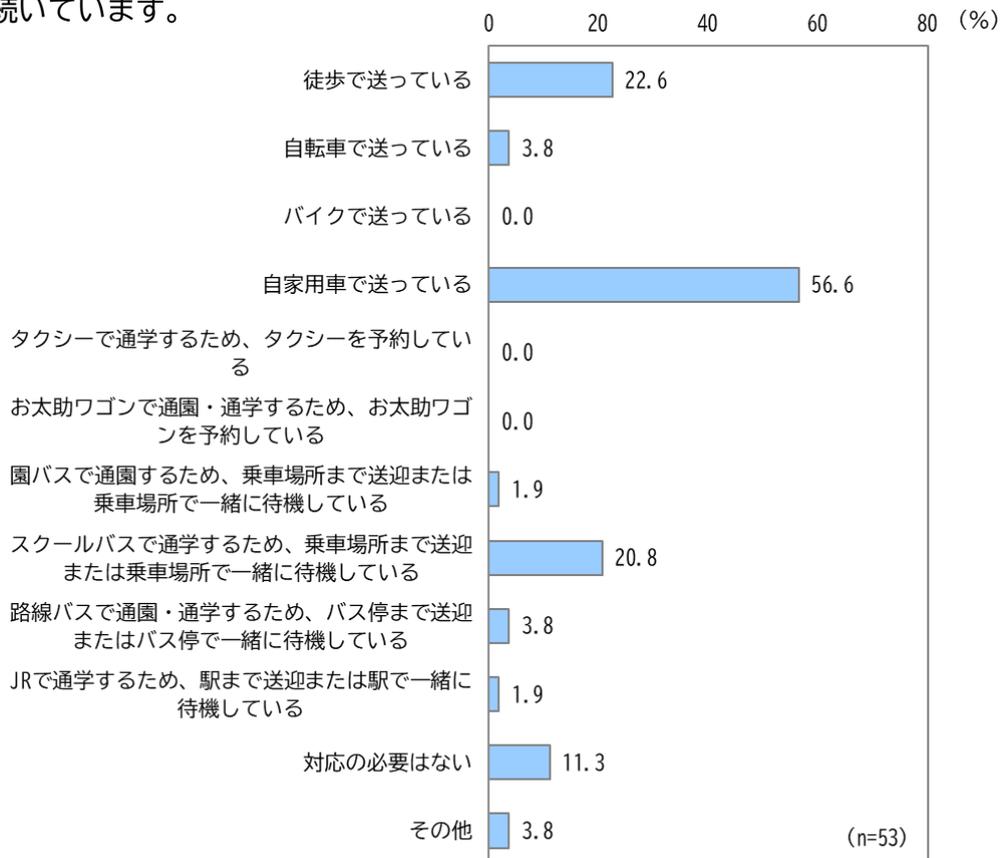
## 問1 お子さんが通園・通学している学校・園などは、次のどれですか。(SA)

小・中学校（特別支援学級）が63.1%で最も高くなっています。次いで「小・中学校、高等学校（通常学級）」が13.8%、「特別支援学校（訪問学級を含む）」が9.2%で続いています。



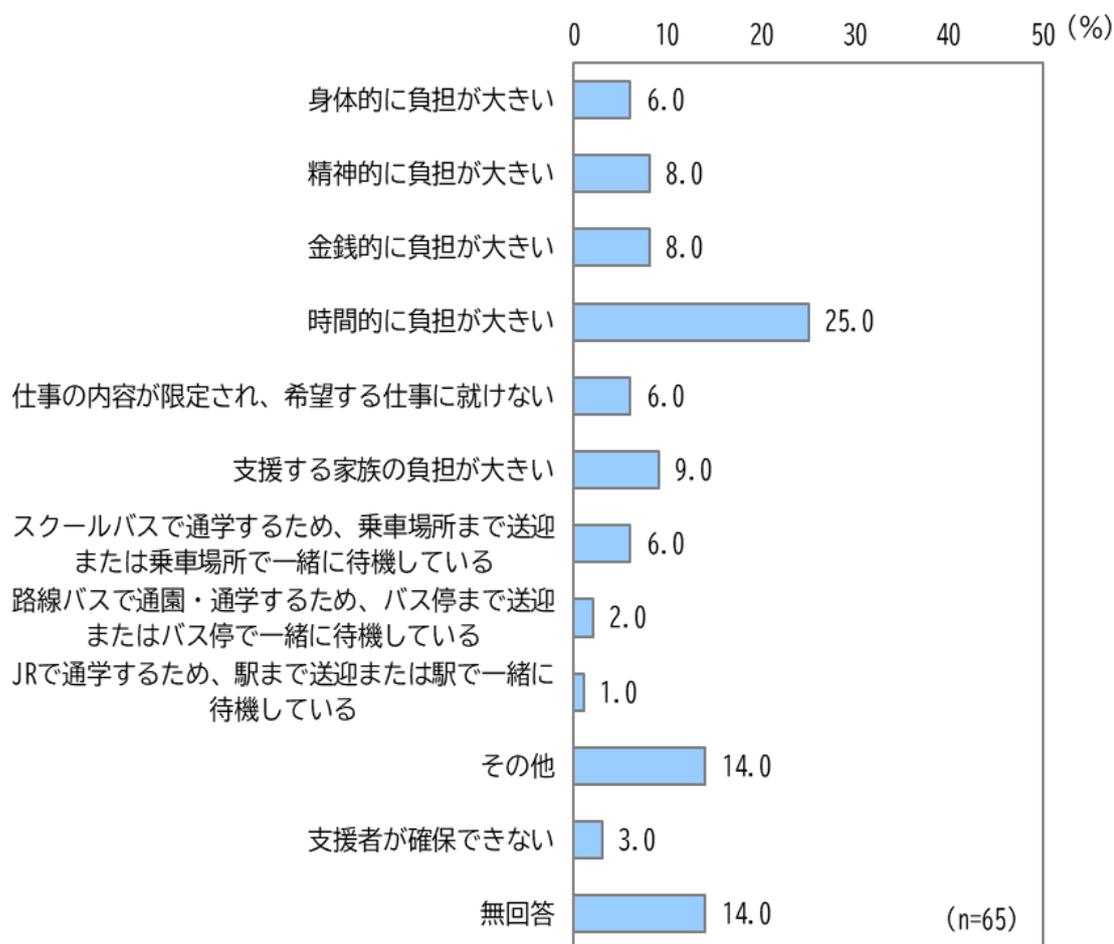
## 問2 現在、お子さんの通園・通学に対してどのような対応をされていますか。(MA)

「自家用車で送っている」が56.6%で最も高く、次いで「徒歩で送っている」が22.6%、「スクールバスで通学するため、乗車場所まで送迎または乗車場所で一緒に待機している」が20.8%で続いています。



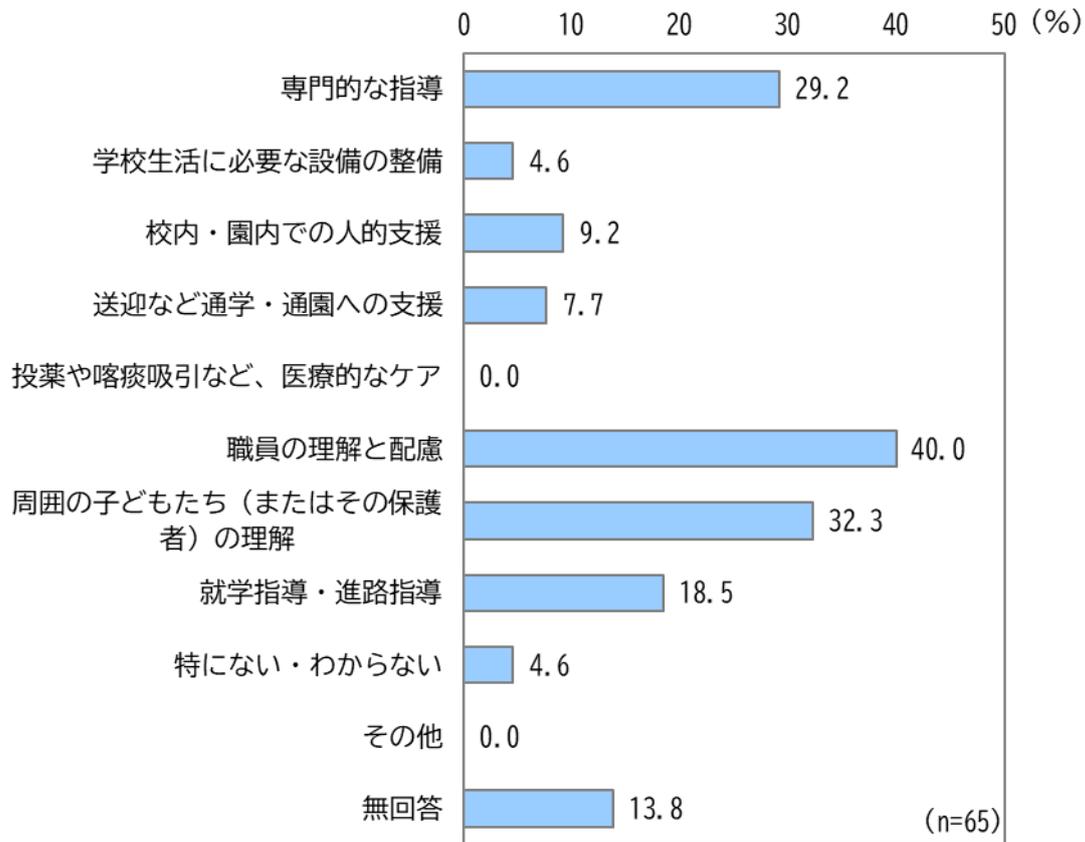
問3 お子さんの通園・通学について、保護者の方が負担になっていることがありますか。  
(MA)

「時間的に負担が大きい」が25.0%で最も高くなっています。次いで「支援する家族の負担が大きい」が9.0%、「金銭的に負担が大きい」が8.0%が続いています。



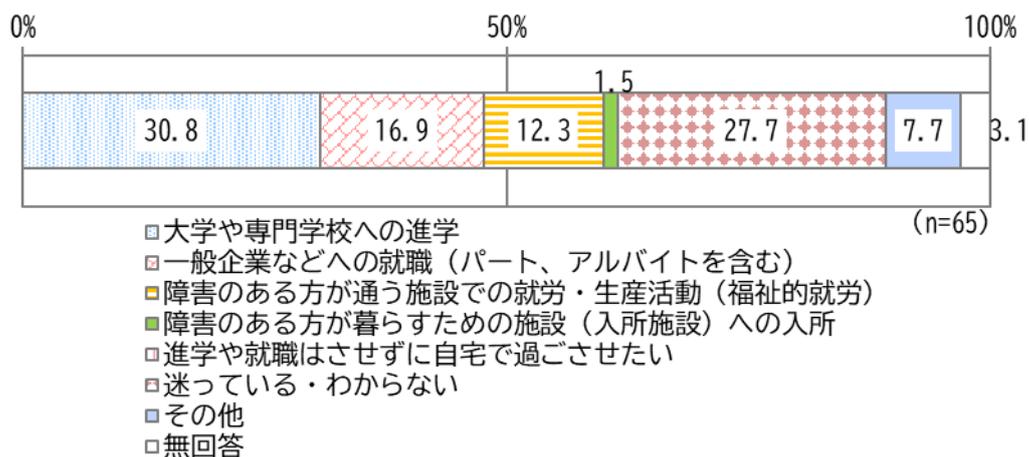
問4 お子さんが学校・園などで生活を送る上で、充実してほしいことは何ですか。(MA)

「職員の理解と配慮」が40.0%で最も高くなっています。次いで「周囲の子どもたち（またはその保護者）の理解」が32.3%、「専門的な指導」が29.2%が続いています。



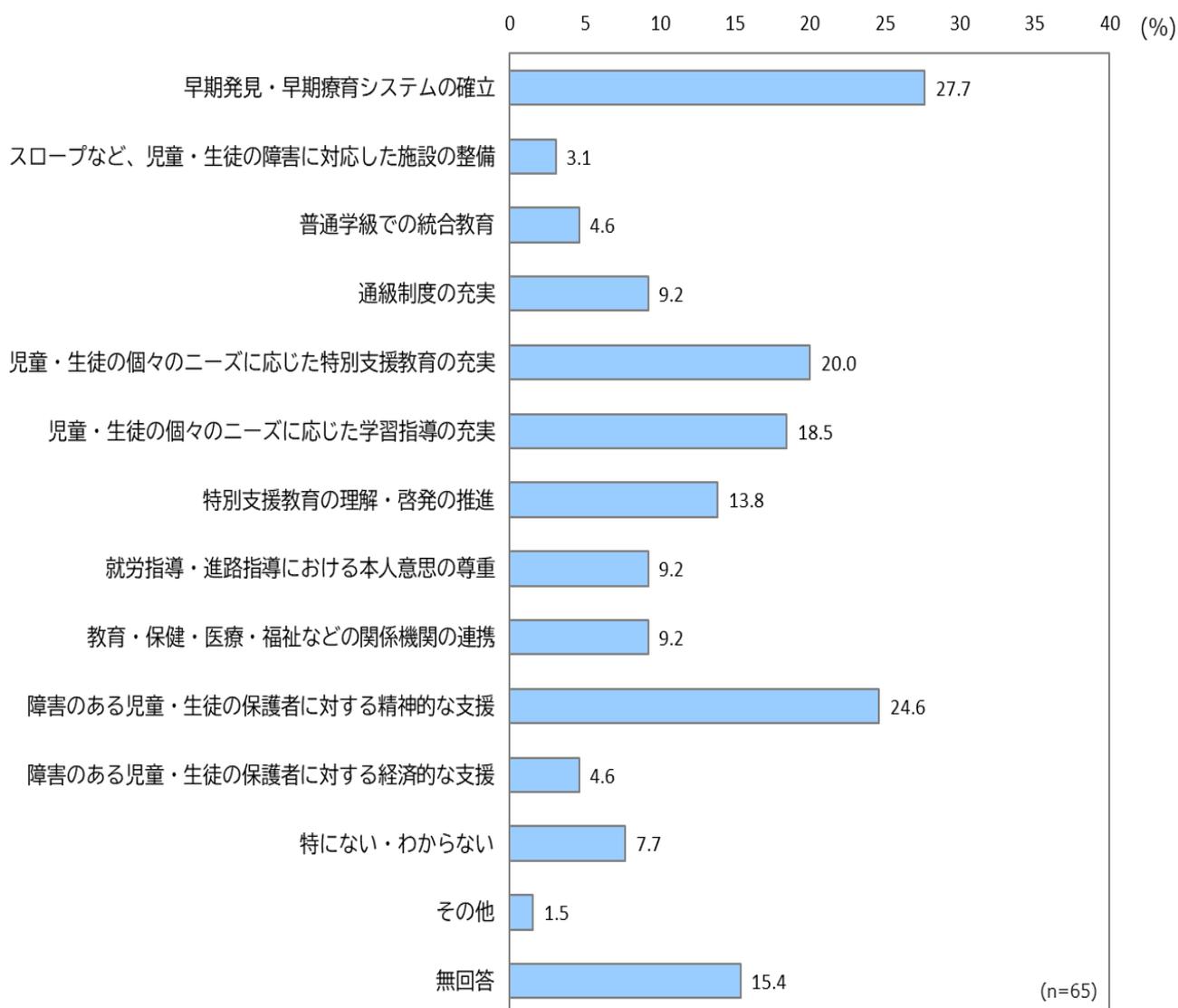
問5 お子さんが高等学校などを卒業した後の進路について、あなたが希望するものはどれですか。(SA)

「大学や専門学校への進学」が30.8%で最も高くなっています。次いで「一般企業などへの就職（パート、アルバイトを含む）」が16.9%、「障害のある方が通う施設での就労・生産活動（福祉的就労）」が12.3%が続いています。一方で、「迷っている・わからない」が27.7%あり、将来を不安に思う人も一定数おられます。



問6 あなたは、障害のある児童・生徒の教育に関し、どのようなことが重要であると思いますか。(MA)

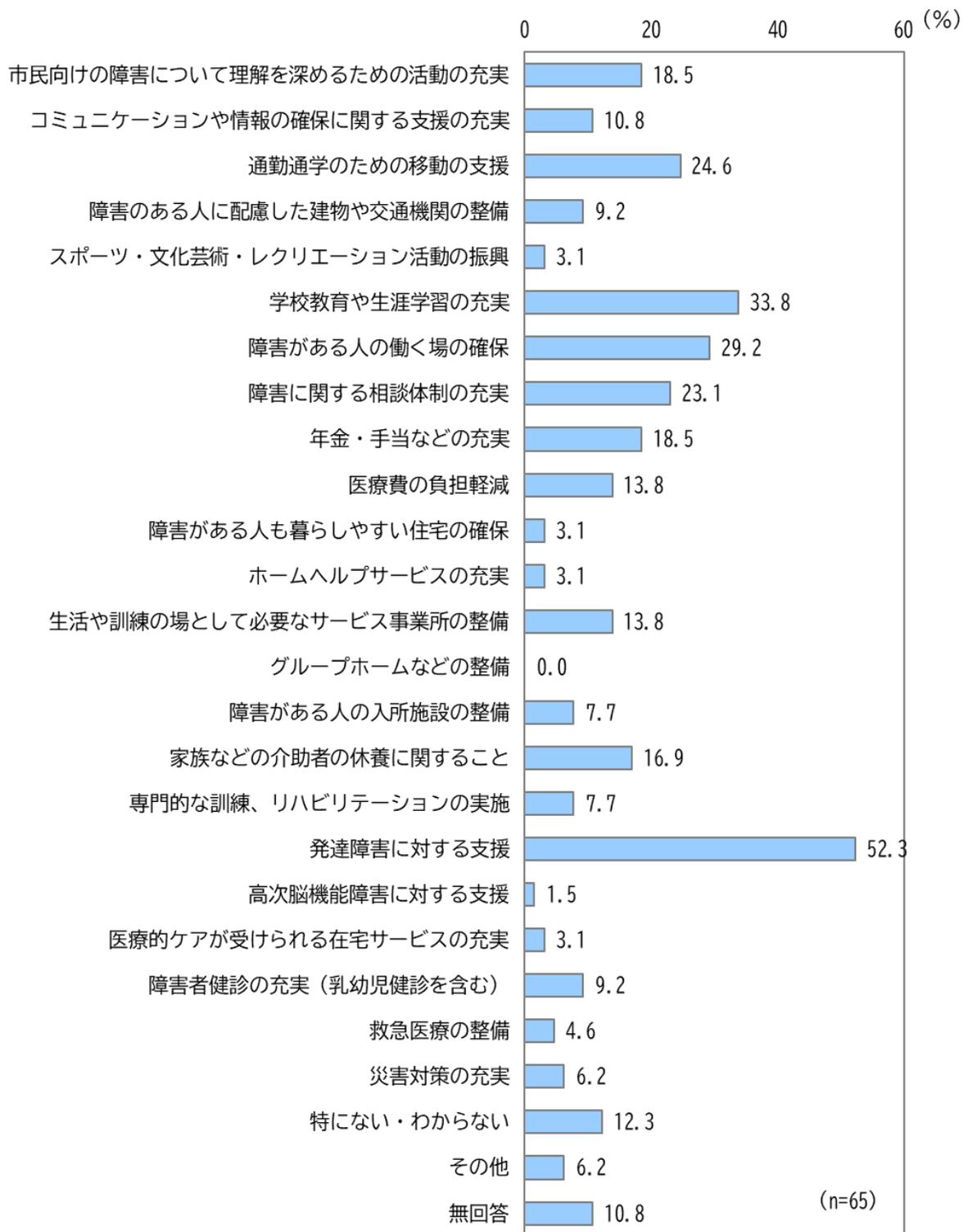
「早期発見・早期療育システムの確立」が27.7%で最も高くなっています。次いで「障害のある児童・生徒の保護者に対する精神的支援」が24.6%、「児童・生徒の個々のニーズに応じた特別支援教育の充実」が20.0%が続いています。早期発見・早期療育の体制づくり、保護者への精神的支援、一人ひとりに応じた教育や指導が求められています。



# 今後の施策について

問1 今後、役所（国・県・市）に最優先で取り組んでほしいことは何ですか。（MA）

「発達障害に対する支援」が52.3%で最も高くなっており、障害児への直接的な支援が求められています。次いで「学校教育や生涯学習の充実」、「障害がある人の働く場の確保」30%前後となっております。教育と就職という将来に向けた支援が求められています。

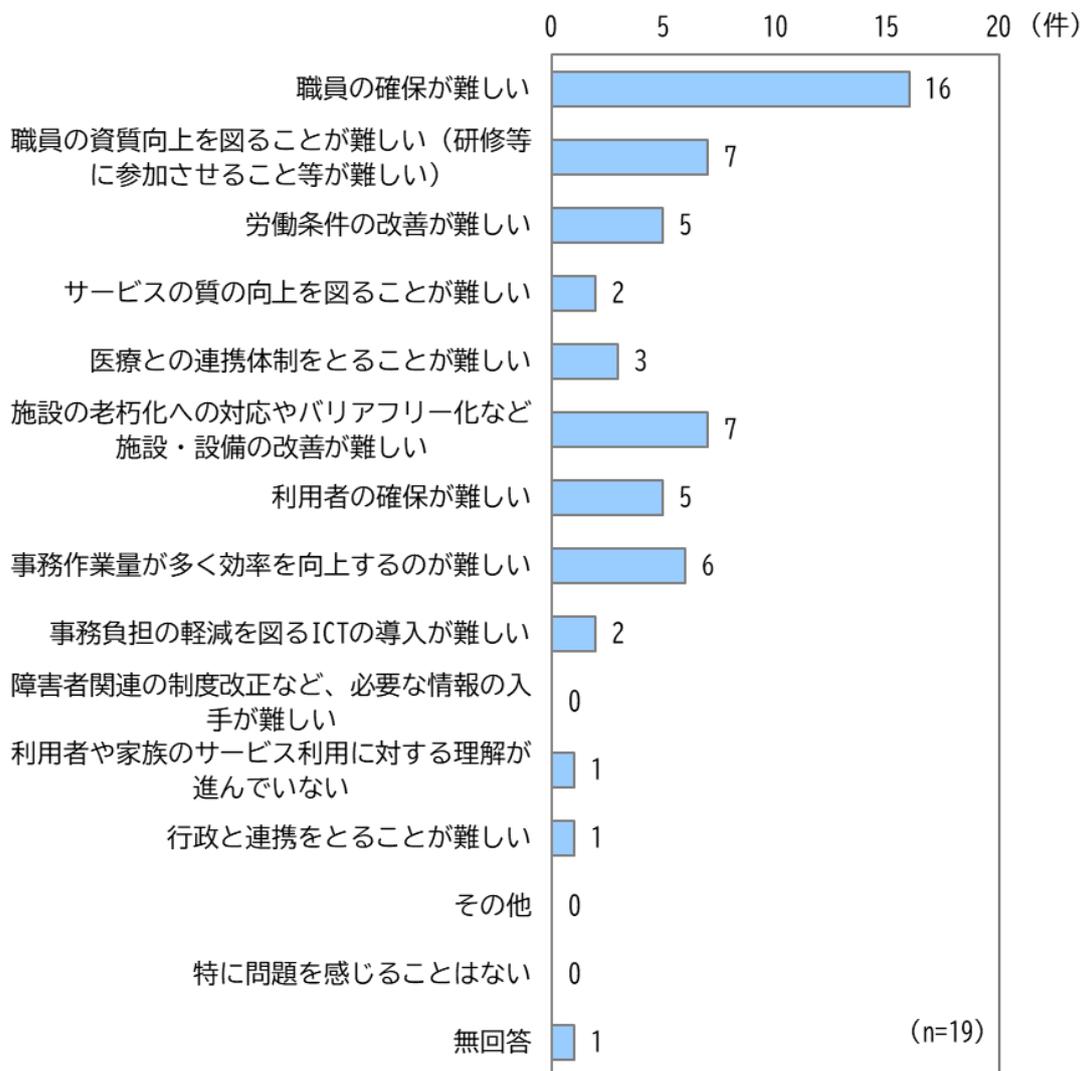


### (3) 事業所・団体調査

#### ① サービス提供事業所調査

問1 円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じることはありますか。

「職員の確保が難しい」が16件で最も多く、「職員の資質向上を図ることが難しい（研修等に参加させること等が難しい）」と「老朽化への対応やバリアフリー化など施設・設備の改善が難しい」が7件で続いています。職員確保と資質の向上は、事業所として大きな問題となっています。

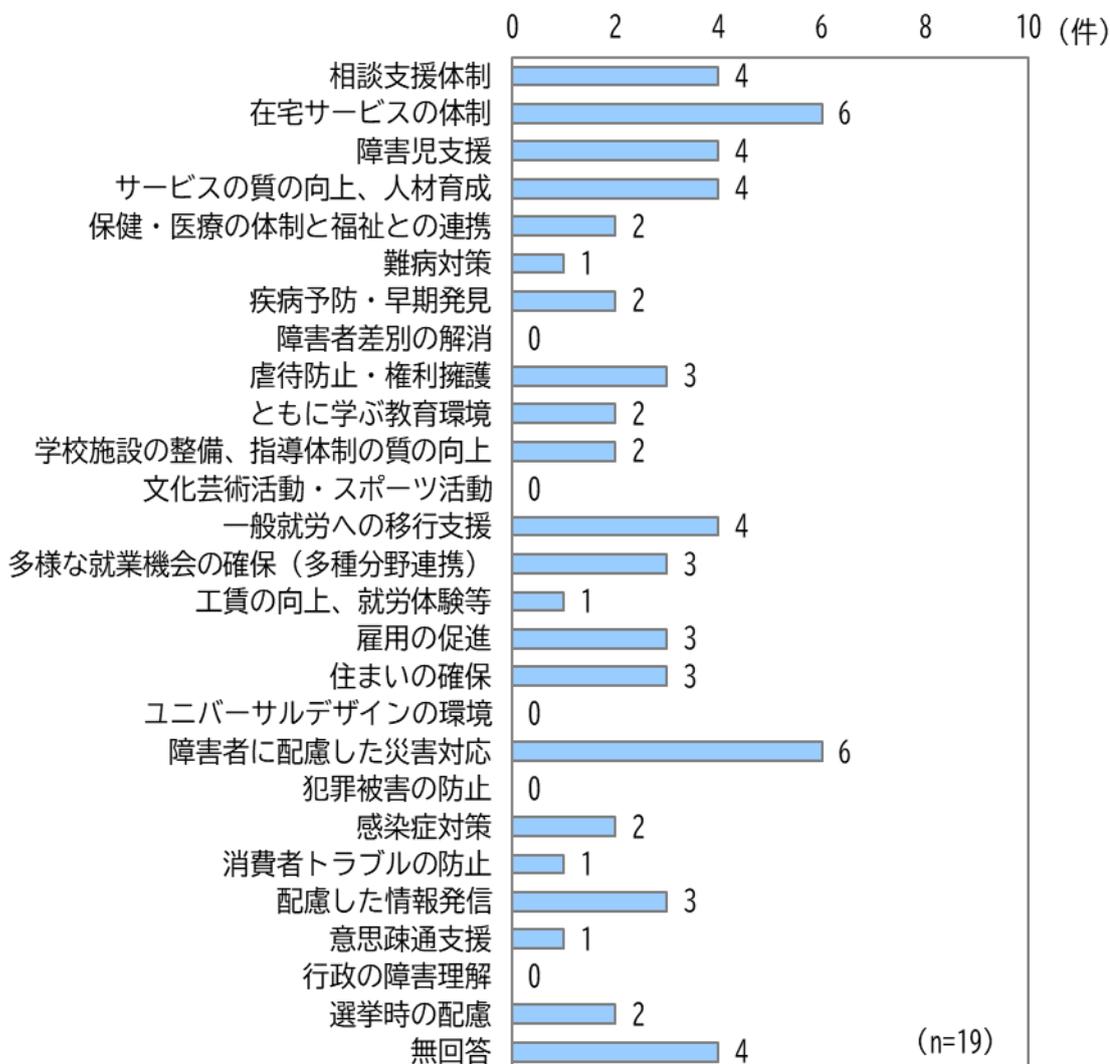


《回答内容（一部抜粋）》

職員の確保・資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●制度等で処遇改善の仕組みが作られているが、社会に追い付いていない現状があり、職員の給与改善が進んでいかない。そのため、求人を出しても、求職者が少なく、職員確保が困難。</li> <li>●職員研修などもなかなか参加する機会がとれなく社内研修も進んでいない。</li> <li>●障害福祉施策を担う人材の確保、育成が大きな課題。</li> </ul>
施設・設備の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規事業等の設備投資等をする必要があるが、施設の老朽化等への対応も迫られ困難さを感じる。</li> <li>●行政との連携は取れていると感じるが、施設整備等への金銭的なバックアップがない。すべて事業所努力によることが多く、限界を感じる。</li> </ul>

問2 障害者施策のなかで、特に優先的に必要と思われる施策をお答えください。(MA)

「在宅サービスの体制」と「障害者に配慮した災害対応」6件で最も多く、「相談支援体制」、「障害児支援」、「サービスの質の向上、人材育成」及び「一般就労への移行支援」が4件で続いています。



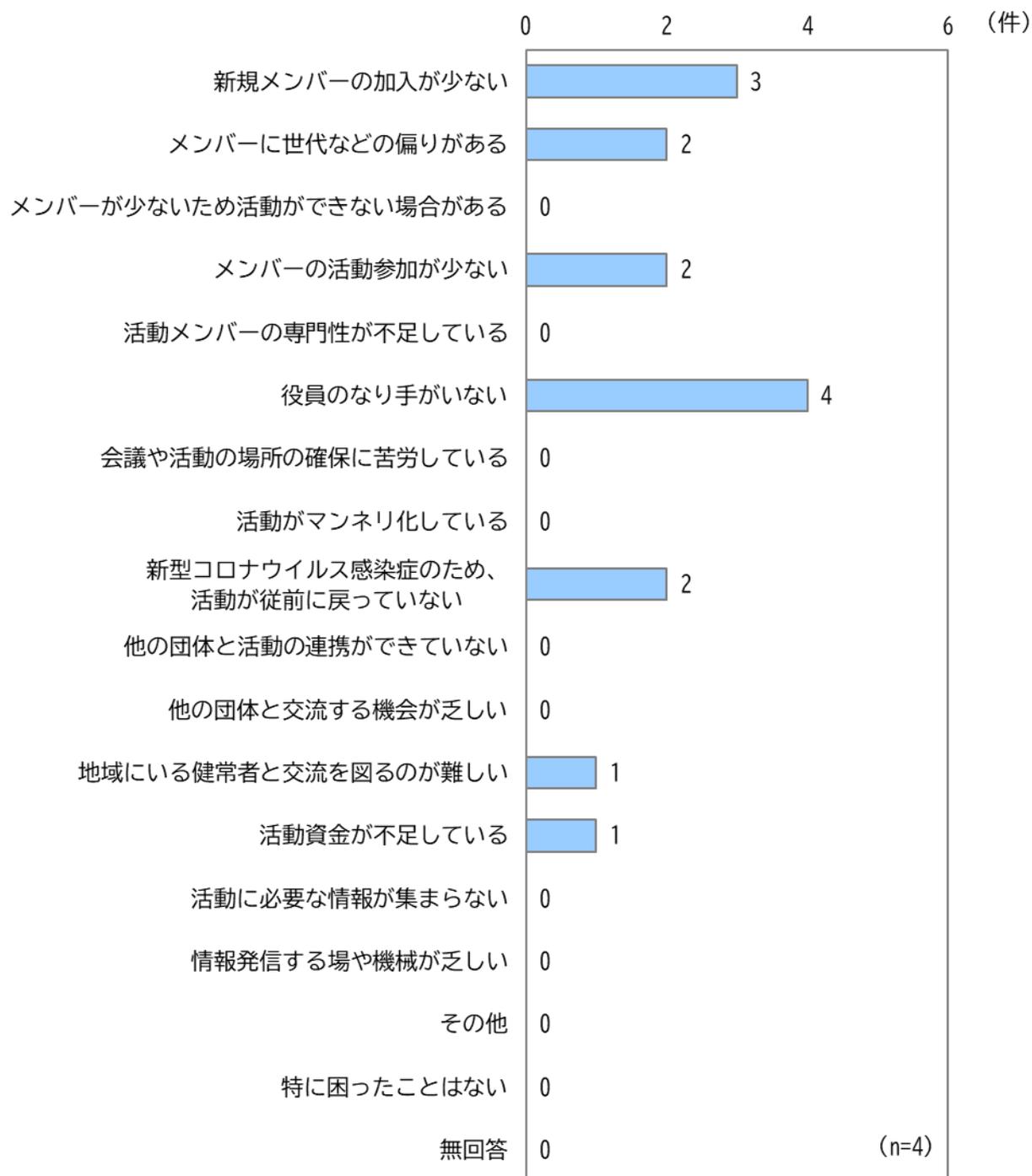
《回答内容（一部抜粋）》

サービス体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービスがあっても人材不足で利用が出来ない状況。</li> <li>●利用したい時間帯に利用できない事が多い。</li> <li>●居宅支援を望んでいるが、出来ない状況がある。（ヘルパー不足など）</li> <li>●障害福祉と他分野（医療、子育て、高齢等）との連携、共生サービスの活用等、分野の枠を超えて地域で支える体制が必要。</li> </ul>
障害者に配慮した災害対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難場所…障害の特性もあるが、個室、静かな空間があればと思う。</li> <li>●毎年水害等で警戒レベル 3、4 が出ている状況で、避難所に行く事が難しい又は、避難所で周りに迷惑になってもいけない気が引ける等の意見がある。</li> <li>●昨今の大雨被害等に対する備えはまだ手を加える余地がある。</li> </ul>

## ② 関係団体調査

### 問1 現在の活動上の課題は何ですか。(MA)

「役員のなり手がいない」が4件で最も多く、次いで「新規メンバーの加入が少ない」が3件で続いています。



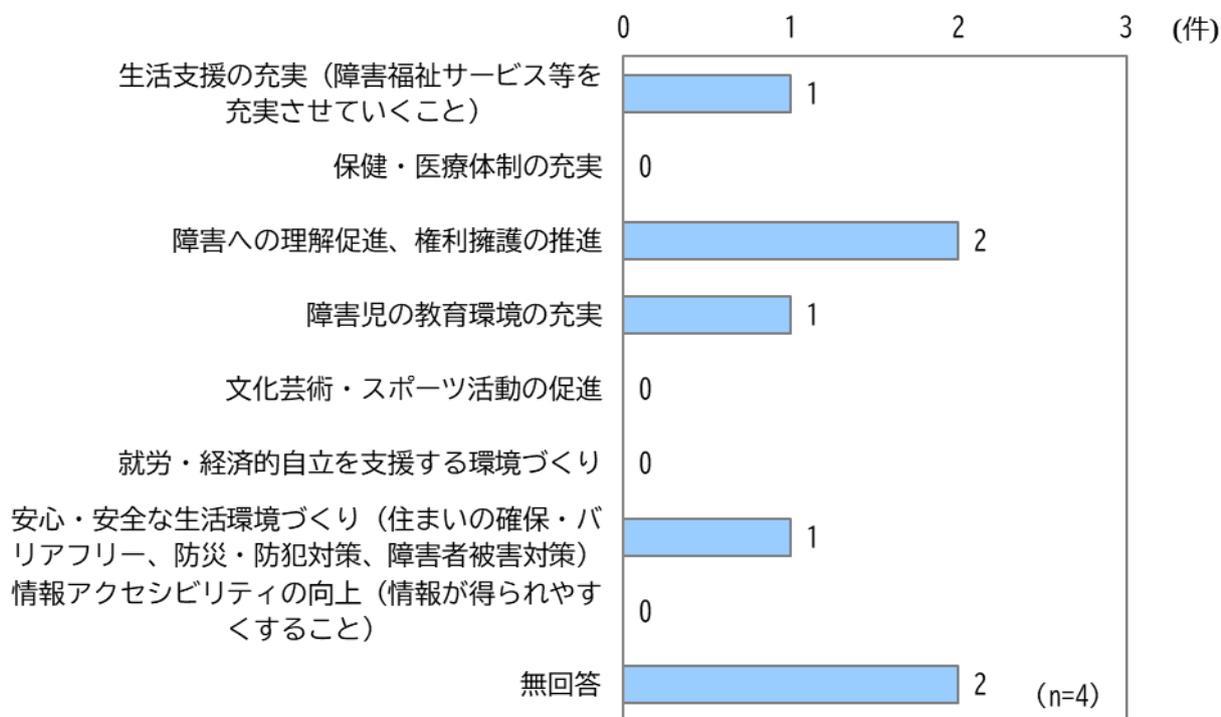
問2 市全体をみたときに、不足していると思われるサービスや支援はどのようなものですか。また、それらのサービスや支援が足りていない理由は何だと思われますか。

《回答内容（一部抜粋）》

- 親が高齢になり、子どもを見られなくなった時の対応。
- 親亡き後の子どもの生活場所の確保。
- 家から出られない人に対して訪問支援をしてほしい。
- 移動支援（公共のバスが少ない、日曜、祝、祭日）。

問3 とくに力を入れていくべき分野はどの分野だと思いますか。

「障害への理解促進、権利擁護の推進」が2件で、次いで「生活支援の充実（障害福祉サービス等を充実させていくこと）」、「障害児の教育環境の充実」、「安心・安全な生活環境づくり（住まいの確保・バリアフリー、防災・防犯対策、障害者被害対策）」が1件となっています。



《回答内容（一部抜粋）》

障害への理解促進、権利擁護の推進	職員の人材育成、福祉行政について勉強することが必要である。子ども自身は物事を行うことは困難であり、手助けしないと出来ない。
障害児の教育環境の充実	支援学級での取組は、まだまだ改善できることはたくさんあると思う。（タブレット活用、個別学習、先生方の関わり方等）
その他	親亡き後、本人が少しでも安心して暮らせる環境の整備が必要である。

# 第5章 計画の推進

## 1 庁内推進体制の整備

本計画は、「第3次安芸高田市障害者プラン」の後期において、「安芸高田市障害福祉計画（第7期）」「安芸高田市障害児福祉計画（第3期）」を策定するものであり、その推進にあたっては社会福祉課が中心的な役割を果たすこととなります。しかし、本計画は、福祉・保健・医療・教育・雇用、そしてまちづくり等、幅広い分野で障害者施策を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、そのための庁内関係部署との連携を、より一層強化した推進体制の整備を図ります。また、高齢者福祉や児童福祉等、他の福祉分野とも連携し効果的な取組を進めます。

## 2 関係機関との連携の強化

地域共生社会において、地域全体で支え支えられるという観点から、庁内の体制整備のみならず、地域住民、社会福祉協議会、障害者関係団体、サービス提供事業所、保健医療機関、NPO等民間団体、住民ボランティアなど、地域における福祉ネットワークの構築・強化を進めます。

また、自立支援協議会において、児童支援、就労支援、地域生活支援、権利擁護の各部会を中心に各方策について、重層的支援体制を見据えた幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

## 3 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年、事業の達成状況や評価、サービスの利用量などの進行状況について取りまとめを行うとともに、達成状況の分析及び評価等を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを検討します。本計画の最終年度である2026年度には、障害福祉サービスの成果目標や活動目標の見直しを行い、次期計画の策定につなげます。

なお、「第3次安芸高田市障害者プラン」においても、事業展開については、定期的に進行管理及び実施状況の点検・評価を行い、必要に応じて内容を見直すなど、より効果的に推進します。

## 4 サービスの質の確保と経営基盤の安定化

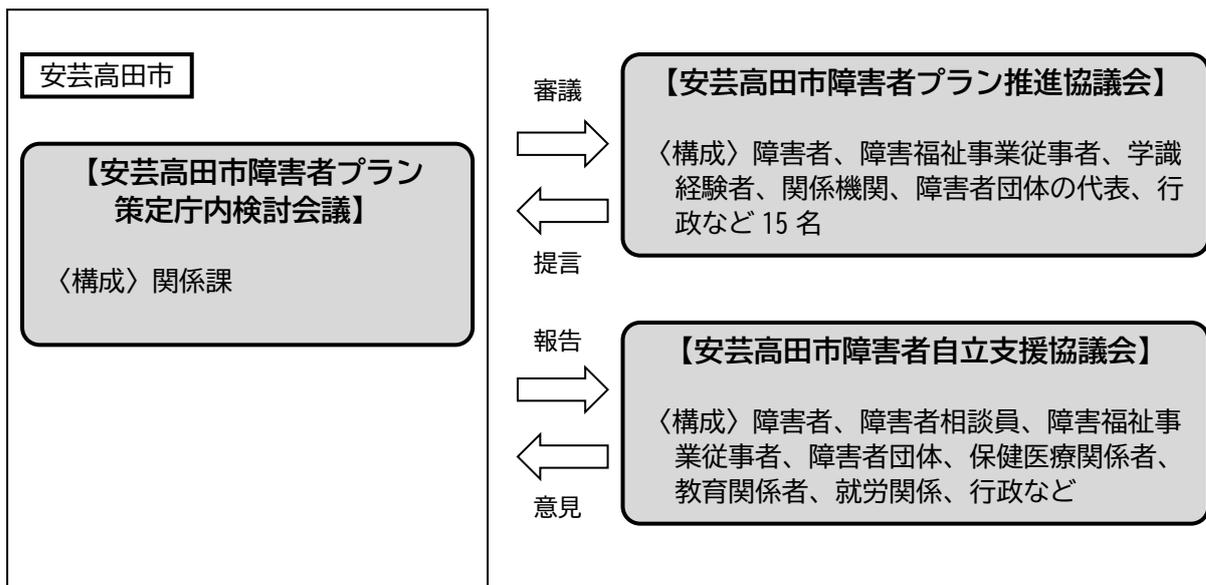
市の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、登録事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては、一定の基準を設けるとともに苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、このようなサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方についても、今後、さらに検討を進めます。

## 5 計画や制度の周知と情報提供

本市の障害者が、必要とするサービスを適切に受けることができるよう、本計画の概要や障害福祉サービス等の制度について、様々な機会を活用し、利用者、サービス提供事業所、福祉関係団体等に周知し、円滑な事業の実施及びサービスの適切な利用を促進します。また、そのための、サービス内容や利用手続き等の積極的な情報提供に努めます。

### 計画の推進体制



# 第6章 障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の実施状況

## 1 成果目標の達成状況

障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）では、7つの成果目標を定め取組を進めてきました。各成果目標の達成状況は下記の通りです。

### 成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

本人の高齢化・障害の重度化により、退所希望相談を受けることがあまりありませんでした。

また、居宅介護など地域生活を支える支援が不足しているなか、グループホームも不足しつつあります。一方、重度訪問介護の提供により、重度でも自宅生活が可能となった事例もありました。

項目	基準値	第5期	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
地域生活移行者数 (単年)		2人	1人	0人	0人	
地域生活移行者数 (累計)【B】		2人	3人	3人	3人	6人
		—	—	—	—	6.3% (B/A)
施設入所者減少数 (単年)		1人増	2人減	1人減	0人減	
施設入所者減少数 (累計)【C】		±0人	1人減	2人減	2人減	2人
		—	—	—	—	2.1% (C/A)
年度末入所者数	96人【A】	96人	95人	94人	94人	94人

## 成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

障害者自立支援協議会地域生活支援部会で協議の場を持ち、目標値を上回る回数で開催しました。協議を通して、支援が必要な方が相談支援につながるためのリーフレット作成、支援者の負担軽減のための研修会、民生委員・児童委員との連携の強化など活動を展開しました。

地域生活支援部会には、様々な形で携わる支援者等が目標値を上回る数で参加し、年1回、障害者自立支援協議会全体会活動報告次年度活動計画を確認しています。

### ■活動指標

項目	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
各年 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	8回	10回	10回	3回
保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の協議の場への参加者数	14人	15人	15人	8人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回

## 成果目標 3 地域生活支援拠点等の整備

2019年度から面的整備型で「安芸高田市地域生活支援システム」(以下「地域生活支援システム」と表記)を実施しています。

緊急時の対応等は、障害者相談支援専門員がその都度調整対応しております。また、必要な方へは安芸高田市地域生活支援システムの事前登録にもつなげました。

機能の充実に向けた検証及び検討として、年1回、自立支援協議会全体会で現在の実績状況を報告しています。

### ■成果目標

項目	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
2023年度末時点 地域生活支援拠点等の設置か所数	1か所	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証および検討の実施回数	1回	0回	1回	年1回

## 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行

一般就労移行者は、2～3人で、目標の5人を下回っています。

自立支援協議会就労支援部会で、一般就労への移行や生活環境への支援に取り組んでおり、モデルケースの検討や企業見学や体験機会の提供についての取組を行いました。

就労定着支援事業を行う事業所はないので、ハローワーク、広島障害者就業・生活支援センター、基幹相談支援センター就労支援員とで関わりの強化を行う必要があります。

### (1) 福祉施設利用者からの一般就労移行者数

項目	基準値	第5期	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
福祉施設利用者からの一般就労移行者数 (単年)	2人【A】	6人	3人	2人	2人	5人【B】
		3倍	1.5倍	1.0倍	1.0倍	2.5倍 (B/A)

### (1) - 1 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

項目	基準値	第5期	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数(単年)	0人【A】	1人	0人	0人	0人	1人【B】
		1倍	一倍	一倍	一倍	一倍 (B/A)

### (1) - 2 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

項目	基準値	第5期	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数(単年)	1人【A】	0人	2人	2人	2人	2人【B】
		0倍	2.0倍	2.0倍	2.0倍	2.0倍 (B/A)

### (1) - 3 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

項目	基準値	第5期	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2019年度 (実績)	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数(単年)	1人【A】	0人	1人	0人	1人	2人【B】
		0倍	1.0倍	0倍	1.0倍	2.0倍 (B/A)

(2) 福祉施設利用者からの就労定着支援事業利用者数

項目	第6期計画期間			2023年度 目標値
	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
福祉施設利用者からの一般就労移行者数 (A)	3人	2人	2人	5人
Aのうち就労定着支援事業の対象者(B)	1人	1人	0人	2人
【目標】Bのうち就労定着支援事業を利用する 人数(C)	1人	0人	0人	1人
(C)/(B)	100%	0%	100%	50%

(3) 就労定着支援事業の総利用者数

項目	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
2020年度～2022年度中の就労定着支援事業の 総利用者数(A)	1人	1人	1人	1人
Aのうち、2022年度末時点で就労定着して いる人数(B)と就労定着率	1人	1人	1人	1人
(B)/(A)	100%	100%	100%	100%
2022年度末時点の就労定着支援事業所数 (C)	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所
【目標】Cのうち、就労定着率が8割以上の 事業所数(D)	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所
(D)/(C)	0%	0%	0%	100%

## 成果目標 5 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターや保育所等訪問支援を利用できる体制については、市内に整備実績はありません。関係機関の協議の場、医療的ケア児等コーディネーターについては設置を維持しています。

中核としての児童発達支援センターについては、市内の資源を活用して連携による実施を検討してきました。各機関で相談を受け適切につなげるためのリーフレット作りを通し、連携を図りました。

### (1) 児童発達支援センターの設置数

項目	設置にあたっての考え方	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
		2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
児童発達支援センターの設置数	市単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も検討する	0か所	0か所	0か所	1か所

### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	設置にあたっての考え方	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
		2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	児童発達支援センターの設置とあわせて体制を検討する	未構築	未構築	未構築	構築

### (3) 重症心身障害児を支援する体制整備

項目	設置にあたっての考え方	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
		2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	ニーズ量を踏まえ圏域での確保を検討する	0か所	0か所	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	ニーズ量を踏まえ圏域での確保を検討する	0か所	0か所	0か所	1か所

(4) 関係機関による協議の場設置

項目	設置にあたっての考え方	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
		2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	自立支援協議会児童支援部会にて協議の場の設置としている。	設置	設置	設置	設置

(5) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

項目	設置にあたっての考え方	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
		2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	基幹相談支援センターに配置している。	配置	配置	配置	配置

**成果目標6 相談支援体制の充実・強化等**

基幹相談支援センターにおいて、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、地域の相談支援の中核となり、自立支援協議会の運営や相談支援連絡会の開催など、各事業所への支援や人材育成を図っています。

(1) 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

項目	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施	実施

(2) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

項目	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	16件	14件	14件	6件

(3) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

項目	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件	3件	3件	6件

(4) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

項目	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回	6回

**成果目標7 障害福祉サービス等の質の向上**

障害福祉担当の市職員が各種研修に参加しました。

今後、給付費支払審査や指導監査結果について福祉事業所へ共有を図ります。

(1) 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数

項目	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	8人	8人	8人	6人

(2) 給付費支払審査や指導監査結果の共有

項目	第6期計画期間			2023年度 (目標値)
	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)	
給付費支払審査や指導監査結果の共有	未構築0回	未構築0回	構築1回	構築年1回

## 2 障害福祉サービス等事業量の点検・評価

### (1) 訪問系サービス

居宅介護の利用実績をみると、計画値を人数、利用時間とも下回るとともに、年度を追って減少傾向となっています。居宅介護事業所の縮小や廃止があり、訪問系介護職員が不足し、サービス提供体制が十分でないことが課題となっています。

項目			第5期	第6期計画期間		
			2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)
居宅介護	時間/月	計画値	586	393	393	393
		実績値	363	294	226	199
	人/月	計画値	38	30	30	30
		実績値	29	25	20	18
重度訪問介護	時間/月	計画値	60	32	32	32
		実績値	2	0	341	962
	人/月	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	0	1	3
同行援護	時間/月	計画値	15	15	15	15
		実績値	8	14	18	21
	人/月	計画値	2	2	2	2
		実績値	1	1	1	1
行動援護	時間/月	計画値	50	36	36	36
		実績値	0	0	0	0
	人/月	計画値	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	計画値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0
	人/月	計画値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0
合計	時間/月	計画値	711	476	476	476
		実績値	373	308	585	1,182
	人/月	計画値	42	34	34	34
		実績値	31	26	22	22

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスのうち、生活介護、就労継続支援A型・B型が、利用人数、利用日数の多数を占めており、利用実績をみると計画値を下回り、減少傾向で推移しています。

項 目			第 5 期	第 6 期計画期間		
			2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)
生活介護	人日/月	計画値	2,015	2,120	2,340	2,340
		実績値	2,081	1,958	1,906	1,852
	人/月	計画値	107	107	117	117
		実績値	102	95	91	90
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	計画値	22	22	22	22
		実績値	11	8	0	0
	人/月	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	1	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	計画値	22	30	82	112
		実績値	14	26	26	26
	人/月	計画値	1	1	2	3
		実績値	1	1	2	2
就労移行支援	人日/月	計画値	83	88	88	88
		実績値	41	0	13	13
	人/月	計画値	5	5	5	5
		実績値	2	0	1	1
就労継続支援 (A型)	人日/月	計画値	1,588	1,694	1,694	1,694
		実績値	1,468	1,514	1,468	1,441
	人/月	計画値	74	77	77	77
		実績値	68	71	69	67
就労継続支援 (B型)	人日/月	計画値	2,346	2,394	2,394	2,394
		実績値	2,393	2,258	2,199	2,251
	人/月	計画値	120	133	133	133
		実績値	131	124	125	126
就労定着支援	人/月	計画値	6	1	2	3
		実績値	0	1	1	1
療養介護	人/月	計画値	14	14	14	14
		実績値	14	14	14	14
短期入所 (福祉型)	人日/月	計画値	95	84	98	98
		実績値	72	77	70	67
	人/月	計画値	11	12	14	14
		実績値	9	11	9	9
短期入所 (医療型)	人日/月	計画値	7	1	1	1
		実績値	1	1	0	0
	人/月	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	1	0	0

### (3) 居住系サービス

共同生活援助、施設入所支援の利用実績をみると、概ね計画値に近い値で推移しています。共同生活援助は、市内に日中サービス支援型の提供体制がなく重度化に対応が難しい状況です。

また、市内の共同生活援助は空室が少ない状況です。提供体制の確保に向けて事業所と連携していく必要があります。

項目			第5期	第6期計画期間		
			2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)
自立生活援助	人/月	計画値	1	0	1	1
		実績値	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	計画値	72	71	75	79
		実績値	71	71	72	76
	市内の 定員総数	計画値	199	214	224	234
		実績値	213	218	219	220
施設入所支援	人/月	計画値	94	96	95	94
		実績値	98	96	94	94

### (4) 相談支援

計画相談支援の利用実績は、計画値をやや上回り、年々増加傾向です。2022年度現在の利用実績をみると、地域移行支援は0人、地域定着支援は3人が利用しています。

相談支援専門員が個人のニーズに即したサービスをコーディネートすることにより、本人にあったサービスを提供することができています。引き続き、定期的な相談支援連絡会議にて研修を通し、相談支援体制の強化を図っていきます。

項目			第5期	第6期計画期間		
			2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)
計画相談支援	人/月	計画値	38	42	43	44
		実績値	46	47	48	50
地域移行支援	人/月	計画値	3	1	2	2
		実績値	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	計画値	5	5	5	5
		実績値	3	3	3	2

### 3 障害児通所支援事業量の点検・評価

児童発達支援、放課後等デイサービスが利用人数、利用日数とも多数を占めています。

特に放課後等デイサービスは、利用人数、利用日数ともに計画値を上回っています。

障害児通所支援は、子どものライフステージの移行に伴い、必要な支援も変化し利用率の変動の大きい事業となっています。ニーズとあわせ本人の状態に応じた療育の必要量を考慮し、対応できる体制を整備することが課題となっています。

項 目			第 5 期	第 6 期計画期間		
			2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)
児童発達支援	人日/月	計画値	95	154	176	176
		実績値	121	143	135	135
	人/月	計画値	12	26	29	32
		実績値	30	32	32	32
医療型 児童発達支援	人日/月	計画値	30	15	15	15
		実績値	0	0	11	1
	人/月	計画値	2	1	1	1
		実績値	1	0	1	1
放課後等 デイサービス	人日/月	計画値	618	854	920	920
		実績値	890	1,053	981	1,081
	人/月	計画値	57	76	80	84
		実績値	67	82	89	90
保育所等 訪問支援	人日/月	計画値	4	3	3	3
		実績値	1	1	1	1
	人/月	計画値	2	2	2	2
		実績値	1	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	計画値	4	4	4	4
		実績値	0	0	0	0
	人/月	計画値	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
障害児 相談支援	人/月	計画値	12	13	13	13
		実績値	17	19	17	17
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター 配置数	人	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	1	2	2

## 4 地域生活支援事業量の点検・評価

概ね計画通り事業が実施されています。

障害理解促進のための啓発活動は重要な事業であり、広報やホームページでの啓発のほか、自立支援協議会を中心に、発達障害、権利擁護、障害者虐待、障害者雇用、引きこもり支援等の講演会を開催してきました。

また、相談支援事業については、基幹相談支援センターと2か所の相談支援事業所にて、2022年度には5, 136件の相談を受けています。

事業			第5期	第6期計画期間		
			2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)
理解促進研修・啓発事業						
広報啓発	実施の有無	計画値	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施
ボランティア活動支援 (アシスタント事業)	実施事業 所か所数	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1
	延べ利 用件数 (件/年)	計画値	50	50	50	50
		実績値	40	70	70	70
相談支援事業						
障害者相談 支援事業	実施か 所	計画値	3	3	3	3
		実績値	3	3	3	3
基幹相談支援 センター	設置の 有無	計画値	設置	設置	設置	設置
		実績値	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援セ ンター機能強化 事業	実施の 有無	計画値	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施
住宅入居等 支援事業	実施の 有無	計画値	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施
成年後見制度 利用支援事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	3	3	3
		実績値	1	0	1	2
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	計画値	実施	実施	実施	実施
		実績値	未実施	未実施	未実施	未実施

事業			第5期	第6期計画期間		
			2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)
意思疎通支援事業						
手話通訳者 設置事業	設置者数 (人)	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1
手話通訳者・要 約筆記者派遣事 業	延べ 利用件数 (件/月)	計画値	6	6	6	6
		実績値	3	3	4	4
手話通訳		計画値	3	3	3	3
		実績値	2	2	2	2
要約筆記		計画値	3	3	3	3
		実績値	1	1	2	2
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練 支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	1	2	2	2
		実績値	1	0	2	2
自立生活 支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	3	5	5	5
		実績値	4	1	3	3
在宅療養等 支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	7	7	7	7
		実績値	3	2	3	3
情報・意思 疎通支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	3	4	4	4
		実績値	4	5	2	2
排泄管理 支援用具	利用件数 (件/年)	計画値	778	836	836	836
		実績値	801	759	729	729
居住生活動作補助 用具(住宅改修)	利用件数 (件/年)	計画値	3	3	3	3
		実績値	1	1	1	1
手話奉仕員 養成研修事業	講座回数 (回)	計画値	20	20	20	20
		実績値	20	16	20	20
	講習修了者 (人/年)	計画値	5	0	5	0
		実績値	2	0注	2	0注
移動支援事業	利用時間 (時間/月)	計画値	12	14	14	14
		実績値	8	10	11	3
	利用者数 (人/月)	計画値	3	2	2	2
		実績値	1	1	2	1
地域活動支援 センター(市内)	実施か所	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1
	利用者数 (人/月)	計画値	15	15	15	15
		実績値	12	10	10	10

注 手話奉仕員養成研修事業については、入門編と基礎編を2年間で実施しているため、修了者は隔年となる。

事業			第5期	第6期計画期間		
			2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (見込値)
地域活動支援 センター(市外)	実施か所	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	0	1	1
	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	0	1	1
日常生活支援						
福祉ホーム	実施か所	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1
	利用者数 (人/月)	計画値	12	9	9	9
		実績値	8	6	6	6
訪問入浴	延べ利用日 数 (日/月)	計画値		2	2	2
		実績値	0	3	4	4
	利用者数 (人/月)	計画値		1	1	1
		実績値	0	1	1	1
日中一時支援 事業	延べ利用日 数 (日/月)	計画値	30	28	32	36
		実績値	10	15	23	21
	利用者数 (人/月)	計画値	10	7	8	9
		実績値	4	4	7	7
社会参加支援						
スポーツ・レ クリエーショ ン教室開催等 事業	開催数 (回)	計画値	2	2	2	2
		実績値	0	0	0	1
	参加者数 (人/年)	計画値	545	520	520	520
		実績値	0	0	0	278
声の広報等 発行事業	発行回数 (回)	計画値	21	12	12	12
		実績値	12	12	12	12
	利用者数 (人/年)	計画値	5	5	5	5
		実績値	3	3	13	8
要約筆記奉仕 員養成事業	講座回数 (回)	計画値	16	16	16	16
		実績値	0注	16	16	16
	講習修了者数 (人/年)	計画値	3	3	3	3
		実績値	0	1	1	1
自動車運転 免許取得事業	利用件数 (件/年)	計画値	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
自動車改造費 助成事業	利用件数 (件/年)	計画値	2	2	2	2
		実績値	4	1	0	2
重度障害者 外出支援サービス (お太助タクシ ーチケット)	チケット 使用枚数 (枚/年)	計画値	18,560	14,594	14,594	14,594
		実績値	11,651	11,795	10,664	10,700
	利用者数 (人/年)	計画値	320	250	250	250
		実績値	202	197	177	180

注 2020年度は県主催広島県要約筆記者養成講座が本市で開催されたため、市主催講座は未実施

# 第7章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の成果目標と活動指標

## 1 成果目標の設定

### （1）福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 国の指針

- ・ 地域移行者数：2022年度末施設入所者数の6%以上
- ・ 施設入所者数：2022年度末の5%以上を削減する。

#### 達成に向けた取組方針

- ・ 地域移行に際しては、住まいや必要な支援、地域での障害理解など、本人が安心して地域生活ができる体制を整えたいうえで進めていきます。
- ・ 地域移行を進めるために、グループホームの定員数の充実に引き続き取り組みます。
- ・ 自立生活援助や地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等を推進し地域移行を進めるとともに、地域生活を維持・継続するために、訪問系サービスや日中活動系サービスの提供体制を確保します。
- ・ 施設入所者の地域生活への移行に取り組むこととあわせて、障害者支援施設においては障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うことができる体制の整備や、地域との交流機会の確保など、入所者の生活の質の向上を図ります。
- ・ 地域生活支援システムの周知や関係機関とのネットワーク強化を図り、緊急時においても安心して地域生活を送ることができる体制を整備します。
- ・ 施設入所者個々の望む暮らしを計画相談支援を通して明らかにし、地域生活への移行や施設入所支援の個別支援計画へつなげていきます。

#### ■成果目標

項目	数値	考え方
2022年度末時点の施設入所者（A）	94人	
【目標（2022年～2026年）】地域生活移行者数（B）	5人 5%	（A）のうち、2026年度までの移行者数 （B） / （A）
【目標（2022年⇒2026年）】施設入所者の削減数（C）	2人 2%	（A）時点から2026年度末時点の削減数 （C） / （A）
2026年度末時点の施設入所者	92人	2026年度末の利用者数見込

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 国の指針

- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込を設定する。
- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込を設定する。

### 達成に向けた取組方針

- ・精神障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、自立支援協議会地域生活支援部会で協議を行います。当事者や支援者の困り感から出る課題の軽減に向け協議を進めていきます。
- また、年に1回、自立支援協議会全体会にて、精神障害のある人に対する支援方針や目標設定、前年度に設定した目標に対する取組の評価を行います。

### ■活動指標

項目	見込
各年 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	7回
保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の協議の場への参加者数	14人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 国の指針

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

#### 達成に向けた取組方針

- ・本市では、必要な機能を複数の機関が分担して担う「面的整備型」として、地域生活支援システムの体制を維持して確保します。
- ・コーディネーターや機能事業所の担当者の参画により、地域生活支援システムの運用状況や個別ケースを踏まえた地域課題に対応できる体制の機能強化等について、共有と検討を進め、年1回検証を実施します。
- ・強度行動障害に関する課題やニーズを相談支援の内容から把握し、支援内容の検討を行う体制を関係機関の連携により整備します。

#### ■成果目標

項目	目標	整備の考え方と機能充実に向けた体制
2026年度末時点 地域生活支援拠点等の設置か所数	1か所	・2019年度に面的整備として1か所整備した体制を維持し、機能の充実を図る
コーディネーターの配置	10人	・市内の相談支援専門員をコーディネーターとして配置
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	18人	・機能事業所として登録した事業所に担当者を配置
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証および検討の実施回数	年1回	・運用状況を検証するとともに、必要な機能充実に向けて検討を行う
強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備	実施	・強度行動障害を有する障害者に関するニーズの把握等により、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を行う

## (4) 福祉施設から一般就労への移行

### 国の指針

- ・一般就労への移行者数：2021 年度実績の 1.28 倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所の 5 割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：2021 年度末実績の 1.41 倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合：2 割 5 分以上

### 達成に向けた取組方針

- ・福祉施設から一般就労への移行者数が少数であることから、労働担当部局との連携による就労促進を図ります。
- ・相談支援事業を通して一般就労を希望する人の個別ニーズの把握を行い、市外の就労移行支援事業所も含め本人の希望に応じたサービス提供に繋がります。
- ・基幹相談支援センターに就労相談員を配置し、関係機関と連携して就労を支援します。
- ・自立支援協議会を通じて障害者就労支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等、関係機関の連携強化を図っています。引き続き就労支援ネットワークを構築しながら取組を進めます。
- ・自立支援協議会就労支援部会で一般就労への移行や基盤となる生活環境への支援にチームで取り組む体制を強化することを目指します。
- ・自立支援協議会就労支援部会が中心となって取り組む一般企業の職場体験実習や見学等の充実を図り、障害者雇用の理解促進と一般就労に向けたステップアップにつなげます。また、本人への動機づけ、意識変化を目指し不安の解消を図っていきます。
- ・就労定着とあわせ、余暇活動の充実やなかまづくりにも取り組み、充実した生活の実現を目指します。

### ①福祉から一般就労への移行

#### ■成果目標①

項目	数値	考え方
2021 年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数 (A)	3 人	
【目標】2026 年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数 (B)	5 人	
	1.67 倍	(B) / (A)

※福祉施設＝就労移行支援、就労継続支援(A・B)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

■成果目標①－ 1

項目	数値	考え方
2021 年度の就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数 (C)	0 人	
【目標】 2026 年度の就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数 (D)	1 人 —	(D) / (C)

■成果目標①－ 2

項目	数値	考え方
2021 年度の就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数 (E)	2 人	
【目標】 2026 年度の就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数 (F)	2 人 1 倍	(F) / (E)

■成果目標①－ 3

項目	数値	考え方
2021 年度の就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数 (G)	1 人	
【目標】 2026 年度の就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数 (H)	2 人 2 倍	(H) / (G)

②就労移行支援事業所から一般就労への移行

■成果目標②

項目	数値	考え方
2021 年度の就労移行支援事業所数 (A)	1 か所	
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所数 (B)	0 か所	
一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合 (B/A)	0%	
【目標値】 2026 年度の就労移行支援事業所数 (C)	1 か所	
【目標値】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所数 (D)	1 か所	一般就労に向けての取組への参加を促す
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合 (D/C)	100%	

③就労定着支援事業の利用者

■成果目標③

項目	数値	考え方
2021年度の就労定着支援事業の利用者数（A）	1人	
【目標】2026年度の就労定着支援事業の利用者数（B）	1人	
	1倍	(B) / (A)

④就労定着支援事業所利用後の就労定着率

■成果目標④

項目	数値	考え方
2021年度の就労定着支援事業所数（A）	0か所	
就労定着支援事業利用終了後の就労定着率※が7割以上となる事業所数（B）	0か所	
就労定着率が7割以上となる事業所の割合（B/A）	0%	
【目標値】2026年度の就労定着支援事業所数（C）	1か所	
【目標値】就労定着支援事業利用終了後の就労定着率※が7割以上となる事業所数（D）	1か所	
【目標値】就労定着率が7割以上となる事業所の割合（D/C）	100%	

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### 国の指針

- ・ 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所設置する。
- ・ 児童発達支援センターや児童発達支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ・ 医療的ケア児への適切な支援に向けて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

### 達成に向けた取組方針

- ・ 本市ではこども発達支援センターにおいて、就学前の発達が気になる児童とその保護者の支援を行っています。発達が気になるといった早期の段階から相談や支援を行うことで、早期療育支援体制を強化していきます。
- ・ 障害児支援の中核となる児童発達支援センターについては、利用が必要な児童数の現状から、設置運営は困難と思われます。関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備を進めます。
- ・ 障害児支援の地域体制については、これまで構築してきた各関係機関同士の連携を生かして、引き続き自立支援協議会児童支援部会で当事者、家族、関係機関の意見を聞きながら進めます。
- ・ 障害児の就学時における支援がその後の成長や、卒業後の生活に大きく影響をすることから、障害児支援と学校教育の関係者が緊密に連携することができる体制を構築します。
- ・ 保育所等訪問支援は、保育所や幼稚園、認定こども園、小学校などの児童が集団生活を営む施設において障害児本人に直接発達支援を行うものです。現在市内には提供事業所がないため、児童発達支援センターの体制整備を検討する中で、併せて提供体制を考えていきます。また、こども発達支援センターで実施している保育所・幼稚園への施設支援との役割分担や連携体制についても協議していきます。
- ・ 障害児通所を利用しながら、児童クラブや保育所との併用利用をすることで、仲間と過ごす機会やより広い活動の場を保ち、インクルージョン体制の推進を目指します。また、利用児への一貫した支援に向けた連携を深めていきます。
- ・ 市内には重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある重症心身障害に対応する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がないため、提供体制の確保について圏域も含めて検討します。
- ・ 本人や保護者の様々な困り感に対応できる障害児相談の体制を検討します。
- ・ 医療的ケア児の支援に向けた協議の場として、自立支援協議会を位置づけており、継続して個別ケースの検討や必要な支援策、体制整備の検討を行っていきます。

- ・ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、広島県医療的ケア児支援センター（2023年7月開所）と連携しながら総合的な支援を行います。

■成果目標①

項目	目標	考え方
2026年度末 児童発達支援センターの設置数	1か所	市に1か所設置する （関係機関の連携で同等機能を有する体制、または圏域設置も検討する）

■成果目標②

項目	目標	考え方
2026年度末 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築する	児童発達支援センターの設置とあわせて体制を検討する （同等機能を有する巡回体制も検討）

■成果目標③

項目	目標	考え方
2026年度末 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	圏域設置を維持する
2026年度末 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	ニーズ量を踏まえ圏域での確保を検討する

■成果目標④

項目	目標	考え方
2026年度末 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	継続して設置する
2026年度末 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	継続して配置する

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### 国の指針

- ・各市町村又は各圏域に基幹相談支援センターを設置する。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善の取組を行う。

### 達成に向けた取組方針

- ・障害者やその親、きょうだい、その他家族等からの総合的・専門的な相談に対応する機関として、基幹相談支援センターを継続して設置します。
- ・相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、人材育成への支援、相談機関との連携強化については、基幹相談支援センターが中心となり実施します。基幹相談支援センターが専門性をもって対応できるよう積極的に専門技術の向上に努め、支援を必要とする家族がいる児童やきょうだい児等が抱えるヤングケアラーの問題も含め、他分野との連携により重層的相談支援に努めます。
- ・市内の相談支援専門員が参加する相談支援連絡会議や自立支援協議会において、相談支援の検証や検討、地域課題の洗い出しや研修、課題共有等の連携を実施します。自立支援協議会を中心に、地域課題を検討することを通じて、地域のサービスの開発や改善を目指します。

#### ■成果目標①

項目	目標	考え方
2026年度末 基幹相談支援センターの設置	設置	継続して設置する

#### ■成果目標②

項目	目標	考え方
2026年度末 協議会における検討体制の構築	構築	体制を継続する

#### ■活動指標

項目	目標	考え方
2026年度 地域の相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	6件	
2026年度 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	
2026年度 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	
2026年度 主任相談支援専門員の配置数	1人	
2026年度 協議会における個別事例の検討を通じた地域の サービスの開発・改善	12回	基幹相談支援センターが事務局である 自立支援協議会で実施する

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上

### 国の指針

- 各都道府県や各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

### 達成に向けた取組方針

- 障害者総合支援法の具体的内容について市職員の理解が広がるよう、初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業所向け研修への聴講等を促進します。
- 障害者が生活や活動する現場である障害福祉事業所を訪問し、市職員の障害理解を深めます。
- 自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組を行います。また、事業所に対する指導監査結果について、市と事業所で共有し適切なサービス提供の促進を図ります。

### ■活動指標

項目	目標
2026年度 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	7人
2026年度 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築と実施回数	構築 年1回

## 2 各種サービスの見込量と確保策（活動指標）

### （1）訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	障害者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談、援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護その他行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障害者で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

サービス名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護	時間/月	225	254	275
	人/月	21	23	25
重度訪問介護	時間/月	962	962	962
	人/月	3	3	3
同行援護	時間/月	21	23	25
	人/月	1	1	1
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
訪問系サービス計	時間/月	1,208	1,239	1,262
	人/月	25	27	29

#### 見込量確保のための方策

- ・事業者の新規参入を促進するための情報提供や関係機関への働きかけを行います。
- ・サービス提供事業所においては支援者不足が課題となっており、事業所や地域、関係機関と連携し、福祉人材の確保に向け、福祉職場の魅力の発信、処遇改善、人材育成、市の無料職業紹介所やハローワークと連携した人材のマッチングに取り組みます。
- ・介護分野の相談支援やサービス提供事業所と連携の場をもつことで課題を共有し、共生サービスを含む、連携した体制整備に向け取り組みます。
- ・地域生活支援拠点等（地域生活支援システム）の機能強化に向け関係機関のネットワークの充実や制度の周知等に取り組み、緊急時にも安心して地域生活を継続できる支援体制を構築します。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	昼間、常時介護が必要な障害者に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。

サービス名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
生活介護	人日/月	1,852	1,826	1,800
	人/月	90	90	90
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日/月	26	26	26
	人/月	2	2	2
就労移行支援	人日/月	13	13	13
	人/月	1	1	1
就労継続支援A型	人日/月	1,441	1,427	1,414
	人/月	67	67	67
就労継続支援B型	人日/月	2,251	2,278	2,304
	人/月	126	126	126
就労定着支援	人/月	1	1	1
療養介護	人/月	14	14	14
短期入所(福祉型)	人日/月	67	67	67
	人/月	9	9	9
短期入所(医療型)	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1

### 見込量確保のための方策

- ・ 自立支援協議会就労支援部会において取り組んでいる一般企業での職場体験実習や障害者施設手作り製品庁舎内販売（あじさい横丁）に引き続き取り組みます。
- ・ 安芸高田市障害者活動推進計画に基づく市障害者雇用の推進に向けて、自立支援協議会での見学・体験実習等の取組や支援体制を通し、本人の意思を尊重したスムーズな移行を目指します。
- ・ 関係機関が連携して、特別支援学校在籍中から卒業後の進路をともに考えていける体制を作ります。また、就労後の就労定着に向けた支援内容を強化します。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づき、広島県就労振興センターと連携して設置した共同受注窓口等を活用して、障害者就労支援施設等からの物品等を優先して調達します。
- ・ 就労定着支援について、一般就労に移行した方を継続的に支援するため、事業所と連携を図りながら、サービスの提供体制確保に取り組みます。
- ・ 市内に就労定着支援の事業所がないため、ハローワーク、広島障害者就業・生活支援センター、基幹相談支援センター就労支援員とで関わりの強化を行います。
- ・ 短期入所については、医療的ケアの必要な人の受け入れや緊急時の受け入れ確保に向けて、広島県医療的ケア児支援センター、医療的ケア児等コーディネーター、短期入所支援事業所と連携しながら対応します。
- ・ 農業の担い手対策と障害者の就労を組み合わせた「農福連携」の事業実施に向け、市内の農業法人と障害者の就労支援施設と連携して進めていきます。

### (3) 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人に対して定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	障害者が、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助及び食事や入浴、排せつの介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

サービス名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
自立生活援助	人/月	0	1	1
共同生活援助	人/月	76	78	80
	総定員数	220	230	230
施設入所支援	人/月	93	93	92

#### 見込量確保のための方策

- ・自立生活援助について、引き続き事業所と連携してサービスの提供体制確保に向けて検討します。
- ・共同生活援助（グループホーム）については、入所施設からの地域移行を進めるため、引き続き受け皿の確保に努めます。主に重度化・高齢化に対応した日中サービス支援型共同生活援助の施設の整備を推進します。  
また、老朽化した施設の建て替えや、サテライト型住居の設置についても、事業所との連携により取り組みます。
- ・施設入所支援について、老朽化した施設の整備にあわせ、多床室の個室化等、入所者の生活の質の向上に向けた環境整備を進めます。

#### (4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害者や一人暮らしへと移行した障害者などが、安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談対応などの必要な支援を行います。

サービス名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
計画相談支援	人/月	50	51	52
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

#### 見込量確保のための方策

- ・計画相談支援においては、人材確保や相談員のスキルアップに向けて、事業所への積極的な情報提供や研修会の実施等の必要な支援を行います。
- ・基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークの充実を図り、関係機関の連携や基幹相談支援センターによる相談支援事業所へのバックアップ体制を強化します。また、障害福祉分野以外の高齢者福祉や児童福祉、生活困窮、引きこもり支援等の相談支援機関とも横のつながりを強化し、包括的な相談支援体制を構築していきます。
- ・地域移行支援、地域定着支援の利用促進に向けて、医療機関をはじめとする関係機関との連携強化や仕組みづくりを行います。

## (5) 障害児通所に係るサービス

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 上肢、下肢又は体幹の機能の障害児に対する児童に対しては発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する全ての障害児を対象に、給付決定又は給付決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障害児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。

サービス名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
児童発達支援	人日/月	135	135	135
	人/月	32	32	32
放課後等デイサービス	人日/月	1,160	1,225	1,225
	人/月	95	95	95
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	17	17	17
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数	人	2	2	2

### 見込量確保のための方策

- ・ 障害児支援の中核機関となる児童発達支援センター機能の整備について、引き続き自立支援協議会や関係機関との協議を進めます。
- ・ 2023年度末現在、市内には児童発達支援事業所が1事業所、放課後等デイサービス事業所が6事業所となっています。利用ニーズは年度により変化しますが、利用者のニーズや適性にあった事業所選択ができるような体制を目指します。
- ・ こども発達支援センターで発達が気になる児童とその保護者への相談等を実施し、療育が必要な児童を早期に把握し支援するとともに、段階に応じて必要な機関へつなげていきます。
- ・ 保育所等訪問支援は障害児への個別支援であるため、保護者と訪問先施設の両方の理解と協力が

不可欠であり、関係機関の連携体制を強化します。また、市内に提供事業所がないことから事業所の新規参入や、福祉サービスに限らない保育所巡回支援の体制を目指します。

- ・ 障害児の短期入所について、市内に提供事業所がないため市内提供体制の確保の検討や、市外事業所の情報把握に努めます。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援について、個別ニーズを把握し提供事業所の確保策を検討します。
- ・ 障害児相談支援事業所の相談支援専門員の不足を解消し、相談の質の向上を図ります。
- ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを引き続き基幹相談支援センターに配置し、広島県医療的ケア児支援センターとの連携を図ります。
- ・ 保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等の子ども・子育て支援において、障害児を受け入れる体制整備に引き続き取り組みます。

## (6) 地域生活支援事業

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護等のための必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害者又は精神障害者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

※必須事業について掲載

### ① 理解促進研修・啓発事業

事業名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
広報啓発	実施の有無	実施	実施	実施

#### 見込量確保のための方策

- ・広報誌やホームページなどへ障害理解を進める啓発記事等の掲載や研修会の開催を実施します。
- ・これまで継続して取り組んできた市内障害者施設の紹介パネル展やあいサポートアート展巡回展示を開催します。
- ・市内障害者の芸術活動を支援するよう、各種取組の情報や障害の有無にかかわらずの発表の場の情報提供を行います。
- ・障害者施設手作り製品庁舎内販売会（あじさい横丁）を毎月開催します。
- ・自立支援協議会で上がってきた地域課題の解決に向けた研修会、講演会を企画し、開催します。
- ・啓発事業を実施するにあたっては、障害者本人の声をもとに、企画や運営には障害のある人もない人も共に参画できるよう取り組みます。

### ② 自発的活動支援事業

事業名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
ボランティア活動支援 (アシスタント事業)	実施事業所か所数	1	1	1
	延べ利用件数 (件/年)	70	70	70

#### 見込量確保のための方策

- ・広報により事業の周知を図るとともに生活協力員とのマッチング機能を強化し、アシスタント事業の利用促進を図ります。

### ③ 相談支援事業

事業名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
障害者相談支援事業	か所数	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

### 見込量確保のための方策

- ・ 障害者やその家族が気軽に相談できる先として相談支援事業所や基幹相談支援センターを認知してもらうために、広報や研修会等を通して周知します。
- ・ 相談支援従事者の質の向上を図るため、研修等に関する情報提供を行い参加を促進するとともに、市内の事業所間の連携を強化し、事例検討や研修会を実施します。
- ・ 障害者の相談支援関係機関はもとより、高齢者福祉や児童福祉、生活困窮、引きこもり支援等の相談支援機関とも横のつながりを強化し、包括的な相談支援体制を構築していきます。
- ・ 基幹相談支援センター業務の点検・評価を行い、支援の充実を図ります。
- ・ 基幹相談支援センターに専門資格を持った相談員と就労相談員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
- ・ 3か所の相談支援事業所において、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対して、入居に必要な調整等の支援を行います。

### ④ 成年後見制度利用支援事業

事業名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数 (件/年)	3	3	3

### 見込量確保のための方策

- ・ 成年後見制度による支援が必要であるが、申立てをする親族がない、又は後見人等の報酬等必要となる費用の一部又は全部について補助を受けなければ制度の利用が難しい障害者に対して、市長申立てや費用助成等の必要な支援を行います。
- ・ 成年後見制度の普及啓発を行います。市職員や相談支援専門員も研修会等を通して専門的な知識を身につけ、制度の利用が必要な人への普及を図ります。

### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

### 見込量確保のための方策

- ・ 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人の確保と活動支援に取り組みます。

## ⑥ 意思疎通支援事業

事業名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延べ利用件数 (件/月)	6	6	6
手話通訳者派遣事業	延べ利用件数 (人/月)	3	3	3
要約筆記者派遣事業	延べ利用件数 (人/月)	3	3	3

### 見込量確保のための方策

- ・市役所社会福祉課に手話通訳者を設置し、手話通訳を必要とする方が安心して市役所を利用してもらえる体制を整えます。
- ・聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣して、意思疎通を円滑にするための支援を行います。
- ・聴覚障害者等及び意思疎通支援者等から意見を聞き、効果的な事業推進を図ります。

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

種類	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	2	2	2
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	3	3	3
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	2	2	2
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	730	730	730
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件/年)	1	1	1

### 見込量確保のための方策

- ・たん吸引器やストーマ装具等の日常生活用具を給付し、日常生活の支援を行います。
- ・障害者手帳取得時の窓口案内や広報等を通じて、日常生活用具給付事業を周知します。

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

事業名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
手話奉仕員養成研修事業	講座回数(回)	20	20	20
	講座修了者数 (人/年)	5	0	5

※講座については入門編と基礎編を2年間で実施しているため、修了者見込量は隔年となっている。

### 見込量確保のための方策

- ・年20回の連続講座を開き、聴覚障害者等の生活や福祉制度等の理解、手話を行うことに必要な知識や技術を習得した手話奉仕員を養成します。

### ⑨ 移動支援事業

事業名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
移動支援事業	利用時間 (時間/月)	10	10	10
	利用者数 (人/月)	2	2	2

### 見込量確保のための方策

- ・屋外での移動が困難な障害者等に対して外出の際の移動を支援し、地域における自立生活や社会参加の促進を図ります。
- ・移動支援事業については、サービス提供事業者が少ないことや、中山間地域における公共交通網の課題等、様々な理由からニーズに対応できていない現状があり、提供事業所の新規開拓や他の移動に係る事業等も見据えながら今後の事業内容を検討します。

### ⑩ 地域活動支援センター事業

事業名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
地域活動支援センター (市内)	か所数(か所)	1	1	1
	利用者数 (人/月)	12	12	12
地域活動支援センター (市外)	か所数(か所)	1	1	1
	利用者数 (人/月)	1	1	1

### 見込量確保のための方策

- ・地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動を提供します。
- ・事業者に対して補助金を交付し、事業の安定的な運営と機能強化を図ります。

## ⑪ その他の任意事業

### ア 日常生活支援

事業名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
福祉ホーム	か所数(か所)	1	1	1
	利用者数(人/月)	6	6	6
訪問入浴サービス	延べ日数(日/月)	2	2	2
	利用者数(人/月)	1	1	1
日中一時支援事業	延べ日数(日/月)	23	23	23
	利用者数(人/月)	7	7	7

### イ 社会参加支援

事業名	単位	見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	開催回数(回)	2	2	2
	参加人数(人/年)	350	350	350
声の広報等発行事業	発行回数(回)	12	12	12
	利用者数(人/年)	8	8	8
要約筆記奉仕員養成事業	講座回数(回)	16	16	16
	講座修了者数(人/年)	3	3	3
自動車運転免許取得事業	利用件数(件/年)	1	1	1
自動車改造費助成事業	利用件数(件/年)	2	2	2
重度障害者外出支援サービス(お太助タクシーチケット)	チケット使用枚数(枚/年)	10,700	10,700	10,700
	利用者数(人/年)	180	180	180

### 見込量確保のための方策

- ・家庭環境や住宅事情等の理由により住居を求めている障害者に対し、福祉ホームにおいて、低料金で住居や日常生活に必要な便宜を提供します。
- ・訪問入浴サービスにおいて、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔と心身機能の維持等を図ります。
- ・日中一時支援事業において、障害者等に日中活動の場を提供するとともに、家族に一時的な休息を提供します。
- ・障害者を対象にスポーツ交流会やレクリエーションを実施し、スポーツを通じた交流を図ります。また、障害者の芸術作品を展示する「あいサポートアート展」の巡回展示とあわせた市内障害者の作品展「ほっこりアート展」の開催や市民を通じて、障害者の芸術文化活動への参加を支援します。あわせて、障害の有無にかかわらず実施する文化芸術活動についての参加を推進します。こうした障害者が心豊かな生活を送るための余暇活動の支援を継続して行うための関係機関の協力体制を作っていきます。
- ・声の広報等発行事業において、文字による情報収集が困難な視覚障害者等に対し、広報あきたかたを録音した声による広報を提供します。
- ・本市の公共交通システム（路線バスと、予約乗合型のお太助ワゴン、市町村運営有償運送の3つの公共交通機関の組み合わせ）を利用することが困難な重度の障害者等に対し、お太助タクシーチケットを交付し、外出支援を行います。

# 資料編

## 1 安芸高田市障害者プラン推進協議会設置要綱

平成 22 年 4 月 1 日

告示第 17 号の 6

改正 平成23年9月15日告示第42号

平成26年6月18日告示第33号

令和5年3月14日告示第8号

### (目的及び設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第11条第3項に基づき市が策定した安芸高田市障害者プラン(以下「障害者プラン」という。)の推進に関し、第3条に規定する障害者等の意見を反映させるため、安芸高田市障害者プラン推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、市長の要請に応じて、障害者プランの推進について、必要な意見を述べる。

2 協議会は、市長の要請に応じて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に基づく安芸高田市障害福祉計画に関し、必要な意見を述べることができる。

3 協議会は、市長の要請に応じて、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に基づく安芸高田市障害児福祉計画に関し、必要な意見を述べるすることができる。

### (委員)

第3条 協議会の委員は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第2条に規定する障害者
- (2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委員の委嘱を解くことができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月15日告示第42号)

この告示は、平成23年9月15日から施行し、平成23年8月5日から適用する。

附 則(平成26年6月18日告示第33号)

この告示は、平成26年6月18日から施行する。

附 則(令和5年3月14日告示第8号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 安芸高田市障害者プラン推進協議会委員名簿

2024年2月1日現在

氏名	区分	所属・職名等	備考
矢野 和浄	当事者 または家族	—	
門出 剛		—	
富永 美香		—	副会長
裏野 光一		—	
下津江 博	当事者団体	安芸高田市障害者団体連絡協議会 会長	会長
伊藤 千代子	関係団体	安芸高田市障害者自立支援協議会 会長	
出張 幸雄		安芸高田市立高宮中学校 校長 (安芸高田市小中学校校長会)	
政永 敏之		政永内科・まさなが歯科クリニック院長 (一般社団法人安芸高田市医師会)	
小又 智		安芸高田市商工会 副会長	
菅原 祐介		三次公共職業安定所安芸高田出張所 就職促進指導官	
下田 雪枝	事業者	特定非営利活動法人貴船 貴船ハウス指導員	
佐竹 正充		社会福祉法人ひとは福社会 理事長	
宮重 博孝		社会福祉法人清風会	
三上 寿和		社会福祉法人たんぽぽ グループホームたんぽぽ施設長	
井上 和志	行政	安芸高田市福祉保健部長兼安芸高田市福祉事務所長	

( ) は推薦団体 敬称略

### 3 安芸高田市障害者自立支援協議会設置要綱

平成 24 年 4 月 1 日  
告示第 30 号

改正 平成 25 年 8 月 1 日告示第 36 号 平成 28 年 2 月 22 日告示第 1 号  
平成 29 年 2 月 24 日告示第 13 号

(目的及び設置)

第 1 条 障害のある人(以下「障害者」という。)とその家族が安心して生活するための地域づくりを目的とし、障害者をはじめとする障害者の支援に携わる関係者が協働し、保健、医療、権利擁護、福祉サービス、就労、教育等の地域の課題を協議する場として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき安芸高田市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

第 2 条 協議会は次に掲げる協議を行う。

- (1) 障害者又はその家族、その他当該障害者の生活の援助を行なう者(以下「障害者等」という。)からの相談内容に関する事。
- (2) 地域の障害者等によるネットワーク構築に関する事。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事。
- (4) 地域の障害者等の資質向上のための研修に関する事。
- (5) 障害者の権利擁護に関する事。(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会が行う同法第 18 条第 1 項から第 2 項に規定する事務に関する事を含む。)
- (6) 中立性及び公平性を確保するための相談支援事業の評価に関する事。
- (7) 障害者計画及び障害福祉計画に関する事。
- (8) その他(協議会において協議することができない、又は解決することができない課題の国及び県への照会等)

(委員)

第 3 条 協議会委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 障害者
- (2) 障害者等の相談業務に携わる者
- (3) 障害福祉サービスの提供業務に携わる者
- (4) 障害者関係団体に属する者
- (5) 保健又は医療関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 就労支援関係者
- (8) 福祉保健部社会福祉課の課員
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、欠員に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、委員の委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の設置)

第6条 協議会内に、次に掲げる会議を設置する。

(1) 全体会

(2) 定例会

(3) 事務局会議

2 会長が必要と認めるときは、就労支援、児童支援、権利擁護、地域生活支援等、特定の事項についての協議を継続的に行うための専門部会及び特定の作業を行うための作業部会を設置することができる。

3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議の運営は、別にこれを定める。

(責務)

第7条 協議会の会議に出席する者は、職務上知り得た情報を、障害者等の利益及び意に反して第三者に提供してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員に諮って会長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年8月1日告示第36号)

この告示は、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第2条中安芸高田市在宅障害者介護手当支給事業支給事業実施要綱第3条の改正規定(「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月22日告示第1号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月24日告示第13号)

この告示は、平成29年3月1日から施行する。

## 4 施設・事業所一覧表

(1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス 2024年2月1日現在

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
居宅介護 重度訪問介護	メリイヘルパーサービス八千代	富士メディカル株式会社	52-7878	八千代町勝田459
	安芸高田市社会福祉協議会 訪問介護所	社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会	42-2929	吉田町常友1564-2
	高美園訪問介護事業所	社会福祉法人 高宮美土里福祉会	57-1260	高宮町原田380-1
	J Aひろしま安芸高田訪問介護事業所	ひろしま農業協同組合	54-0302	美土里町横田1476-3
同行援護				
生活介護 (多機能型)	就労センターあっぷ	社会福祉法人ひとは福祉会	45-7171	甲田町下小原 222-2
	ひとは工房	社会福祉法人ひとは福祉会	46-3757	向原町長田1579-4
生活介護 (障害者支援施設) (日中サービス)	清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原1759-1
	清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	43-0255	吉田町竹原189
	清風会ほのか	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原920
	共同ホームひとは・ひとは作業所	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田1841-1
短期入所 (併設)	短期入所事業所 清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原1759-1
	短期入所事業所 清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	43-0255	吉田町竹原189
	短期入所 清風会サンブリエ	社会福祉法人清風会	47-2056	吉田町竹原157
	共同ホームひとはショートステイ	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田1841-1
	ショートステイたんぼぼ	社会福祉法人たんぼぼ	54-0512	美土里町横田2014-1
短期入所(空床)	短期入所事業所 清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原967
施設入所支援 (障害者支援施設) (居住サービス)	清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原1759-1
	清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原967
	清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	43-0255	吉田町竹原189
	清風会サンブリエ	社会福祉法人清風会	47-2056	吉田町竹原157
	清風会ほのか	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原920
	共同ホームひとは・ひとは作業所	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田1841-1
共同生活援助 (外部サービス利用型)	清風会グループホーム	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原967
	清風会いろは寮			吉田1410-2
	清風会川本寮			川本780-1
	清風会あおぞら			竹原1759-1
	清風会第1常友			常友1437-1
	清風会第2常友			常友1437-1
	清風会第1郡山			吉田582-1
	清風会第2郡山			吉田582-1
清風会第3郡山	吉田3805-6			

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
共同生活援助 (外部サービス利用型)	清風会安芸			吉田1347
	清風会あおい			吉田582-1
	清風会かえで			竹原1265-3
	清風会いこい			吉田1538
	清風会すみれ			川本1562-11
	清風会せせらぎ			吉田583-1
	清風会さつき			吉田1506
	清風会あすか			吉田1140-1
共同生活援助 (外部サービス利用型) (地域移行型ホーム)	清風会第1 竹原寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原958-1
	清風会第2 竹原寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原952
	清風会第3 竹原寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原954
	清風会第1 吉田寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原967
共同生活援助 (介護サービス包括型)	ひとは長屋 西本邸 神田邸	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田1604-1
	グループホームたんぼぼ	社会福祉法人たんぼぼ	54-0512	美土里町横田2014-1
就労移行支援 (多機能型)	清風会つばさ	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原950-1
就労継続支援A型	清風会吉田工場	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原967
	清風会みつや工場	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原140
	清風会サンライフ	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原152-1
就労継続支援B型	清風会ニューワーク	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原964
	清風会みやび	社会福祉法人清風会	43-2626	吉田町竹原959-1
	清風会サンホーム	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原149-1
	ふれあいの家たんぼぼ	社会福祉法人たんぼぼ	54-0368	美土里町横田2320-1
	タマシゲ就労支援サービス	株式会社タマシゲ・デンソー	43-2670	吉田町川本1192-2
就労継続支援B型 (多機能型)	清風会つばさ	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原950-1
	就労センターあつぷ	社会福祉法人ひとは福祉会	45-7171	甲田町下小原 222-2
	(アグリサポートひとは) ※ 従たる事業所		45-4004	甲田町下小原1352
	ひとは工房	社会福祉法人ひとは福祉会	46-3757	向原町長田1579-4
就労継続支援B型 (障害者支援施設) (日中サービス)	清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原967
	清風会サンブリエ	社会福祉法人清風会	47-2056	吉田町竹原157

## (2) 障害者総合支援法に基づく相談支援

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
計画相談支援	清風会つばみ	社会福祉法人清風会	47-2092	吉田町竹原 920
	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	46-5760	向原町長田 1843
	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2
地域移行支援	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	46-5760	向原町長田 1843
	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2
地域定着支援	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	46-5760	向原町長田 1843
	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2

## (3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
児童発達支援	ぴあ・くらぶ	社会福祉法人ひとは福祉会	42-1144	吉田町吉田 723-1
放課後等デイサービス	ひとはぼっこ	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2565	甲田町高田原 2500
	くらむぼん	社会福祉法人ひとは福祉会	42-2188	吉田町常友 1188-1
	児童デイサービスからふる吉田	合同会社グラス	42-1171	吉田町常友 1422 - 3
	ぴあ・くらぶ	社会福祉法人ひとは福祉会	42-1144	吉田町吉田 723-1
	IEP スクール安芸高田	株式会社シーセブンアソシエイツ	47-1020	吉田町吉田 2393-1

## (4) 児童福祉法に基づく相談支援

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
障害児相談支援	相談支援事業所もやい	社会福祉法人ひとは福祉会	46-5760	向原町長田 1843
	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	社会福祉法人清風会	47-1080	吉田町常友 1564-2

### (5) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業所

サービス名	事業所名	運営法人名	電話 0826-	住所 安芸高田市
地域活動支援センター	貴船ハウス	特定非営利活動法人貴船	42-2967	吉田町吉田 1781
移動支援 (併設)	安芸高田市社会福祉協議会 訪問介護事業所	社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会	42-2929	吉田町常友 1564-2
日中一時支援 (併設)	清風会吉田清風荘	社会福祉法人清風会	43-1026	吉田町竹原 1759-1
	清風会ワークセンター	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967
	清風会サンブリエ	社会福祉法人清風会	47-2056	吉田町竹原 157
	清風会サンサンホーム	社会福祉法人清風会	43-0255	吉田町竹原 189
	共同ホームひとは・ひとは作業所	社会福祉法人ひとは福祉会	46-2960	向原町長田 1841-1
	ひとはぼっこ	社会福祉法人ひとは福祉会	45-2565	甲田町高田原 2500
福祉ホーム	清風会第2吉田寮	社会福祉法人清風会	43-0611	吉田町竹原 967

## 5 用語解説

	用語	解説	掲載ページ
あ行	あいサポートアート展	・広島県が開催する障害者が創作した芸術作品の展示会。障害者が、芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。	84, 89
	安芸高田市障害者プラン推進協議会	・障害者計画、障害福祉計画の推進に関し、障害者や障害者福祉事業従事者、学識経験者、関係行政機関等の意見を反映させるために設置する安芸高田市の協議会。	8, 90, 92
	あじさい横丁	・福祉事業所で製造した商品の安芸高田市庁舎内販売会。障害者の就労支援と市民の障害者理解への啓発を目的とする。	78, 84
	一般就労	・障害者の就労形態の一つで、一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労すること。	4, 11, 47, 54, 55, 69, 70, 77, 78
	一般就労移行者	・目標設定における一般就労移行者とは、福祉施設利用者のうち、雇用契約に基づいて、企業等に就職した者及び在宅就労した者並びに自ら起業した障害者等のことを言い、就労継続支援A型の利用者は含まない。	54, 55, 69, 70
	医療的ケア	・家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。	11, 56, 57, 62, 72, 73, 78, 81, 82
	NPO (Nonprofit Organization)	・継続的、自発的にボランティア活動などの社会貢献活動に取り組む民間の非営利活動組織の総称。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体が、「NPO 法人（特定非営利活動法人）」とされている。	50
	お太助ワゴン	・安芸高田市内を運行する予約制の乗り合いタクシーのこと。昼間に運行し、予約に応じて運行ルートが決定される。	89
	お太助タクシーチケット	・安芸高田市内の指定協力業者で利用できる1枚500円のタクシーチケット。通院だけでなく、買い物などの外出にも利用できる。	65, 88, 89
親亡き後	・障害者をその親が介護している場合に、親が先に亡くなった後の障害者の生活や生じうる問題等の総称。親が亡くなった後も、障害者が継続して必要な支援や介護が受けられるよう体制づくりが求められている。	11, 49	
か行	基幹相談支援センター	・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。	10, 30, 54, 57, 63, 69, 74, 78, 80, 82, 84, 85, 97
	共同受注窓口	・複数の障害福祉サービス事業所等が共同して受注等に取り組み、受注業務のあっせんまたは仲介等を行う組織のこと。	78
	グループホーム (共同生活援助)	・障害者総合支援法に基づくサービスの1つで、夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行う。	3, 5, 11, 25, 52, 61, 66, 79
	ケア	・介護や看護のこと。	66
	ケアマネジャー	・介護を必要とする人が介護保険サービスを受けられるように、ケアプランの作成やサービス事業者との調整を行う専門職のこと。	30

	用語	解説	掲載ページ
か行	権利擁護	・人の有する権利を守ること。福祉用語では、アドボカシーといい、自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障害者の代わりに、代理人が権利を表明すること。	32, 49, 50, 63, 75, 83, 93, 94
	コーディネーター	・必要な支援が行えるよう、さまざまな専門職や機関等の調整を担当する人。	56, 57, 62, 68, 72, 73, 78, 81, 82
	合理的配慮	・障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮で、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。	2, 3
	こども発達支援センター	・就学前の発達が気になる児童とその保護者に対し、相談や教室活動などの支援を行う機関。	22, 72, 81
	コミュニケーション	・複数の人間や動物などが、感情、意思、情報などを受け取りあうこと又は伝え合うこと。	7, 34
さ行	児童発達支援センター	・地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。	56, 72, 73, 81
	児童福祉法	・児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。	3, 5, 6, 11, 90, 97
	市町村運営有償運送	・地域住民に必要な移動手段を確保するため、市町村が有償で行う住民の運送のこと。	89
	社会的障壁	・障害者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるような、施設や設備、制度、慣習、考え方などのこと。	1, 2, 9, 10, 83
	社会福祉協議会	・社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とし、地域の社会福祉を目的とする事業や活動を行う機関・団体が参加する組織。	30, 50
	住宅入居等支援事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者を対象に、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者を有する方の地域生活を支援する事業。	84
	重度障害者外出支援サービス	・外出支援が必要な重度の障害者に対し、安芸高田市内の指定協力業者で利用できるタクシーチケット（お太助タクシーチケット）を交付するサービス。	65, 88
	就労継続支援	・障害者総合支援法に基づくサービスで、A型は事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供し、B型は雇用契約を締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供する。	5, 11, 54, 60, 69, 70, 77, 96
	就労相談員	・就労に関係する機関と連携を図りながら、就労に関する情報提供や相談、活動支援を行う者。	69, 85
	手話通訳者	・派遣依頼を受けて、聴覚障害者等の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、市町村等の公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者。	64, 83, 86
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、聴覚障害者等が、日常生活上、手話通訳を必要とする場合や意思疎通を円滑にするため要約筆記者を必要とする場合に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業。	64, 86
	障害支援区分	・障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。	2, 18, 94

	用語	解説	掲載ページ
さ行	障害者基本法	・ 障害者のための施策に関して、基本的な理念や、国、地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めた法律。障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としている。また、この法律の中で県や市町村が障害者基本計画を策定することや障害者施策推進協議会を設置すること等も規定されている。	1, 2, 6, 7, 90
	障害者虐待防止法	・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関することを定めた法律。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしている。	1, 2
	障害者権利条約	・ 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約のこと。	1, 2
	障害者雇用促進法	・ 障害者も障害のない人と同じように能力、適性に応じて雇用される社会の実現のため整備した法律。代表的なものとして、一般民間企業は法定された割合の障害者雇用が義務付けられている。事業主は年1回報告義務がある。この法定割合に達しない場合は納付金を徴収し、法定以上の雇用のある企業などには調整金、報奨金が支給される。	1
	障害者差別解消支援地域協議会	・ 障害を理由とする差別を解消することを目的に、障害者にとって身近な地域において、関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークを組織するために設置されるもの。	93
	障害者差別解消法	・ 障害を理由とする差別の禁止に関する法律。障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とする。	1, 3
	障害者就業・生活支援センター	・ 障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就労と生活について支援を一体的に行うことを目的とした事業。公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用センター、生活支援センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等と連携をとりながら、障害者の就労及びそれに伴う生活に関する支援・助言などを行う。	54, 69, 78
	障害者就労支援事業所	・ 障害福祉サービスのうち、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援を提供する事業所。	69
	障害者自立支援協議会	・ 地域の支援体制に関する課題の情報共有、関係機関の連携の緊密化、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う場。安芸高田市では、それだけにとどまらず障害者とその家族が安心して生活できる地域づくりを目的としている。	8, 51, 53, 92, 93
	障害者総合支援法	・ 応益負担を原則とする障害者自立支援法を改正し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする法律で、2012（平成 24）年3月に成立。2014（平成 26）年4月完全施行。	1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 75, 95, 97, 98
	障害者優先調達推進法	・ 障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。	2, 78
	障害理解	・ 障害ごとに、その特徴や生活するうえで支障となること、必要な配慮について理解すること。	63, 66, 75, 84

	用語	解説	掲載ページ
さ行	障害程度区分	・障害福祉サービスの必要性を明らかにするための、障害者の心身の状態を総合的に示す区分。2014（平成 26）年4月から障害支援区分に変更となる。	94
	障害福祉サービス受給者証	・障害者総合支援法や児童福祉法に基づいて運営をしている事業所のサービスを受けるために必要となるもので、受給者証の取得により行政からの給付金を受けながら福祉サービスを利用することができる。	23
	ショートステイ	・居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行うサービス。	5, 11
	小児慢性特定疾病医療費支給認定者	・子どもの慢性疾患のうち、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない疾病について、医療費の自己負担分の助成を受ける認定を受けた者。	17
	職場体験実習	・自立支援協議会就労支援部会が中心となって取り組む、障害者が一般就労を体験する機会を提供するもの。	69, 78
	自立支援医療（精神通院）	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。	5, 16
	スキルアップ	・技術力を高めること。	80
	ストーマ装具	・人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストーマ（手術によっておなかに新しく作られた、便や尿の排泄の出口のこと）から排泄される「尿」もしくは「便」を貯留するための装具のこと。	86
	成年後見制度	・認知症高齢者、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人に対して、その財産の管理や処分などの意思決定を支援し、保護する制度。	2, 5, 10, 63, 83, 85
た行	相談支援専門員	・障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害者の全般的な相談支援を行う者。	53, 61, 68, 74, 82, 85
	たん吸引器	・気道がつまらないように痰等を吸引する装置。	86
	地域活動支援センター事業	・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障害を有する方等の地域生活支援の促進を図る事業。	5, 83, 87
	地域コミュニティ	・地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。	9
	地域生活移行者	・福祉施設の入所者が、施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した障害者等で、家庭復帰した人を含む。	52, 66
	地域生活支援拠点等	・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。	11, 53, 68, 76

	用語	解説	掲載ページ
た行	地域共生社会	・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。	3, 4, 9, 50
	地域包括ケアシステム	・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことであり、精神障害にも対応した仕組みの構築が求められている。	4, 53, 67
	通級による指導	・小・中学校の通常学級に在籍する障害児の特性に合わせた個別の指導。ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別な指導を特別な場（通級指導教室）で行う。	22
	特定医療費（指定難病）支給認定者	・厚生労働大臣が定める指定難病について、病態など一定の基準を満たしている人に対して交付されるもの。医療費の自己負担部分について一部公費負担を行う。	17
	特別支援学級	・小学校・中学校等に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級。	22, 23, 41
	特別支援学校	・障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている学校。	11, 22, 23, 41, 69, 78
な行	内部障害	・身体障害の種類で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸障害、小腸障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害。	13
	難病	・原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。	2, 4, 17
	ニーズ	・必要や要求のこと。マーケティングの基礎を成す根本的な概念。	1, 3, 4, 8, 10, 23, 44, 56, 57, 61, 62, 68, 69, 73, 81, 82, 87
	認定こども園	・保護者の就労状況に関わらず子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設。子育て不安に対応した相談対応や親子の集いの場の提供など、地域における子育て支援を行う機能も持つ。	72, 82
	ネットワーク	・様々な機関や団体、組織、個人などが相互に連携することにより新たな仕組みを生み出し、課題解決に役立つ機能を発揮する状態のこと。また、そのようなことを目指した、社会的・組織的つながりのこと。	50, 66, 69, 76, 80, 93
	農福連携	・担い手の高齢化と減少が進む農業分野と、障害者や高齢者らの働く場の確保を求める福祉分野の連携を図ること。	78

	用語	解説	掲載ページ
は行	バックアップ体制	・必要な支援や相談対応を実施するため、二重に態勢を整えること。	80
	発達障害	・発達障害者支援法に基づく、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）などの通常低年齢で発現する脳機能の障害。	2, 4, 9, 21, 45, 63
	発達障害者支援法	・発達障害の早期発見・発達支援について定めた法律。国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、発達障害者への学校教育における支援・就労の支援、発達障害者支援センターの設置や発達障害者を支援する民間団体への支援などを図ることにより、発達障害者の自立および社会参加に資することを目的とする。	2
	パブリックコメント	・自治体の基本的な計画等の策定にあたり、よりよい案を作成するため、政策や計画などを立案する際に、内容を住民に公表して意見を募集し、その意見を政策等に反映させる制度。	8
	バリアフリー	・高齢者や障害者等の生活の妨げとなるバリア（障壁）を取り除き、自由に活動できる生活空間のあり方。バリアには、たとえば移動を困難にする段差などがある。社会的・心理的な障壁や、情報面・制度面での障壁の除去という意味にも使われるようになっている。	3, 46, 49
	ハローワーク	・職業紹介・職業指導・失業給付などに関する事務を無料で行う国の行政機関。	10, 19, 54, 69, 76, 78
	ピアサポート	・同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。	83
	福祉的就労	・障害などを理由に、一般企業で働けない方へ、福祉施設で支援を受けながら訓練を兼ねて働く場を提供する福祉のこと。	43
	福祉ホーム	・住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設。	25, 65, 88, 89, 98
	ベビーマッサージ	・身体調和支援・マッサージ。子供の体を整え、動きやすく生活しやすい体作りを目指す技術。	22
	ホームヘルプ	・日常生活を営むのに支障のある障害者等の自宅を訪問し、身体介護や家事援助を提供する専門職。	5
	補装具	・身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具のこと。	5
ボランティア	・住民一人ひとりの自発的な意志に基づいて、金銭的な利益などの見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に携わること又は携わる人々を指す。	11, 50, 63, 83, 84	
ま行	面的整備型	・緊急時の迅速・確実な相談支援の実施や、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援等を目的とする地域生活支援拠点等を整備するにあたり、必要な機能を複数の機関が分担して担う形式のこと。	53, 68
	モニタリング	・サービス利用者の状態や生活状況を把握し、サービス等利用計画の見直しを行うこと。	80, 81
や行	有効求職者数	・公共職業安定所へ申し込みをしている求職者の数で、新規求職者数に前月から繰り越された求職者数を加えたもの。	19
	有効求人数	・公共職業安定所で受け付けられた求人の数で、新規求人（求職）と、前月から繰り越された求人（求職）とを合計したもの。	19

	用語	解説	掲載 ページ
や行	有効求人倍率	・有効求職者数に対する有効求人数の比率のこと。労働市場の需給状況を示す代表的な指標である。	19
	要約筆記者	・聴覚障害者等に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍早く、すべて文字化できないため、話の内容を要約して筆記することにより「要約筆記」という。	64, 65, 83, 86
ら行	ライフステージ	・人間の一生を乳幼児期・学齢期・青年期・壮年期・高齢期などと分けた、それぞれの段階のこと、またその考え方。	11, 62

.....

## 安芸高田市障害福祉計画

障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

《2024年度～2026年度》

.....

発行年月：2024年3月

発行：安芸高田市 福祉保健部 社会福祉課

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話：0826-42-5615

FAX：0826-42-2130